

令和 4 年度 認証評価

愛知文教女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	85
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	93
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	95
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	98
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知文教女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 30 日

理事長

足立 誠

学 長

富田 健弘

A L O

祢宜 佐統美

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

大正15年12月 5日	学園創立者足立 閻励(ぎんれい)氏は女子教育の重要性を痛感し、質実 有為で宗教的情操を身に付けた真人育成を目的とする高等女学校設立 を望み、当時の稲沢町長並びに地元有力者の協力を得て当地に校地を選 定する。
12月13日	稲沢高等女学校設立認可申請
昭和 2年 3月14日	稲沢高等女学校設立認可
昭和18年11月 5日	財団法人足立教育報国財団設置認可
昭和22年 4月 1日	新教育制度により真和中学校設立
昭和23年 3月 1日	財団法人足立教育報国財団を財団法人足立学園と改称
昭和23年 3月31日	稲沢高等学校普通・家庭課程設立認可
昭和26年 3月 5日	財団法人足立学園を学校法人足立学園に組織変更
10月26日	足立学園創立25周年記念及び短期大学開学記念式典挙行
昭和27年 2月20日	家政科第2部設置認可
4月 1日	稲沢高等学校から稲沢女子高等学校に、真和中学校から稲沢女子中学校 に改称
昭和31年 2月10日	稲沢幼稚園設置認可
昭和38年 3月30日	家政科第1部の入学定員増と生活デザイン科設置認可
昭和39年 2月24日	生活デザイン科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課 程として認定
昭和41年 3月31日	稲沢女子中学校廃止
昭和42年 3月31日	稲沢女子短期大学附属萩原幼稚園設置認可及び稲沢幼稚園を稲沢女子 短期大学附属稲沢幼稚園に改称
昭和43年 2月27日	足立学園創立40周年記念式典挙行
昭和45年 3月27日	稲沢女子短期大学附属稲沢幼稚園を稲沢女子短期大学附属第一幼稚園 に改称 稲沢女子短期大学附属第二幼稚園設置認可
昭和46年11月 1日	足立学園創立45周年記念式典挙行
昭和50年 3月10日	稲沢女子短期大学附属一宮東幼稚園設置認可
昭和51年11月 2日	足立学園創立50周年記念式典挙行
昭和60年 1月26日	学園創立者足立閻励氏 学園葬
昭和61年10月18日	足立学園創立60周年記念式典挙行
昭和63年 3月14日	大成高等学校設置認可
平成 4年 3月25日	大成中学校設置認可
平成 5年 4月 1日	稲沢女子短期大学附属第一幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第一幼

	稚園に改称
平成 5年 4月 1日	稲沢女子短期大学附属萩原幼稚園を愛知文教女子短期大学附属萩原幼稚園に改称
平成 5年 4月 1日	稲沢女子短期大学附属一宮東幼稚園を愛知文教女子短期大学附属一宮東幼稚園に改称
平成 5年 4月 1日	稲沢女子短期大学附属第二幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園に改称
平成 8年 5月11日	足立学園創立70周年記念式典挙行
平成 9年12月19日	愛知文教大学設置認可
平成13年 4月 1日	稲沢女子高等学校を愛知啓成高等学校と名称変更
平成14年12月19日	愛知文教大学大学院設置認可
平成16年11月30日	愛知文教大学大学院博士課程設置認可
平成24年 9月24日	足立学園総合研究所オープン記念式典挙行
10月 1日	足立学園総合研究所設立

<短期大学の沿革>

昭和25年 4月	教育機関としての大学等がなかった尾西地区の文化的発展のために女子家政科を中心とした短期大学を設置し、宗教的信念を持った質実健全な女性を育成し、日本の文化向上発展に寄与することを目的とし短期大学設立準備委員会を発足
昭和26年 3月 7日	稲沢女子短期大学家政科第1部設置認可 初代学長本田義英就任
昭和28年12月 1日	足立閭励氏 稲沢女子短期大学学長就任
昭和32年 4月 1日	稲沢女子短期大学家政科栄養コースを栄養士養成施設として指定(家政科第1部を栄養と被服の2コースに分ける)
昭和41年 1月25日	稲沢女子短期大学保育科設置認定
2月28日	稲沢女子短期大学保育科を保母養成施設として指定
3月 5日	稲沢女子短期大学保育科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定
昭和44年 2月 8日	稲沢女子短期大学幼児教育学科第1部設置認可
4月 1日	稲沢女子短期大学家政科第1部は家政学科第1部に改称
4月 1日	稲沢女子短期大学保育科を稲沢女子短期大学幼児教育学科第1部に改称
昭和47年 2月25日	稲沢女子短期大学幼児教育学科第3部を保母養成施設として指定
3月31日	稲沢女子短期大学生活デザイン科を稲沢女子短期大学デザイン美術科第1部に改称
昭和52年 4月 1日	林 恵氏 稲沢女子短期大学学長就任
昭和60年12月25日	稲沢女子短期大学家政科第1部の入学定員増の認可(栄養、被服、情報の3コースに分ける)
昭和61年 4月 1日	稲沢女子短期大学デザイン美術科第1部をデザイン、美術の2コースに

	分ける
昭和61年12月23日	稲沢女子短期大学幼児教育学科第1部の入学定員増の認可
平成 2年 1月19日	稲沢女子短期大学家政学科を生活文化学科に変更認可
4月 1日	生活文化学科第1部を食物栄養専攻及び生活文化専攻（生活、被服、情報秘書コース）に専攻分離
12月21日	稲沢女子短期大学生生活文化学科第1部食物栄養専攻の入学定員増の認可
平成 5年 4月 1日	稲沢女子短期大学を愛知文教女子短期大学に改称
平成 8年 3月19日	愛知文教女子短期大学専攻科設置認可。介護福祉士養成施設として指定
平成12年 3月31日	愛知文教女子短期大学生生活文化学科第2部廃止
平成12年 5月12日	愛知文教女子短期大学創立50周年記念式典挙行
平成15年 2月13日	愛知文教女子短期大学デザイン美術科第1部をデザインアート学科第1部に変更認可
平成16年 4月 1日	愛知文教女子短期大学生生活文化学科第1部食物栄養専攻の入学定員を80名から40名に変更
平成17年 3月29日	愛知文教女子短期大学生生活文化学科第1部食物栄養専攻に栄養教諭免許課程認定申請
平成17年 4月 1日	愛知文教女子短期大学幼児教育学科第1部の入学定員を135名から80名に、幼児教育学科第3部の入学定員を90名から70名に変更
平成18年 4月 1日	愛知真和学園として愛知啓成高等学校、大成高等学校、大成中学校、愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園を足立学園より分離。これに伴い足立学園を構成する学校は愛知文教女子短期大学、愛知文教大学、愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園、附属萩原幼稚園、附属一宮東幼稚園の5校となる。
平成19年 4月 1日	古山敬子氏 愛知文教女子短期大学学長就任
平成20年 3月31日	愛知文教女子短期大学デザインアート学科第1部廃止
平成23年 3月24日	短期大学基準協会の第三者評価において適格の認定
平成23年11月 5日	愛知文教女子短期大学創立60周年記念式典挙行
平成24年 4月 1日	愛知文教女子短期大学生生活文化学科生活文化専攻・ファッションコース（（旧）被服コース）募集停止
平成27年 3月31日	愛知文教女子短期大学専攻科介護福祉専攻廃止
平成28年 4月 1日	愛知文教女子短期大学生生活文化学科生活文化専攻・情報ビジネスコース設置
平成30年 3月 9日	短期大学基準協会の第三者評価において適格の認定
令和 3年 4月 1日	富田健弘氏 愛知文教女子短期大学学長就任（現在に至る）
令和 3年 7月31日	愛知文教女子短期大学創立70周年記念式典挙行
令和 3年11月 5日	愛知文教女子短期大学創立70周年記念講演会

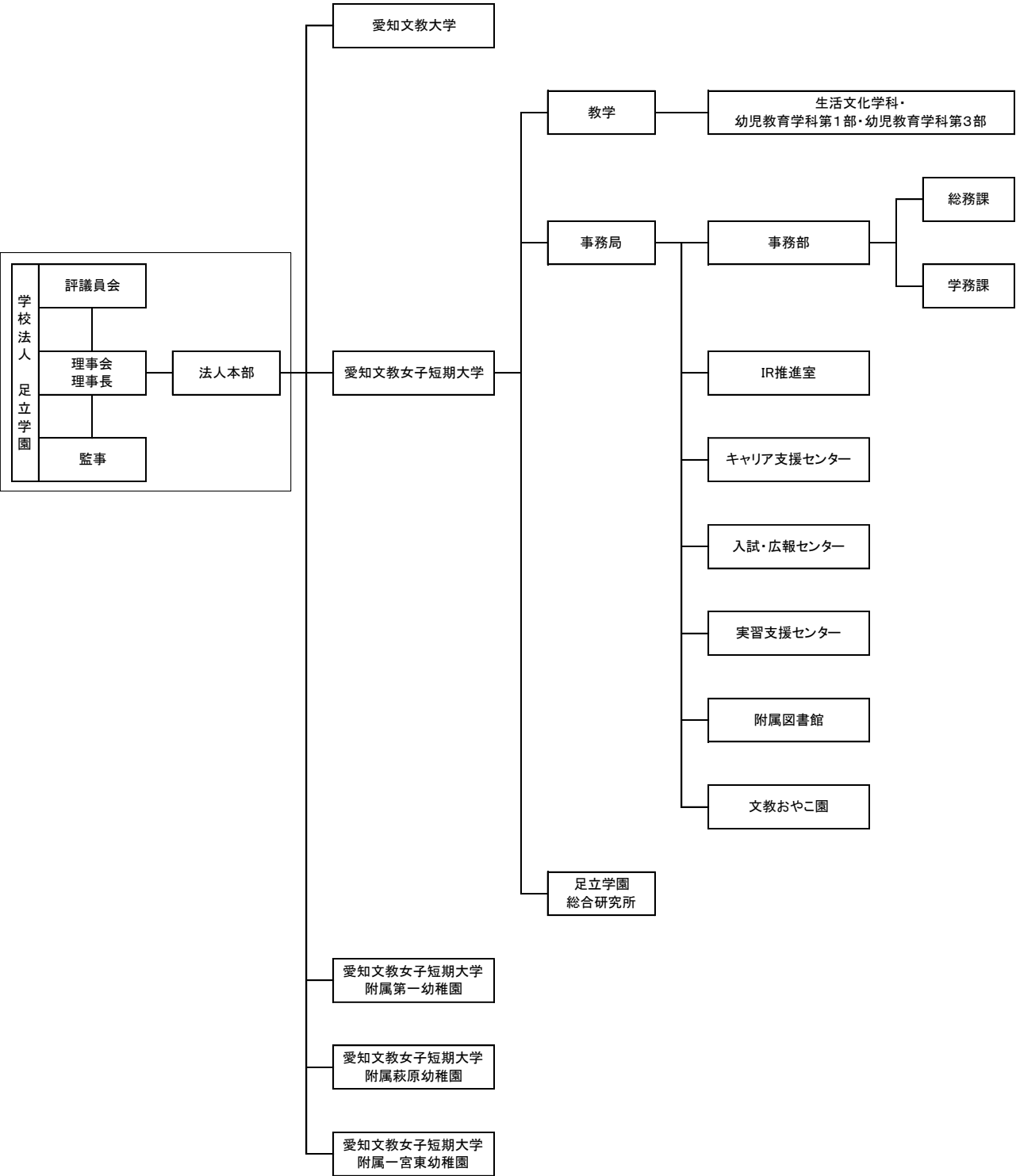
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4(2022)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知文教女子短期大学	愛知県稲沢市稲葉2-9-17	220	510	431
愛知文教大学	愛知県小牧市大字大草字年	110	470	396
愛知文教大学大学院	上坂5969-3	8	16	6
愛知文教女子短期大学 附属第一幼稚園	愛知県稲沢市西町二丁目 35番17号	120	360	269
愛知文教女子短期大学 附属萩原幼稚園	愛知県一宮市萩原町串作 字流17-1	90	270	190
愛知文教女子短期大学 附属一宮東幼稚園	愛知県一宮市千秋町小山 字北川田1522-7	69	207	175

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

稲沢市（平成17年4月1日「旧・稲沢市」「旧・祖父江町」「旧・平和町」が合併し、新「稲沢市」となる。）

人 口 134,748人（令和4年4月1日現在）

世帯数 55,773世帯（令和4年4月1日現在）

面 積 79.35 km²

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知 尾張	70	27.1	93	32.7	57	25.8	70	30.5	63	30.7
愛知 名古屋	28	10.9	24	8.5	26	11.8	24	10.5	12	5.9
愛知 知多	32	12.4	29	10.2	27	12.3	28	12.2	18	8.8
愛知 三河	16	6.2	15	5.3	15	6.8	7	3.1	6	2.9
岐阜	49	19.0	51	18.0	45	20.5	46	20.1	46	22.4
三重	34	13.2	41	14.4	25	11.4	27	11.8	29	14.1
静岡	8	3.1	8	2.8	5	2.3	6	2.6	2	1.0
その他	21	8.1	23	8.1	20	9.1	21	9.2	29	14.1

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

中部地方の中心地となる名古屋圏には、日本を代表するグローバル企業である自動車産業や、関連する製造業の企業が多数集まっている。このため、高校生の進学先や就職に関しても地元志向の強い地域と言われている。

本学の位置する「稲沢市」は、名古屋駅から鉄道アクセス（JR 東海道線、名古屋鉄道本線）10 分圏内という交通の利便性を生かし、「子育てしやすい街づくり」「住

んでみたいまち」としてのブランドを確立させることを目指している。稲沢市の将来への課題としては「人口減少・超高齢社会への対応、住宅環境、子育て支援、教育環境を整備」など列举できるが、昨今全国の地方自治体と同様な状況であり「若い世代が心地よく暮らせる日常生活圏を形成する」ことを課題としている。

本学は、教育機関としての大学等がなかった尾西地区に昭和 26（1951）年、学園創立者である足立閭励（ぎんれい）氏によって「質実有為で宗教的情操を身に付けた真人育成」を目的とした「稲沢女子短期大学」家政科を開設した。以来、幾度かの改組を経て現在の幼児教育学科（第 1 部、第 3 部）、生活文化学科（食物栄養専攻、生活文化専攻）の設置に至るまで、中部地方から多くの進学者を受け入れて専門職人材を育成し、昨年度短期大学創立 70 周年を迎えた。

また地域貢献への取り組みとして、平成 19（2007）年 4 月、学内に社会貢献を目的とした地域貢献推進部を設け、生涯学習講座、公開講座の実施、学生食堂の地域への開放などの取り組みなどを行い、地域に根ざした短期大学づくりを積極的に進めている。さらに、平成 25（2013）年に子育て支援、生涯学習、食育等 7 項目からなる稲沢市と「連携に関する包括協定」を締結、平成 24（2012）年 10 月に「足立学園総合研究所」を設立し「人と人 ヒトとモノ 笑顔を結ぶ」という理念の基、地域に対して衣食住の枠を越え上質なライフスタイルの提案を行う「Adachi Fashion Academy」、市民へ幅広い生涯学習の場を提供する「いなざわコミュニティカレッジ」を設置した。

こうして、高齢者から幼児まで幅広い世代を対象とした講座を提供し、社会に開かれた高等機関として教育・研究の専門性を生かした地域貢献を続けている。

令和 2（2020）年には、研究所の組織を改編し、地域連携センターとして、研究教育ステーション、地域連携ステーション、生涯学習ステーション、学生ボランティアの 4 分野で活動を行っている。

子育て・教育に関する事業

○文教おやこ園

平成 28(2016)年 10 月に開設した「文教おやこ園」では、週 3 回にわたり親子触れ合いの場を提供している。この事業は稲沢市から、「未就園児の子育て支援」として高い評価を得て、令和 2（2020）年度に稲沢市の『委託事業』となった。令和 2 年度の参加者は延べ 4,000 名を超えている。

「文教おやこ園」は、本学学生の実践的な学びの場となり地元への就職にも繋がっている。

○潜在保育士再就職セミナー

平成 28(2016)年より、慢性的な保育士不足対策として、稲沢市役所こども課（現在、子ども健康部保育課）と連携して「潜在保育士再就職セミナー」を開催している。このセミナー修了者が稲沢市の保育士に登録することにより、子育て支援センターや保育（園）所など保育現場への再就職に直結し、保育現場の人手不足解消に寄与している。

○いなざわコミュニティカレッジ

いなざわコミュニティカレッジの開催する「サマーカレッジ親子講座」「キッズ

デザイナースクール」は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「こどもゆめ基金」助成事業として採択されている。

「サマーカレッジ親子講座」は平成 20(2008)年より、夏期休暇中の市民向け講座として毎年開講している。当初本学の施設において開催していたが、参加者の利便性向上のため平成 30(2018)年から稲沢市内の公共施設（図書館、農業改善センター）に会場を移し、参加者増を図っている。

「キッズデザイナースクール」は、平成 26(2014)年から市内の小学校を対象に小学校の教育内容から減りつつある「被服教育の学び」を提供している。その後、「いなざわデザイナーカレッジ」、令和 4(2022)年は、「キッズデザイナーカレッジ」の名称で開講している。

このほか、いなざわ「結」講座として地域住民から講師を募集し、それぞれのキャリア、得意とする分野を教授する住民による講座をコーディネートしている。高齢者に向けての「脳トレ勉強会」「認知症サポーター養成講座」「心で読む朗読」などは市民からのニーズも高く、毎回の募集はキャンセル待ちが出る状況である。

○学生のボランティアの活動

本学の位置するエリアは、「織田信長公生誕の地」であり、尾張国の政治・文化の中心地として国衙（こくが）が置かれていた歴史ある街である。天下の奇祭（日本三奇祭）「国府宮はだか祭」など、祭り文化の盛んな地域でもあるが、高齢化する社会では地域行事の継承が年々困難となり、ボランティアとしてサポートする学生への期待は非常に大きい。単に祭りを手伝うだけではなく、地域の町おこしイベントの立案・運営・ボランティアなど本学学生はさまざまな活動を行っている。その一例として「稲沢イルミネーション」を挙げることができる。

■ 地域社会の産業の状況

稲沢市は 680 年以上の歴史を誇る「植木・苗木の生産地」として全国的に知られており、埼玉県川口市、大阪府池田市、福岡県久留米市と並ぶ日本四大生産地の一つである。そのルーツは鎌倉時代、国分寺柏庵和尚が中国で学んだ柑橘類の接木法を稲沢市矢合（町）地区の農家に広めたことが最初だと言われている。稲沢の植木・苗木は、苗の育成に適した気候と木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）が育んだ肥沃な土壌により品質が良く、多品種であることから、全国各地の苗木業者で高い評価を得ている。

また、日本の産業界を牽引する大手自動車グループ会社の本社や旧財閥グループの工場も多く進出している。

なお、近年は鉄道（JR 東海道線、名古屋鉄道本線）や自動車での名古屋（駅）市内へのアクセスの良さから、名古屋市のベッドタウンとしての発展もめざましい。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] シラバスにおいて、「授業概要・ねらい」と、科目の「学習成果」の書き分けが明確ではない科目が散見され、文言の不統一もみられることから、検討することが望まれる。
(b) 対策
本学では、シラバスの第三者による点検として、学長が指名する他学科の教職員が、相互に点検を行っている。その際に、ご指摘のあった、内容の書き分け、文言の統一を重点箇所として確認している。
(c) 成果
上記の点について改善されたが、今後も引き続き内容の見直しを行っていきたい。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] FD 活動は行われているが、FD 活動に関する規程がないので整備することが望まれる。
(b) 対策
令和 3 (2021) 年度に、愛知文教女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程と愛知文教女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程を整備した。
(c) 成果
規程を策定したことにより、FD・SD の目的や担当が明確になり、研修やワークショップがより段階的・計画的に行われるようになった。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
[テーマ B 物的資源] 生活文化学科生活文化専攻の入学定員超過の状況を改善し、教育の質を担保する上でも適切な定員管理が望まれる。
(b) 対策
生活文化学科生活文化専攻の入学者数は、入学定員の 30 人に対し、平成 29 (2017) 年度 47 人、平成 30 (2018) 年度 50 人と超過していたが、令和元 (2019) 年度に定員管理を強化し見直しを図った。
(c) 成果
上記の結果、令和元 (2019) 年度の入学者数は、29 人とほぼ定員に近づき、令和 2 (2020) 年度は、33 人となっている。なお、令和 3 (2021) 年度は 21 名となっている。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費補助金の使用については、研究倫理規程、公的研究費管理規程、研究活動不正防止規程、公的研究費の不正使用防止計画、公的研究費の管理・監査体制、公的研究費内部監査手続要領等の規程を設け、年に1回全教員を対象に研修会を行い、不正が起これば周知徹底している。令和3（2021）年度は、4月1日に新任教員対象とし研究倫理研修を行い、5月11日には全教員を対象としコンプライアンス研修を行った。また、令和4（2022）年2月28日には非常勤講師を対象としたコンプライアンス研修も行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和3（2021）年度の自己点検委員会の構成は以下の通りである。

委員長 衿宜 佐統美（ALO 教務部長 教授）
委員 西澤 早紀子（生活文化学科 講師）
委員 居澤 博（総務課長）
委員 山本 育子（学務課長）
委員 加藤 瑞月（学務課教務係）

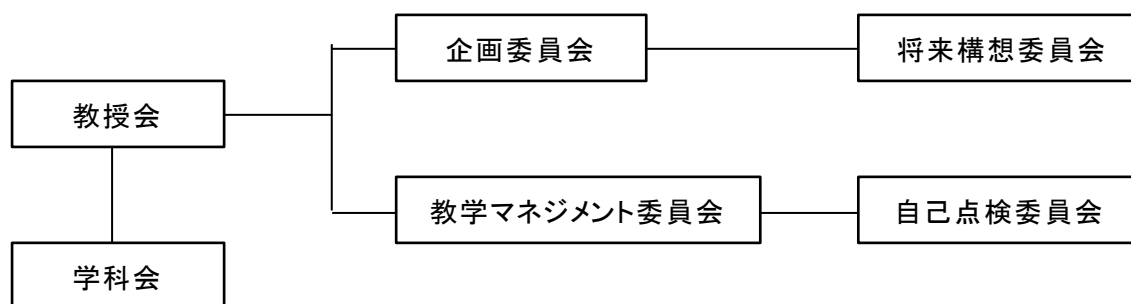
また、令和3（2021）年度の教学マネジメント委員会は以下の通りである。

委員長 富田 健弘（学長）
委員 安藤 京子（学長補佐 教授）
委員 朴 賢晶（副学長 教授）
委員 衿宜 佐統美（ALO 教務部長 教授）
委員 加藤 智子（幼児教育学科長 教授）
委員 渡辺 香織（生活文化学科長 教授）
委員 山本 育子（学務課長）

令和3（2021）年度の企画委員会は以下の通りである。

委員長 富田 健弘（学長）
委員 安藤 京子（学長補佐 教授）
委員 朴 賢晶（副学長 教授）
委員 加藤 智子（幼児教育学科長 教授）
委員 渡辺 香織（生活文化学科長 教授）
委員 衿宜 佐統美（ALO 教務部長 教授）
委員 有尾 正子（学生支援委員長 准教授）
委員 長谷川 千代松（事務長）
委員 鈴木 雅之（法人本部長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学則第 2 条に「自己評価等」を掲げ、これに基づき「自己点検・評価実施規程」を定め、実施している。

自己点検評価委員会は、平成 6(1994)年度に組織され、『財団法人短期大学基準協会』の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に沿って以下の方針のもとに自己点検を進め、次年度に向けての行動計画を策定している。

1. 各学科や関係部署で PDCA サイクルに従って現状の把握や分析を行う中で課題を発見し、課題の解決に向けた改善計画を立てる。
2. 各部署における自己点検結果を自己点検評価委員会に持ち寄り、課題を共有し、課題の解決に向けた全学的な行動計画を策定する。
3. 自己点検評価委員会において当該年度の自己点検・評価の結果をまとめ、短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って自己点検・評価報告書を作成して全教職員に周知するとともに、本学のホームページにも掲載し、学内外にも評価結果を公表する。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、ALO を中心に各学科、関係部署及び各種委員会などで点検作業を進め、自己点検評価委員会で纏めている。教学マネジメントをより明確に進めるために、令和元（2019）年度の発足準備会議を経て、令和 2 年（2020）年度に教学マネジメント委員会を発足した。令和 3（2021）年度の自己点検評価報告書作成にあたっては、教学マネジメント委員会、企画委員会、学科会等と連携・協力して実施している。

令和元（2019）年 7 月からは、三つの方針（入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）。以下、「三つの方針」とする）の大幅な見直しに着手した。

具体的には、卒業生アンケートや就職先アンケート等の各種アンケートの実施、地域の企業、幼稚園・保育園、認定こども園、稲沢市役所等ステークホルダーからの聞き取り、本学が委嘱している外部評価委員（高等学校校長を含む）からの意見聴取などを列挙することができる。そして、これを基に、各学科で検討を行い、令

和 2（2020）年度の教学マネジメント委員会、企画委員会、教授会の議を経て、新しい「三つの方針」が承認された。さらに、令和 3（2021）年度のシラバスからは、学生が科目と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関係を理解できるように改善しており、PDCA サイクルが機能していると言える。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

平成 31・令和元（2019）年度	4 月	相互評価・認証評価の日程確認（将来構想会議）
	9 月	認証評価について研修会、相互評価・認証評価の日程説明（全教職員対象）
令和 3（2021）年度	9 月	桜の聖母短期大学との相互評価実施
	11 月	自己点検評価報告書の執筆分担・活動内容の検討（自己点検評価委員会）
	11 月	自己点検評価報告者の執筆分担の検討・承認（企画委員会）
	12 月	各部署へ自己点検評価報告書の原稿依頼・執筆開始（水曜ミーティング）
	3 月	各部署から自己点検評価報告書の提出
令和 4（2022）年度	4 月	自己点検評価報告書のまとめ
	6 月	自己点検評価報告書の初校 自己点検評価報告書の再校（全教職員） 自己点検評価報告書の完成

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

1. 2021 学生便覧（キャンパスガイド）
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内
3. 大学案内
4. ウェブサイト「建学の精神・教育理念・あゆみ」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
5. ウェブサイト「自己点検・評価報告書」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

提出資料-規程集

1. 愛知文教女子短期大学学則
112. 足立学園総合研究所規程

備付資料

1. 足立学園 70 年史
2. 愛知文教女子短期大学 50 年史
3. 愛知文教女子短期大学と稲沢市との連携に関する包括協定書
4. 愛知文教女子短期大学と豊田合成株式会社と TG SPORTS 株式会社との包括連携に関する協定書（令和 2 年 2 月 18 日）
5. 愛知文教女子短期大学と株式会社名古屋食糧との連携に関する包括協定書
6. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・株式会社ファイン総合研究所）
7. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・社会福祉法人昭徳会）
8. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・社会福祉法人信竜会）
9. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・株式会社おとうふ工房いしかわ）
10. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・稲沢市観光協会）
11. 連携に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・太田油脂株式会社）
12. 清須市と学校法人足立学園愛知文教女子短期大学との連携に関する協定書
13. 産学連携活動に関する包括協定書（愛知文教女子短期大学・稲沢商工会議所）
14. R3（2021）年度委員就任状況一覧

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

学園創立者である足立闇励（ぎんれい）氏は、明治、大正、昭和の時代の変遷の中で、日本の近代化に伴い女子教育の重要性を痛感した。そこで、宗教的信念を持った質実健全な女性を育成し、日本の文化向上発展に寄与することを目的とした高等教育機関である女子家政科を中心とする短期大学を設置した。『質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する』という建学の精神が示し教育の原点とする「心」は、「正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」《正・明・和・信》の教育理念を明確に示している。本学の「建学の精神」は学則第1条（目的）に「本学は教育基本法および学校教育法の精神に従い、女性として社会生活に必須な専門的大学教育を施し、もって宗教的信念のある真人を育成することを目的とする」（規程集-1）明記されている通り、建学の精神は法に基づくとともに公共性を有している。

＜建学の精神＞

『質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する』

●「一生涯生き甲斐ある幸せな生活を送ることができる女性を育てる」 創立者 足立闇励^{ぎんれい}

学園の創立者である足立闇励は、学長室を持たず、教職員とともに、できる限り学生に接するようにし、誰よりも授業に励んだ。

先生は、「人生生活とはすべて何事もみな心より起こる。心の起こる元は『信』であり、『信』とはく真心と真心の通じ合いである。知・情・意の円満な心を持つことにより、正しく、知に明るく、和やかな精神生活が送れるのである」という信念のもと、本学を設立した。

そして、一生涯生き甲斐があり、家庭で、社会で、幸せな生活を送ることができる女性を育てることが使命であると考え、この尾西地区で女子教育を志した。その教育の原点が「心」である。

●生活のすべては「心」から。真心の通じ合いから、信用、信頼が生まれる。

先生の「人の一生における生活のすべては心が元になっている。人と人々が真心を通わせることで信用、信頼が生まれる。信用、信頼が得られ、知性、感情、意思の調和が取れた心を持つことにより明るく、正しく、和やかな生活（幸福な生活）を送ることができるのである」という信念のもとに掲げられた《建学の精神》は、学則第1条（教育の目的）として受け継がれ、学園創立90年余を経過した今もなお本学における教育の指針となっている。

＜教育理念＞

『正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する』 《正・明・和・信》

建学の精神と教育理念は、学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）や履修案内（提出-2）、大学案内（パンフレット）（提出-3）、ホームページ（提出-4）などに明記しており、学生や受験生及び保護者をはじめ、学内外に広く公表している。また、非常勤講師には2月に行われる「科目担当者打合せ会」で、全教職員には年度当初の打合せ会で学長が直接語り周知を図っている。新入生には入学式での式辞、在学生には新年度のオリエンテーションで学長が解りやすい言葉で伝えている。しかし、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、「コロナ禍」とする）、感染防止のためオンラインで周知を図った。受験生や保護者にはオープンキャンパスにおいて、また、高等学校での説明会や本学教員による出前授業等においても紹介し周知を図っている。更に、キャンパス内には、建学の精神(創立者の胸像)や教育理念などを随所に掲げている。

全学科の1年生前期開講の必修科目「現代教養基礎」の中で、毎年、学長自ら学生に建学の精神や教育理念を語りかけ学生に理解を促している。そして、授業の集大成となる、まとめ講座・グループ発表のテーマを「信頼される女性とは」とするなど工夫を凝らしており、より一層建学の精神を学ぶことができる授業となっている。また、平成30(2018)年度からは、講義内でグループワークを実施しており、より具体的に建学の精神に基づいた本学の教育を理解するように努めている。更に、平成27(2015)年度からは、教職員と学生が建学の精神をより身近に感じるために、学生便覧（キャンパスガイド）をハンディサイズ（A6版）にして日々の学生生活の中で常にこれらを確認しやすいように工夫をした。

本学は、毎年度自己点検・評価を実施し『自己点検・評価報告書』として、ホームページで公表しており（提出-5）、この報告書作成に携わった自己点検評価委員会はもちろんのこと、全教職員は自己点検・評価報告書に参画しており、定期的に全教職員が建学の精神に触れることにより認識と理解を更に深めている。また、建学の精神について、平成27(2015)年度に新設された将来構想会議において点検し、現行の中・長期計画の策定はこれに基づいて行われた。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

本学は、学則第8章(公開講座)に「本学は広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する」（規程集-1）と記されており、長年にわたり地域貢献に取り組んできた。平成24(2012)年10月、短期大学内に「足立学園総合研究所」を設立し、地域社会・生涯教育への貢献を目的とする「いなざわコミュニティカレッジ」

と「Adachi Fashion Academy」を開設した。地域貢献に基づいた「人と人 ヒトとモノ 笑顔を結ぶ」取り組みを開始した。Adachi Fashion Academy は会員制をとっており、本学の開学の礎となる家政学の分野を中心にファッションを広義にとらえ生活環境、日本文化に関する教育資源を地域に還元するべく各講座を継続展開している。現在会員数は、317 名である。令和 3 (2021) 年 4 月には足立学園総合研究所の規程（規程集-112）を改訂し、地域連携センターとして生涯学習、地域連携活動をさらに組織的に深化しており、地域連携活動報告集「結」を隔年発行、ホームページ上での事業発信を通して、活動を社会にも周知している。毎年事業計画の見直しを図り、地域のニーズに合った事業展開を行っている。

公開講座は、昨今のコロナ禍であっても地域に貢献し、共に支え合う事業として開催を続けており、令和 3 (2021) 年度は 71 講座を開催、延べ 491 名の参加者があった。幼児教育学科、生活文化学科の専門分野を活かして中等教育学校の家庭科教員向けの公開講座を開催しており、各分野の最新情報、教育内容を提供することで、高等学校、中学校の授業に直結するとの評価を得ている。

また、コロナ禍における新たな取り組みとして、地域での課題となっている「防災」について「おうちで学ぶ YouTube 動画配信講座」を保育士、幼稚園教諭及び社会人を対象にオンライン配信で実施した。なお、平成 28 (2016) 年から開催している「潜在保育士再就職セミナー」はやむなく中止したが、今後できるだけ早い時期に再開するべく検討している。

生涯学習講座は、コロナ禍であることから春講座は中止としたが、講座開催の要望は根強く、秋講座は感染予防対策を徹底して開催した。ただし、受講者から好評であった学生食堂の開放はコロナ禍のため制限した。

平成 20 (2008) 年より夏期休暇中に開催する『いなざわサマーカレッジ』『いなざわデザイナーカレッジ』は、「家族でまなぶ、わくわく、びっくり」をテーマに「学ぶ」と「知る」を楽しむプログラムとして小学生が大人（保護者）と一緒に学ぶ機会を提供している。講師を学外から招き、会場を地域の図書館といった公共施設に広げたことで講座内容の充実、交通手段、駐車場の確保ができ参加者の満足度を高めることができた。また、本学学生にとっては、ボランティアスタッフとして参加することで、「キャリアプラス」の単位取得の機会となっている。これらの他にも、稲沢市との共催事業、後援事業として 10 年以上継続開催する事業を数多く展開している。

また、リカレント教育の一環として、平成 29 (2017) 年度から開設した「女性活躍のための専門的職業実践力履修プログラム (BP)」では、働く女性のビジネススキルのブラッシュアップを目的として、生活文化学科生活文化専攻の正課授業を履修することができるようにしている。

企業・自治体・団体との包括連携協定については、広く門戸を開放し特定の分野に限ることなく、地域の課題、目標に向かって共に取り組んでいくことを目指している。令和 2 (2020) 年度までに 10 の連携協定（企業・自治体・団体）等を締結しており、令和 3 (2021) 年度には、11 か所となる地元稲沢商工会議所との連携協定が加わった。（備付-3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13）

令和 3 (2021) 年 7 月 31 日には、コロナ禍にあったが感染対策を徹底した上で、豊田

合成記念体育館・ENTRIOにおいて創立70周年記念事業「記念コンサート」を開催した。稲沢市民、卒業生、連携協定の関係者を800名限定で招いたこの記念コンサートは、包括連携協定を結ぶ豊田合成株式会社より会場提供の協力を得て開催したもので、本学と豊田合成株式会社の地域連携が深化した証を稲沢市民に示すことができた。

また、協定を結んでいる愛知県下の食品関連主要企業3社（株式会社名古屋食糧、株式会社おとうふ工房いしかわ、太田油脂株式会社）とで食物アレルギー対応の新商品開発プロジェクトを立ち上げており、令和4（2022）年度の販売を目指して産学連携を進めている。

学生のボランティア活動は、コロナ禍であるため前期は中止せざるを得なかった。しかし、「キャリアプラス」の単位認定の機会を確保するため、感染予防が徹底できる活動に限定し後期より再開した。

教員の地域貢献活動は、特に幼児教育分野や食物アレルギー関連分野での講師派遣の依頼が多く、知的教育資源を地域へ還元するべく、積極的に派遣している。また、教員は各種委員活動（備付-14）などを通して、地域社会に貢献している。長年の地域貢献活動が認められ、令和3（2021）年度「私立大学等改革総合支援事業」タイプ3に選定された。また、令和2（2020）年度に発足した「こどものアレルギー・食育研究会」は、文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に選定された本学の特色である「食物アレルギー教育・研究」を一層進化させ、社会貢献を推進していくため、講演会、情報発信を行っている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

今後の課題としては、本学は創立から70年余を経て教職員の新旧交代の時を迎えていることから、教職員間で齟齬が生じないよう常に建学の精神や教育理念を共有し、建学の精神に基づき教育研究の実践、学生へのサービスが行えているかを検証し、改善していくことである。また、学生、教職員一人ひとりが建学の精神や教育理念を自らの行動として実践ができるように教育・支援することも求められる。

本学の特色をさらに生かすためコロナ禍ではあるが、連携協定先との協力・協働の場をさらに深化することも肝要である。また、文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」で展開した「食物アレルギー教育・研究」について「こどものアレルギー・食育研究会」としてさらなる発展をしていく方針である。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

1年生全員による全学科混合のグループを編成し、毎年、前期に開講している必修の基礎科目「現代教養基礎」では、建学の精神に関する講義を学長が担い、講義後にグループワーク、グループ発表を行っている。コロナ禍においても、オンラインにより工夫して実施している。また、学内には、庭園内の創立者像や共有スペースに教育の理念を掲示するなど、学生・教職員が建学の精神や教育理念を随所で目にすることができるよう配慮している。さらに、各種の包括連携協定、公開講座の開設など、長年にわたる地域貢献活動は建学の精神を実践するものとして列举できる。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1. 2021 学生便覧（キャンパスガイド）
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内
4. ウェブサイト「建学の精神・教育理念・あゆみ」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
6. ウェブサイト「各学科・専攻の教育目的と教育目標」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
7. カリキュラム・ツリー
8. ウェブサイト「各学科・専攻の 3 つのポリシー」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
9. ウェブサイト「公開情報」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
11. 学生募集要項

提出資料-規程集

13. 愛知文教女子短期大学外部評価委員会規程

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学の教育目標は、建学の精神に基づく、「正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」《正・明・和・信》の教育理念のもとに次のように定めている。

本学の「教育目標」は、次のような女性を育成することである。

(教育目標)

- 1 知性、感情、意思の調和のとれた心を持つ女性
- 2 自ら正しい行動ができ、社会に貢献することができる女性
- 3 豊かな教養と専門的な学術を身につけ、生涯にわたり学習し続けることができる女性
- 4 人に優しく、丁寧で、感謝の気持ちを忘れない、礼儀正しい女性
- 5 コミュニケーションが円滑にでき、誰からも信用、信頼される女性

各学科・専攻の教育目的・目標は次の通りである。

【生活文化学科】

（教育目的）

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会貢献できる女性を育成する。

（教育目標）

（1）食物栄養専攻

栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する。

（2）生活文化専攻

「人」や「社会」から信頼され、幅広いニーズに対応できるビジネス実務能力、ホスピタリティマインド、教養を有し、自ら考え行動できる人材を育成する。

【幼児教育学科第1部、第3部】

（教育目的）

子どもに対する愛情と保育への使命感を持ち、豊かな人間性と実践力を備えた保育・幼児教育の専門家として社会に貢献できる人材を育成する。

（教育目標）

子どもの健やかな育ちを支える保育・幼児教育に関する専門的知識、技術を身につけた保育者を養成する。さらに、教育理念である「正・明・和・信」の心を持ち、豊かな教養を身につけた保育者として社会に貢献できる人材を育成する。

各学科・専攻の教育目的・目標は、学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）や履修案内（提出-2）に明記し、学生に周知している。また、ホームページ（提出-6）にも掲載して学内外に表明している。

教育目的・目標は、時代のニーズに合致しているかを点検の目標とし、就職先や卒業生へのアンケート実施や外部評価委員からの意見聴取、各学科・専攻における定期的な点検、企画委員会、教授会での確認を行っている。

これをPDCAサイクルで示すと次の通りである。

「Plan」；学科会議で案を策定し、企画委員会で検討した後、教授会で決定。

「Do」；学長より全教職員（非常勤含む）に周知（2月）する。オリエンテーションで学生に周知（4月）、ホームページ・大学案内に掲載し学内外に周知。

「Check」；時代のニーズに合致しているか、学習成果との整合性などについて検討、就職先や同窓生、外部評価委員からの意見聴取、課題の把握（学科会議・企画委員会）。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画を行っている。

〔区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2の現状＞

「建学の精神に基づいた女性を目指す」として基礎科目の学習成果を定めている。また、教育目的・目標に基づき各学科・専攻ごとに学習成果を定めている。学習成果は、科目の履修単位取得によって得られる知識・技能・能力をカリキュラム・ツリーで示しており、履修案内（提出-2）に掲載し学生に周知するとともに、大学のホームページ（提出-4）でも掲載して学内外にも公表している。

学生には、教育目的・教育目標の関連をより解りやすくするため、カリキュラム・ツリー（提出-7）で示している。

学習成果の点検のため、1年の学習が修了し成績を渡す時点で「学習成果の自己評価」を用いて各学生に1年間の学習成果の自己評価をさせている（次ページ。幼児教育学科第1部1年例）。これにより、学生は自らの「強み」と「弱み」を把握することができ次年度の目標を立てることができる。また、この「学習成果の自己評価」は、学生全体の科目群ごとの平均点、各学科・学年のGPA値の平均値や分布等（提出-9）をまとめ、毎年企画委員会と学科会に報告している。毎年の調査結果を比較することにより次年度の課題が明確になり評価や授業方法等授業計画案を策定する上での貴重な資料となっている。

この他、各種検定試験の合格者数や公務員試験合格者数、実習園、実習施設、就職先からの評価、毎年前期と後期に2回実施する「学生による授業評価・満足度調査」、PROGテスト等多面的な評価を行い、常にPDCAサイクルを意識した学習成果の点検を行っている。これらの各学科・専攻課程における取り組みについては基準Ⅱ-A-6で述べる。

学校教育法の短期大学規程に照らした学習成果の定期的な点検は、学科会議を中心に学習成果の分析を行い、課題の発見に努めるとともにその解決に向けて授業計画を立ており、カリキュラム委員会、企画委員会の議を経て教授会に諮って決定している。

これをPDCAサイクルで示すと次の通りである。

「Plan」；学科会議で案を策定し、カリキュラム委員会で再検討した後、企画委員会を経て教授会で決定。

「Do」；授業の実施。教職員による相互授業参観の実施・フィードバック作成。学生による授業評価・満足度評価の実施。学習状況調査の実施。

「Check」；授業参観での参加教員のフィードバック。「学生による授業評価・満足度評価」結果の分析及び教員へのフィードバックに基づく次年度授業の改善計画の提出。学科会議での分析評価、査定。これによる課題の発見。

「Act」；課題の解決に向けて授業計画や学生指導方針の立案など。

学習成果一覧

科目区分	GPA
K	3.38
A	3.00
B	2.75
C	3.29
D	3.75
Total	3.26

学習成果のコース別平均

科目区分	GPA
K	3.00
A	2.52
B	2.35
C	3.01
D	3.33
Total	2.91

学習成果の分布表

区間	度数
1.25～1.49	2
1.50～1.74	1
1.75～1.99	2
2.00～2.24	6
2.25～2.49	5
2.50～2.74	5
2.75～2.99	9
3.00～3.24	12
3.25～3.49	9
3.50～3.74	9
3.75～4.00	2

反省と今後の目標

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学は、建学の精神に基づいた、教育理念、教育目的、教育目標を定め、これに沿って卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、2年または3年（第3部）の学びで到達できるように教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。学生の受け入れは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を2年または3年で遂行できるような資質・素質を持った入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定しており、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

この三つの方針を策定するにあたり、これまで学科会議、企画委員会、教授会で協議を重ねてきた。令和元(2019)年度から、外部評価委員会を発足し委員には高等教育機関の教員、学識経験者、教育委員会関係者、地域の高等学校長、地域の企業関係者に委嘱し、三つの方針を含めた本学の教育や活動等について意見を聴取して改革・改善を図っている（規程集-13）。さらに令和元（2019）年度の発足準備会議を経て、令和2（2020）年度には学長、副学長、学科長、教務部長などからなる「教学マネジメント委員会」を発足し、全学的に組織的議論を行う体制を強化した。

令和元(2019)年度から、各学科において、三つの方針の見直し作業を行ってきた。卒業生アンケート、授業評価アンケート、就職先アンケート、高等学校訪問時の聞き取り、外部評価委員会での意見聴取等のそれぞれの結果や意見を分析し、三つの方針案を学科会にて作成した。令和2(2020)年度、三つの方針案は、幾度となく学科会、教学マネジメント委員会での協議を経て、教授会にて承認され、令和3(2021)年度から運用している「新しい三つの方針」となった。

三つの方針は、入学前のオープンキャンパスから卒業までのそれぞれの場面で、常に念頭に置いて教育活動を行っている。オープンキャンパスでは、入学相談において入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を説明し、入学後の新入生オリエンテーションでは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を確認し教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目等について説明し、教育活動を行っている。

三つの方針は、大学のホームページ（提出-8）や、学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）、履修案内（提出-2）に明記し、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は学生募集要項（提出-11）に明記し、本学学生や受験生及び保護者をはじめ、学内外に広く公表し周知している。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

令和2(2020)年度に三つの方針を改正し、令和3(2021)年度から運用しており、新しい三つの方針の点検と確認（PDCA）が重要となる。点検に際し、令和元(2019)年度より、外部評価委員会において意見を聴取してきた。しかし、コロナ禍により、第1回、第2回とも「文書評価」となっており、令和3(2021)年度ではオンライン開催となったので令和4(2022)年度は対面での外部評価委員会を開くことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

本学は、三つの方針を策定するにあたり、学科会議、企画委員会、教授会で協議を重ねてきた。また、教育の効果を高めるため外部評価委員会を設け、三つの方針を含めた教育の効果及び教育活動等について意見を聴取して改革・改善を図った。学長、副学長等からなる「教学マネジメント委員会」において教育研究活動等を組織的に議論する体制を強化している。さらに、PDCA サイクルを具現化するため、卒業生アンケート、授業評価アンケート、就職先アンケート、高等学校訪問時の聞き取り調査、外部評価委員会での意見聴取等を行い、その結果や意見を分析し三つの方針作成に生かしている。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

5. ウェブサイト「自己点検・評価報告書」

<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

10. ウェブサイト「相互評価報告書」

<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

提出資料-規程集

1. 愛知文教女子短期大学学則
5. 愛知文教女子短期大学自己点検・評価実施規程

備付資料

15. (2019 年度) 自己点検・評価報告書
16. (2020 年度) 自己点検・評価報告書
17. (2021 年度) 自己点検・評価報告書
18. 外部評価委員会議事録
19. 桜の聖母短期大学との相互評価報告書
20. 相互評価 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 ホームページ
https://www.jaca.or.jp/service/other/academy/conduct_school/
21. 教学マネジメント年間計画

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は、平成6(1994)年度より自己点検評価委員会が組織され、学則第2条（自己評価等）（規程集-1）には「自ら点検及び評価を行う」と定めている。「愛知文教女子短期大学自己点検・評価実施規程」（規程集-5）の第1条に「この規程は、愛知文教女子短期大学における教育研究水準の向上と活性化を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関し必要な事項を定める」とし、委員会の目的を定

めている。令和3(2021)年度からの組織改編により、自己点検評価委員会は、学長を委員長とした教学マネジメント委員会の下部組織として、ALOを委員長とし、第三者評価、自己点検、認証評価等の活動を行い、(令和元(2019)～令和3(2021)年度)自己点検・評価報告書(備付-15, 16, 17)を毎年作成しホームページ(提出-5)で広く公表している。外部評価委員である高等学校校長の意見(備付-18)、高等学校訪問の機会を捉えて高等学校の意見聴取、各学科や委員会などを通じて全教職員の協力のもとに行われる自己点検・評価の結果を集約し、そこから課題や改善点を見出し、自己点検・評価報告書を作成する過程で今後の行動計画の策定を行っている。これらは教授会で報告され、全教職員の共通理解を得るようにしている。

令和3(2021)年9月には、桜の聖母短期大学(福島県福島市)との相互評価(備付-19)を実施し、他大学からの意見を聴取できた。コロナ禍のためWeb会議システム(Zoom)によるオンラインでの実施ではあったが、相互評価の結果は短期大学基準協会(備付-20)へ報告するとともに、本学ホームページ(提出-10)において広く公開している。

日常的な自己点検・評価の場としては、企画委員会を中心として行っている。この委員会は、学長、副学長、法人本部長をはじめ、各学科長、各部署の責任者が委員となっており、毎週1回月曜日に開催され学内の懸案事項について審議、意思決定を行っている。これにより、学内外の諸問題点や課題等について状況確認と把握、そして解決に向けて迅速な対応を行っている。

自己点検・評価によって改革・改善を図った主な事項は、全教職員対象の学長面談の実施、科目担当者打合せ会(非常勤教員を含む)の実施、規程集の整備、三つの方針の見直し、学生による学習成果の自己評価の様式見直し、外部評価委員会の発足、教学マネジメント委員会の発足、入学時と卒業時のPROGテストの導入等を列挙することがきる。これにより、本学の教育研究活動、施設・設備等のさらなる向上と充実を図ることができている。

これをPDCAサイクルで示すと次の通りである。

「Plan」；学科会議で案を策定した後、企画委員会を経て教授会で決定。

「Do」；外部評価員や保護者からの意見の聴取(聞き取り調査)、学生へのアンケート調査、実習先や就職先からの意見聴取(聞き取り調査、アンケート調査)の実施。

「Check」；聴き取った意見の分析(学科会議、企画委員会)、部署や学科への分析結果のフィードバック。これによる課題の発見(学科会議、将来構想会議)。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画(企画委員会)を行う。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

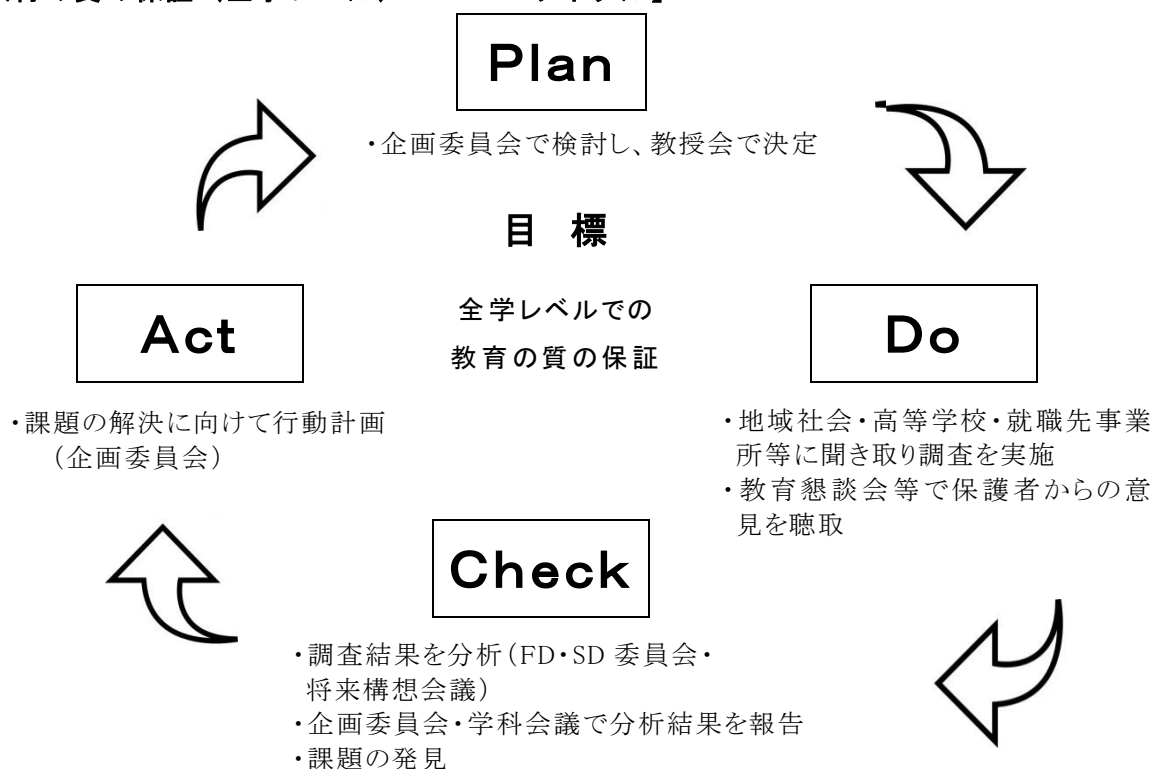
＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

本学の教育の質の保証は、学習成果の PDCA サイクルに基づき、アセスメントによって測定している。

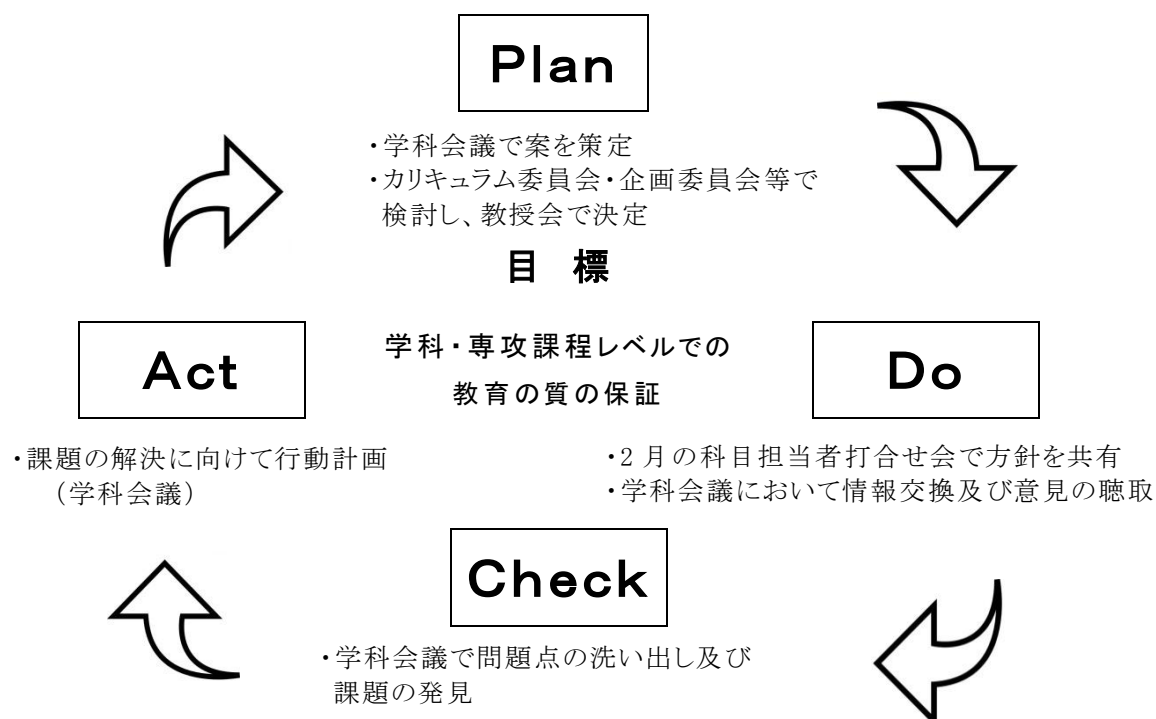
GPA を基にした「学生による学習成果の自己評価」等の成績評価、資格取得状況調査に加え、各種外部試験での評価、検定ならびに公務員採用試験の合格者数、あるいは実習園、実習施設、就職先の企業等からの評価、中でも専門性を活かした就職率を重視し、多面的な手法で定期的の実施している。

これらの成果として、本学では専門職として就職をしている学生の割合が高い。令和3（2021）年度は、生活文化学科食物栄養専攻で87.9%（栄養士、調理員）、同生活文化専攻で96.8%（医療事務、一般事務）、幼児教育学科で97.6%（公務員、保育士、幼稚園教諭等）であった。このことは、本学の「教育の質の保証」が確実に実証されている証であると考ええる。教育の質の保証のための全学レベル、学科・専攻レベル、授業科目レベルの PDCA サイクルは、以下のように表すことができる。

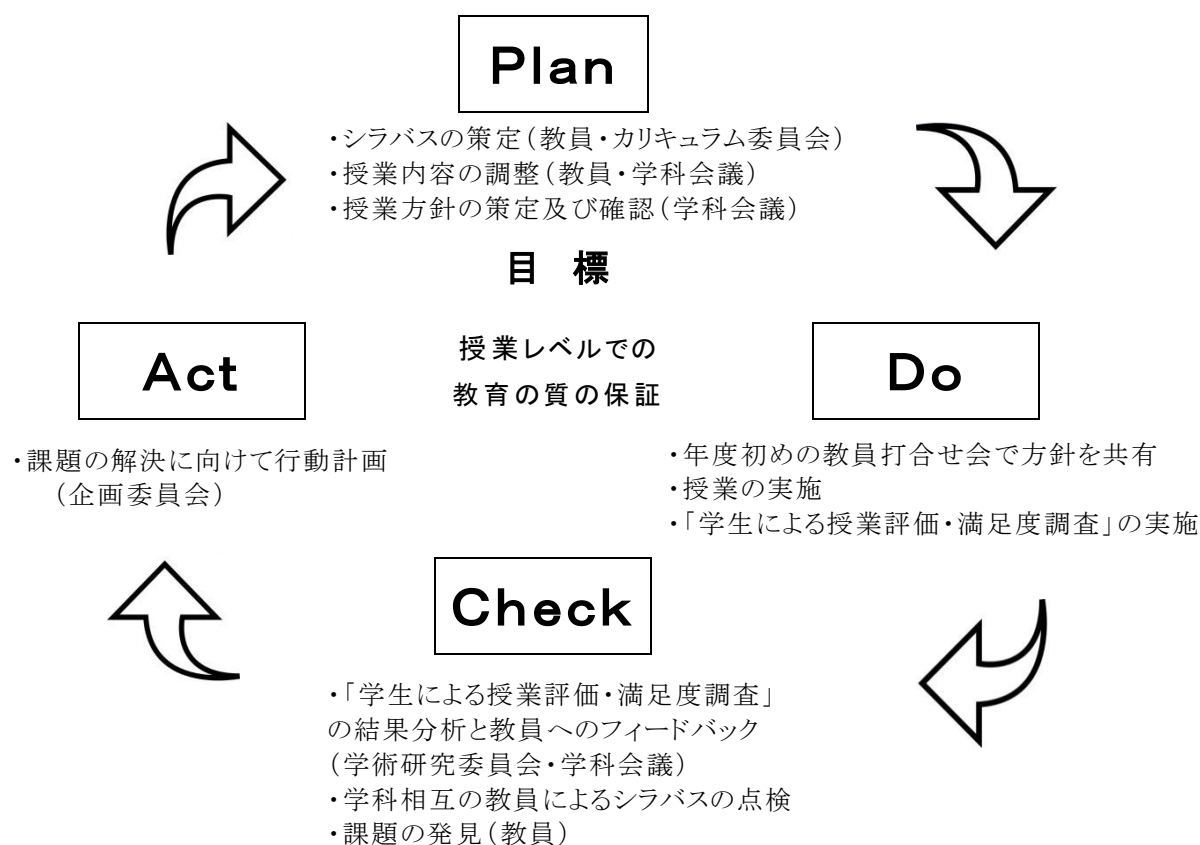
【教育の質の保証（全学レベル）PDCAサイクル】



【教育の質の保証（学科・専攻レベル）PDCAサイクル】



【教育の質の保証（授業レベル）PDCAサイクル】



本学は、学校教育法、短期大学設置基準、学科・専攻の資格取得に係る規則等を常に確認し、法令遵守のもとに科目等の改訂を行っている。

文部科学省や厚生労働省等からの通知・通達や問合せの窓口は、事務部総務課長に一本化し、ここから各関係部署に書類を回覧し、説明が必要な場合には毎週1回行われる企画委員会で通知等の内容を再確認している。平成30(2018)年度には、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部改正に伴う教職課程の再課程認定を生活文化学科食物栄養専攻と幼児教育学科の両学科で受け、さらに保育士養成課程の見直しに伴い幼児教育学科で対応した。令和4(2022)年度からの「教職課程認定基準等の改正」においても、生活文化学科食物栄養専攻と幼児教育学科の両学科での共通科目の開設が可能となる手続きを行った。また、文部科学省から示された「教学マネジメント指針」に基づき、教育の質の保証の観点から確実に教学マネジメントを実施するため、教学マネジメント委員会を中心として、令和3(2021)年度から教学マネジメント年間計画(備付-21)を作成し更なる教育改善に取り組むこととした。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

「教学マネジメント指針」に基づき令和3(2021)年度に教学マネジメント年間計画を作成した。今後その計画に基づき着実に各項目を実行し、更なる教育改善に取り組む必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

本学は、自己点検・評価によって明らかになった事項をPDCAサイクルによって改革・改善を図っており、これまで多くの事項に取り組み、教育研究活動、施設・設備等のさらなる向上と充実に繋げることができた。特に、新しい三つの方針、全教職員を対象の学長面談の実施、外部評価委員会の発足、入学時と卒業時のPROGテストの導入などがある。また、教育の質・保証をアセスメントによって測定しており、各種外部試験での評価、検定ならびに公務員採用試験の合格者数、あるいは実習園、実習施設、就職先の企業等からの評価など多面的な手法で定期的実施している。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価の際に記述した行動計画は以下の8項目である。それぞれの項目と実施状況を記述していく。

- ① 「建学の精神や教育理念の周知についての「学生アンケート」を実施する」については、令和2(2020)年度より、1年次必修科目「現代教養基礎」の講座内にて、「確認テスト」として、周知を確認している。
- ② 「学外のステークホルダーから意見を聴取し、教育目的・目標の見直しや、未策定の全学的な入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)や卒業認定・学位授

与の方針（ディプロマ・ポリシー）の策定をする」について、外部評価委員会から意見を聴取している。それらにより、三つの方針について令和 2（2020）年度に見直しを行い、令和 3（2021）年度から運用している。

- ③ 「GPA、学習成果のルーブリック評価の活用と他大学の取組みを参考にし、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立する」については、他大学を参考にし、GPA 評価を用い、学生自身の振り返りができるようにシートを作成し運用している。また、ルーブリック評価を導入する授業も増え、全学生必修科目である「現代教養基礎」等で運用されている。また、生活文化学科食物栄養専攻においては、「栄養士実務力」の評価にも用いている。令和 4（2022）年度からは開講する全ての科目においてルーブリック評価を行う予定である。
- ④ 「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立し、教育の向上・充実のための PDCA サイクルの構築と、これを活用した学習支援を確立する」については、PDCA サイクルの強化のため、教学マネジメント指針を基に、令和 3（2021）年度に改善計画を作成し、アセスメントプランの作成や学習成果のデータの一元化等を行った。
- ⑤ 「アクティブ・ラーニングのための授業改善に向け、ルーブリック評価のさらなる定着を目指して、年間複数回の「学内研修会」を実施する」については、学術研究部がアクティブ・ラーニングやルーブリックについての研修会を複数回 FDSD 研修として開催した。令和 4（2022）年度からは、全科目においてルーブリック評価表を作成し、カリキュラム・ツリーに連なる科目の平均点を算出する体制を整えていく予定である。
- ⑥ 「学長裁量費を活用し、資格取得を推奨するとともに、学習意欲の向上のために必要な教育体制及び学習支援体制を確立する」については、資格・検定取得者や公務員合格者に、学長裁量費から報奨金が支出され、学習意欲向上に大きく寄与している。
- ⑦ 「教育の質の向上と習熟度の差に対応するための教育計画について、FD・SD 委員会で全学的に検討する」は FD・SD 委員会では行えていないが、各学科では議論され、進度の速い学生や優秀な学生や学力の低い学生への個別対応を行っている。
- ⑧ 「教職員が各自行うセルフチェックに自己点検・評価に直結する項目を設定することで、教職員の自己点検・評価への参加意識を高める」について、学長面談時に使用するセルフチェック表に「建学の精神を尊重した行動」「建学の精神につながるメッセージを学生に届けた」「カリキュラム改革の提案」といった自己点検・評価に直結する項目を設定した。また、令和 2（2020）年度には、FDSD 委員会として、全教職員参加のグループワークにより各教員がティーチングポートフォリオを作成し、自らの教育活動を振り返る機会となっており、授業開講時には学生に説明しているようにしている。このティーチングポートフォリオには、本学のブランドビジョンである「ひとを想う挑戦」に関して、ひとを想う挑戦をどのように捉え、どんな実践を行っているのかを記入する「ひとを想う挑戦宣言」の項目を設け、自己点検・評価を行っている。さらに、令和 2（2020）年度末に、「将来どうしたら自分を成長させることが出来るのか」というレポートを各教員が作成し学長に提出しており、現状把握と目標設定を行う事ができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

コロナ禍の中で、最小限のリスクで、より効果的な地域貢献活動や外部評価委員会等の開催方法を再検討する。「教学マネジメント指針」に基づき作成した本学の教学マネジメント年間計画を着実に実行し、教育の質保証を担保する。そして、コロナ禍であっても、希望とやる気に満ちあふれた学生の満足度をいかに高めるか、試行錯誤しながら実行する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

1. 2021 学生便覧（キャンパスガイド）
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内（シラバス P57-244）
7. カリキュラム・ツリー
8. ウェブサイト「各学科・専攻の 3 つのポリシー」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
9. ウェブサイト「公開情報」
<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>
11. 学生募集要項

提出資料-規程集

1. 愛知文教女子短期大学学則
52. 愛知文教女子短期大学履修規程

備付資料

22. 「学生による学習成果の自己評価」様式
23. 「履修カルテ」様式
24. 資格・検定の取得状況
25. 学生による授業評価・満足度評価調査結果
26. 卒業生アンケート結果
27. 就職先アンケート結果
28. 学生生活実態調査結果
29. PROG テスト結果概要報告書

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学の学習成果が記載されたカリキュラム・ツリー（提出-7）は各学科のカリキュラムをマップで表したもので、カリキュラムの内容は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿ったものである。従って、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は学習成果に対応したものとなっている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、年度当初に全学生に配布される履修案内（提出-2）や学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）に掲載して周知を図るとともに、本学のホームページ（提出-8）にも掲載し、広く受験生や保護者等にその内容を明らかにしている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は次の通りである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

1. 建学の精神を基に栄養士としての「プロフェッショナリズム」、「栄養」と「食」の質と「安全」の知識・技能を有する。（知に明るい心）

① 栄養、調理、給食経営、衛生の知識・技能を有する

② 栄養士の職業倫理を理解している

2. 建学の精神を基に多様な社会と対象者をより豊かに、健康にするため、学修を生かし、主体的に連携・協働できる（和やかな心、信じ信じ合える心）

① 多様な社会、対象者を理解できる

② 栄養士の専門的知識、生活文化に関わる学修、豊かな教養を生かし「思考・判断・表現」ができる

③ 社会人基礎力を有し、主体的に課題を解決できる

3. 建学の精神を基に常に最新の知見を学ぶ実践者（正しい心）

① 栄養士の生涯教育制度、地域、社会における生涯学習制度を理解し、利用できる

(2) 生活文化専攻

1. 建学の精神を基に医療秘書又はビジネス実務の知識、技術を有する（知識・技能）（知に明るい心）

① 専門的知識、技能を有する

② 社会人としての必要なビジネススキルを身につけている

2. 建学の精神を基に幅広い教養とホスピタリティの心を身につけている（人物・人柄）（和やかな心、信じ信じ合える心）

① 好印象を与え、信頼される人材

② 生活文化に関わる学修、豊かな教養を生かし「思考・判断・表現」ができる

③ ホスピタリティの心を持ち、協働して活動できる

3. 建学の精神を基に多様な社会をより豊かにするため学び続ける人材（正しい心）

① 主体的に社会に貢献できる

② 専門的知識と社会人基礎力、生涯学習

③ 多様なコミュニケーション力

【幼児教育学科第1部、第3部】

1. 建学の精神を基に豊かな教養を身に付け、信じ信じ合える心
 - ①様々な体験から達成感を高め、自分を肯定することができる
 - ②多様なバックグラウンドを持つ他者に対し、思いやることができる
2. 建学の精神を基に豊かな教養を身に付け、多様な社会をより豊かにする保育者（正しい心、和やかな心）
 - ①語彙力を高め、自分で考え自分の言葉で話すことができる
 - ②柔軟性・傾聴力・共感力・協調性などの社会人基礎力を有している
 - ③多様な社会を理解できる
3. 建学の精神を基に豊かな教養を身に付け、学び続ける生涯保育者（知に明るい心）
 - ①専門分野における知識・技能を有し活用できる
 - ②失敗から気づき、一歩前に踏み出すことができる
 - ③保育者としてのキャリアビジョンを有する

本学の学科・専攻の卒業の要件は、学則第23条（規程集-1）で定められており、卒業認定基準として履修規程（規程集-52）に明記されている。具体的には卒業の要件として、「生活文化学科食物栄養専攻及び生活文化専攻、幼児教育学科第1部においては、2年以上（幼児教育学科第3部は3年以上）在学して、総単位数62単位以上（基礎科目10単位以上）を修得し、以下に掲げる資質・能力を備えた学生に卒業を認定する」としており、卒業に必要な資質・能力は、学科・専攻課程ごとに記している。

また、成績評価は、学則第29条に「成績の評価はS、A、B、C、Dとし、C以上の評価の場合に単位を認定する。」（規程集-1）と明記して基準を定めている。履修案内には、各学科・専攻別、入学年度別に、学生が在学中に履修する科目、担当教員、卒業に必要な科目、資格取得修得に必要な科目などカリキュラム表と在学中に履修する学習成果に関連した科目群（基礎科目と専門科目を体系的にいくつかのグループに分けたもの）ごとに、各科目の履修時期や履修順序が明記されたカリキュラム・ツリーを掲載しており、卒業するためにはどのような資質・能力や技術を獲得しなければならないかが一目で分かるようになっている。さらに、シラバス（提出-2）にはすべての科目について「学習成果」「授業方法」「成績評価の基準」「DPとの関連」などを明記し、卒業までに到達すべき目標を学生が理解できるように示している。令和2(2020)年度からシラバス記載事項に追加した各科目と「DPとの関連」は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連を2段階の強さで示すもので、当該科目と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）がどの点で関連しているかがわかりやすく確認できるようになった。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示されている学生が学ぶべき資質や能力・資格等は、栄養士、保育士養成施設としての厚生労働省東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課の監査を定期的に受け『適正』な施設となっていることから社会的にも周知され通用性があり、社会のニーズにも合致するものである。また、本学が成績評価に用いているGPA(Grade Point Average)は、アメリカの大学で広く使われ文部科学省においても各種調査の指数として使用され国際的にも認められている指標である。学習成果の「学生による自己評価」の分析、各種資格や検定等の合格状況、

公務員試験の合格状況、就職率、就職先事業所等からの評価などを総合的に勘案し、現在の学生にとって適正なものであるかどうかを判断している。

令和元(2019)年度に立ち上げた「外部評価委員会」による第三者からの評価や意見を卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等に反映しつつより客観的点検を行っている。このように令和元(2019)年度から各学科において三つの方針の見直し作業を行ってきた。卒業生アンケート、授業評価アンケート、就職先アンケート、高等学校訪問での聴き取り、外部評価委員会での意見聴取等、それぞれを分析・反映し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では建学の精神や教育理念に沿った表現を使うなど大幅に内容を見直し、令和3(2021)年度から運用している。

この卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をPDCA サイクルで示すと次の通りである

「Plan」；学科会議で案を策定し、カリキュラム委員会での再検討した後に教授会で承認、決定。

「Do」；2月の全教職員会議(非常勤講師を含む)及び年度初めのオリエンテーションでの学生への周知と学習成果とともに授業でも周知する。

「Check」；学科会議で学習成果の「学生による自己評価」結果を分析、資格、検定、公務員試験などの合格状況、第三者による評価結果、課題の発見。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画を学科会議やカリキュラム委員会で行う。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学の学科・専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は次の通りで、これらは履修案内（提出-2）に明記され学生に周知し、ホームページ（提出-8）で公表されている。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

学位授与方針に掲げる、栄養士としてのプロフェッショナルリズムと知識・技能を有し、多様な社会、対象者のために学修を生かして主体的に連携、協働ができ、常に最新の知見を学ぶ実践者を育成するために、基礎科目及び専門科目を体系的に編成し授業を行う。その学習成果を評価する。

(2) 生活文化専攻

学位授与方針に掲げる、医療秘書又はビジネス実務の知識、技術を有し、幅広い教養とホスピタリティの心を身につけ、多様な社会をより豊かにするため学び続ける人材を育成するために、基礎科目及び専門科目を体系的に編成し授業を行う。その学習成果を評価する。

【幼児教育学科第1部、第3部】

学位授与方針に掲げる豊かな教養を基に、信じ、信じ合える心、多様な社会をより豊かにする保育者、学び続ける生涯保育者を育成するために基礎科目及び専門科目を体系的に編成し授業を行う。その学習成果を評価する。

各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育目的に対応して学習成果が定められ、学生が在学期間中に学習成果を獲得することができるよう各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。本学の建学の精神「質実にして知性高く宗教的な情操を身につけた真人を育成する」を涵養し、教育理念である「正しい心、知に明るい心、和やかな心、信じ、信じ合える心を持つ女性を育成する」ことを内外に表明し、それに対応した教育課程を編成している。いずれの学科・専攻においても、全学共通の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として、「資格を生かし、社会に貢献する女性を育成する」ことが共通して挙げられる。このように、「短期大学設置基準」第4章第5条にある、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し体系的に教育課程を編成しており、学生は履修案内（提出-2）に掲載されているカリキュラム・ツリー（提出-7）を参照することにより体系的に編成された科目群の学習成果も同時に確認することができる。

各学科・専攻で指定された科目や学生自らが選択した科目を履修・修得することにより、科目ごとの学習成果を得ることができるが、カリキュラム・ツリーを参照することにより、科目群ごとの学習成果が明確に理解できるように工夫されている。

各学科・専攻の学習成果とこれに対応する科目は次の通りである。表中の K は基礎科目、A、B、C、・・・は専門科目の学習成果である。

【生活文化学科 食物栄養専攻】

学 習 成 果	科 目
建学の精神に基づいた女性を目指す 以下の能力を身につけた女性になることができる ・知識を身につけ、理解を深める能力 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ 日本国憲法 地球と生命 基礎数学

K	地域に貢献していくための基本的な知識の理解 ・思考力・判断力を身につけ、表現する能力 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力 ・技能(能力) 専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本となる技能と必要なコミュニケーション能力 ・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度(能力) 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ、関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ 英語演習Ⅰ、英語演習Ⅱ、英会話Ⅰ、英会話Ⅱ OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	・社会人の基礎となる力(能力) 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアプラス
A	社会生活と健康について学ぶ(能力) 社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について理解することができる。	社会福祉、公衆衛生学 生活文化総合演習、衣生活論、住生活論 卒業研究 医療事務総論、医療秘書実務、医療秘書実務演習、コミュニケーション心理学
B	人体の構造を理解する能力 人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的な生活活動や環境変化に対する人体の適応について理解することができる。	医学一般、病理学 解剖生理学、解剖生理学実験 生化学、生化学実験
C	食品と衛生についての能力 食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得することができる。	食品学Ⅰ、食品学Ⅰ実験、食品学Ⅱ 食品衛生学Ⅰ、食品衛生学Ⅱ 食品衛生学実験
D	栄養と健康に関する能力 栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及びその生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法について修得することができる。 栄養指導に関する能力 個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解するとともに、基本的な栄養指導の方法について修得することができる。	栄養学Ⅰ、栄養学Ⅱ、栄養学実習 臨床栄養学Ⅰ、臨床栄養学Ⅱ 食物アレルギー演習、臨床栄養学実習 栄養指導論Ⅰ、栄養指導論Ⅱ、公衆栄養学 栄養指導論実習Ⅰ、栄養指導論実習Ⅱ
E	給食の運営に関する能力 給食業務を行うために必要な食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得することができる	調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、調理学実習Ⅲ、調理学、調理学実験 製菓・製パン実習

	る。また、給食業務に関するコンピュータを用いた情報処理の方法についても修得することができる。	給食管理論Ⅰ、給食管理論Ⅱ 給食管理実習Ⅰ、給食管理実習Ⅱ
F	食育の推進と健康の維持増進の担い手となる(能力) 食育基本法に基づいた、栄養の指導を実践するために必要な食育に関する知識と技術、また健康の維持増進に食事とともに欠かせない運動の理論と実践についても修得することができる。	健康フィットネス演習Ⅰ 健康フィットネス演習Ⅱ、ADI特別講義 食育実践演習、保育学 教職概論、教育原理、教育関係法規・教育課程の意義及び編成の方法 教育心理学、道徳及び特別活動の指導法 生徒指導論、教育の方法及び技術 学校栄養教育概論、特別支援教育 栄養教育実習事前事後指導 教職実践演習(栄養教諭)、栄養教育実習

【生活文化学科 生活文化専攻】

学 習 成 果		科 目
K	建学の精神に基づいた女性を目指す 以下の能力を身につけた女性になることができる ・知識を身につけ、理解を深める能力 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、地域に貢献していくための基本的な知識の理解 ・思考力・判断力を身につけ、表現する能力 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表現力 ・技能(能力) 専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本となる技能と必要なコミュニケーション能力 ・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度(能力) 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ、関心と意欲を持って、主体的に取り組む学ぶ態度	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ 日本国憲法 スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ 英語演習Ⅰ、英語演習Ⅱ 中国語演習Ⅰ、中国語演習Ⅱ 英会話Ⅰ、英会話Ⅱ OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ
	・社会人の基礎となる力(能力) 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアプラス
A	ビジネス人・医療人としての専門能力 ビジネスを行う上で不可欠な論理的思考力や各分野の基礎的な知識、早く正しく判断するためのスキルを身につけることができる。また、医療機関で、医療事務として活躍するための能力を身につけることができる。	ビジネス実務総論、マーケティング論、ビジネス実務Ⅰ、ビジネス実務Ⅱ、キャリアデザインプロジェクト演習Ⅰ・プロジェクト演習Ⅱ コミュニケーション心理学 人間関係論、ファイナンシャルプランニング 簿記基礎Ⅰ、簿記基礎Ⅱ 簿記応用Ⅰ、簿記応用Ⅱ

		医療事務総論、医療秘書実務 医療秘書実務演習、医療秘書実務実習 解剖生理学、薬理学、公衆衛生学 医事コンピュータ演習、医師事務作業補助 演習、調剤事務演習、電子カルテ演習Ⅰ 電子カルテ演習Ⅱ、介護技術、介護概論 社会福祉、介護事務演習 医療事務演習Ⅰ、医療事務演習Ⅱ 医療事務演習Ⅲ、医療事務演習Ⅳ
B	ホスピタリティ能力 接遇における知識や能力を身につけることができる。	秘書概論、秘書実務Ⅰ、秘書実務Ⅱ 秘書実務演習Ⅰ、秘書実務演習Ⅱ ホスピタリティ総論、点字、手話
C	高度な事務能力 ICT(情報通信技術)が急速に発展する中、パソコンや タブレット型端末などの情報機器を使いこなすとともに情 報を活用し、企業などで活躍できるための能力を身につ けることができる。	表計算演習Ⅰ、表計算演習Ⅱ 情報機器演習Ⅰ、情報機器演習Ⅱ CG演習Ⅰ、CG演習Ⅱ、プログラミング理論 情報処理総論、情報処理概論 事務管理Ⅰ、事務管理Ⅱ、生活統計学
D	生活に関する各分野の能力 教養力を身につけることができる。	生活文化総合演習、調理学実習 食生活論、住生活論、保育学、茶道 日本文化演習、トータルコーディネート 国語表現法、健康フィットネス演習Ⅰ 健康フィットネス演習Ⅱ
E	実践的応用能力 自ら考え行動することができる。	卒業研究

【幼児教育学科第1部・第3部】

※の科目は第1部のみ

学 習 成 果		科 目
K	建学の精神に基づいた女性を目指す 以下の能力を身につけた女性になることができる。 ・知識を身につけ、理解を深める能力 専門分野の基礎となる知識を身につけ、社会に対応し、 地域に貢献していくための基本的な知識の理解 ・思考力・判断力を身につけ、表現する能力 専門分野を学ぶための基礎となる思考力や判断力、表 現力 ・技能(能力) 専門分野を学ぶ基礎となる技能及び社会生活の基本と なる技能と必要なコミュニケーション能力 ・専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度 (能	文教アワーⅠ、文教アワーⅡ 文教アワーⅢ (第3部のみ) 日本国憲法、基礎数学 スポーツと健康Ⅰ、スポーツと健康Ⅱ ※英語演習Ⅰ、※英語演習Ⅱ 英会話Ⅰ、英会話Ⅱ OA演習Ⅰ、OA演習Ⅱ

	力) 基礎教育と専門分野を、社会的役割と結びつけてとらえ 関心と意欲を持って、主体的に取り組み学ぶ態度	
	・社会人の基礎となる力(能力) 社会で活躍するために求められる知識や教養の修得、 及び社会で活躍できる女性として生きる力	現代教養基礎 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ キャリアプラス
A	保育・幼児教育の基礎能力 保育・幼児教育の意義や社会福祉との関係、保育者の 役割・職務内容等を学習することによって、保育・幼児 教育の本質を理解することができる。	保育者論、保育原理、幼児教育原理 教職・教育制度論、社会的養護Ⅰ、社会福 祉、子ども家庭支援論、子ども家庭福祉
B	保育・幼児教育の対象を理解する能力 子どもの健康を含め、子どもの家庭環境や個々の子ども の心身の支援の仕方を学習することによって子どもの発 達を理解することができる。	子ども家庭支援の心理学、保育の心理学教 育心理学、子どもの理解と援助 子どもの食と栄養Ⅰ、子どもの食と栄養Ⅱ 子どもの保健、子どもの健康と安全 乳幼児食物アレルギー演習
C	領域および保育・幼児教育の内容と指導法に関する 能力 乳幼児や障がい児を深く理解し、支援の仕方を学習す る。さらに、保育・幼児教育の具体的な内容とその指導 法について学ぶことによって、保育・幼児教育場面にお いて指導に応用できる。	乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子育て支援 障がい児保育、特別支援教育、社会的養護 Ⅱ、幼児理解と教育方法、教育相談 国語表現法、保育の計画と評価 保育内容総論、領域「人間関係」 領域「環境」の指導法、領域「環境」 領域「健康」、領域「健康」の指導法 領域「言葉」、領域「言葉」の指導法 領域「表現」、造形表現指導法 音楽表現指導法、リズム表現指導法 子ども音楽ⅠA、子ども音楽ⅠB 子ども音楽ⅡA、子ども音楽ⅡB ※総合表現Ⅰ、※総合表現Ⅱ ※レクリエーション理論、※レクリエーション実 技、※レクリエーション現場実習 こども音楽療育概論、こども音楽療育演習
D	保育実践能力 これまで学んだ知識と技術を統合し、保育実習と幼児教 育実習を通して、保育・幼児教育での実践能力を身に つけることができる。	保育実習指導ⅠA、保育実習Ⅰ(保育所) 保育実習指導ⅠB、保育実習Ⅰ(施設) 保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱ 幼児教育実習Ⅰ、幼児教育実習Ⅱ 幼児教育実習事前事後指導 保育・教職実践演習(幼稚園) 短期海外保育研修、こども音楽療育実習

生活文化学科では、コミュニケーション能力習得を目的に地域貢献活動への参加の機会を設け、実践的教育プログラムを行っている。社会福祉施設での七夕茶会、稲沢市内でのお祭り、消費生活展でのアテンダント、市立小学校への出前講座など多くの世代と関わる機会を設けている。令和3（2021）年度は、コロナ禍により、授業内で作成した暑中お見舞いハガキを市内社会福祉施設へ贈呈するにとどまった。

平成19（2007）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択された「目的意識確立のための実践的教育～食物アレルギーを核とした特別実習プログラム」として「みんないっしょのクリスマス」というイベントを継続して行っている。このイベントにおいて食物栄養専攻では食物アレルギーに配慮した献立の作成、調理、そして来場者に食事の提供を担当し、生活文化専攻は情報発信、パンフレット作成と専門性を活かしたものとなっており、この取組みは学生の評判も高く、外部からも高い評価を受けている。この取組みが基盤となり、平成28（2016）年度文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に短期大学として全国で唯一選定された。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は、コロナ禍のため、テイクアウト方式で実施し、約10家族に提供できた。

生活文化学科食物栄養専攻は、栄養士養成のカリキュラムに加えて、本学独自の「健康フィットネス演習」、「食育実践演習」などの科目を開講することで、学生の満足度を向上させるカリキュラムとなっている。栄養士養成カリキュラムにおいては、入学と同時に専門科目の授業が開始することもあり、1年生前期の科目の単位取得が困難な学生も散見される。卒業と同時に取得できる栄養士免許に関わる専門科目については、安易に単位認定をせず、個別に補講や課題の指導を実施し、再試験を行うことで、単位認定の基準に達するよう指導を行い、教育の質の保証を実現している。また、実務に欠かせない調理技術向上のために調理学実習Ⅰ（1年前期）、調理学実習Ⅱ（1年後期）においてきめ細かく指導をすることで栄養士に求められる専門的技術を身につけることができている。その他にも、「包丁練習会」や、「専門漢字・計算テスト」の実施、また「めざせ！ちびっこシェフ」などの食育活動も行っている。

生活文化学科生活文化専攻では、医療機関、企業等の幅広い就職先を考慮して、取得可能な資格が多いことが特色である。資格取得に関連する開講科目も増えており、入学時よりアドバイザーや科目担当教員が資格取得のための履修について個別に指導している。グループディスカッションやスピーチ、マナー教育、病院・企業研究など多彩な科目が開講されており、開講科目については毎年学科会議等で点検してより効果的な学習を目指し改善している。

また、専門知識の確立を目的とした実践的教育も展開している。まず、情報ビジネスコースと情報医療コースの2コース制により専門性を活かしたカリキュラムを編成している。「キャリアプラス」として開講している資格・検定対策講座では、「診療報酬請求事務能力認定試験」の合格者も出しており、「メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）」は全員が取得した。「秘書技能検定」では準1級、「FP（ファイナンシャルプランナー）技能検定」では3級を取得した学生もあり、専門意識を引き出す教育の成果が上がっている。施設・設備面では、平成23（2011）年に完成した「医療秘書実務演習室」により、学内で病院・クリニックの受付事務をロールプレイ形式で学ぶこ

とができる環境が整備され、授業内の演習に利用されている。

文教アワー（BH）では広い職域や職業分野への理解を深めるため、卒業生と在学生在が交流する企画や、学外での実習や学生生活の不安を取り除くための1・2年生交流会を複数回実施している。令和3（2021）年度はコロナ禍の影響により、年1回の開催となった。

幼児教育学科は、保育士と幼稚園教諭を目指す学生が、保育・幼児教育に関する知識と技術に加え、実践力を身につけるためのカリキュラムで構成されている。特色としては、地域の特性を知り、地域に根ざした保育ができるように、地域別に活動をする実習交流会を設けている点が挙げられる。そして、学生が出身地で実習できるように指導することによって、保育における地域性が学習できるように計画している。

また、実践力向上のため、文教こどもフェスタ、ステップアップ講座、実習指導、文教おやこ園での授業や自主実習、短期海外保育研修等を通して保育を体験的に学ぶカリキュラムになっている。講義科目以外でも、各学生の幼児教育に対する意欲を喚起し、保育技術等を向上させるために、地域の子どもたちとふれあう「おねえさんと遊ぼう」「実習交流会」などを開催している。

年1回開催の「文教こどもフェスタ」は平成21（2009）年度からスタートしている。平成30（2018）年度には800名余の地域の親子が参加しており、本学学生にとって学びを地域に還元する学習の具現化の場であったが、コロナ禍に伴い令和2（2020）年度は中止とし、令和3（2021）年度は地域に開放せず、学内だけに規模を縮小して開催した。地域の子どもの参加は見合わせたため、学生同士への発表に限定されたが、学生にとって1年間幼児教育学科で学んだ専門知識と専門技術を披露する場となった。

「おやこ園体験」は、「乳児保育Ⅱ」という専門科目の中で行われるもので、文教おやこ園に来園される親子向けに、2回の実技発表会と保護者へのインタビューに授業で取り組んでいる。保護者対応の実践を学ぶ取り組みであり、子どもの発達過程や、育児の悩み等を保護者から直接聞くことにより、保護者との連携の重要性について再認識することができる。年に数回開催する「おねえさんと遊ぼう」は主に発達障がいの子どもとその家族が参加する。学生は子ども参加型のプログラムを企画し、障がいのある子どもたちが楽しく交流できるように支援する。この活動は、「こども音楽療育士」の実習の場でもあり、障がいのある子どもの発達を学習する場ともなっている。

「実習交流会」は、同じ地域の先輩学生が後輩学生へ実習について支援するピアサポートである。学生は在学中に、保育士資格取得のために3回、幼稚園教諭免許取得のために2回実習を経験するが、それぞれの実習の前に「実習交流会」に参加する。実習前に同地域の先輩との交流を5回、実習後に後輩との交流を5回経験するので、学生全員が卒業まで計10回の交流会を経験することになる。実習の振り返りをより深める学習効果に加え、先輩後輩との交流を通して学生満足度を高める効果も得られている。令和2（2020）年度は、コロナ禍のため、実施回数を減らしたが実習交流会を実施した。先輩学生は後輩へ伝えることで振り返りになり、後輩学生にとっては未知の実習への不安解消や事前準備の良い機会となっている。

平成28（2016）年度にオープンした「文教おやこ園」（毎週月・水・金開催）は、未就園児の親子が参加する子育て支援の場である。保護者が主体となる子育て支援であ

る点で新しいタイプの子育て支援である。保護者と常駐保育士3名、担当教員と学生がともに子育て支援を考える運営体制を取っており、学生には保育技術の実践の場でもあり、保護者対応力を学ぶ場でもある。

文教アワー（BH）では、幼児教育学科全体で2年または3年の学びを検討し、授業でカバーしえない保育者として必要とされる学習を取り入れた取組みを行っている。

1単位にかかる学習時間を確保し、単位の実質化を図るためにCAP制を設け、学則第24条（履修の方法）（規程集-1）において「別に定める」とし、履修規程において（規程集-52）、1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位（但し、免許・資格に関する科目を含めない）としている。

授業は半期の科目については15回実施をすることとし、休講の場合には必ず補講を行うこととしている。このための補講日を学年暦で前期3日間、後期4日間、土曜日に設定している。評価はS、A、B、C、D（不認定（D）、60点未満）として厳格に運用している。

シラバス（提出-2）はすべての科目について「授業形態」「授業概要」「学習成果」「DPとの関連」「授業計画」「授業方法」「成績評価」「教科書」「参考書」「準備学習（予習・復習）」等について分かりやすく表示している。学習成果と科目の関連性をわかりやすく示すため、「科目ナンバリング」を行い、これを各科目ページに表記している。特に、成績評価については、すべての科目について、どの項目をどのような割合で評価するかについてパーセント表示をし、厳格に適用している。具体的には、食物栄養専攻においては、栄養士養成施設としての基準で、授業態度・レポート・試験により厳格に行っている。幼児教育学科においては、保育士及び幼稚園教諭の資格を取得する上で十分な成績かどうかを客観的に判断し評価を行っている。

評価について学生が疑義を持った場合には、期間を決めて不服申し立てが行えるようにしている。シラバスは毎年2月に当該学科以外の教員を含めて点検を行っており、不備があれば学科長を通じて科目担当者に連絡され、適切に訂正を行っている。各科目の成績評価方法や基準をシラバスに記すことで、「短期大学設置基準」第11条の2にある客観性及び厳格性を確保し成績評価を行っている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

各学科・専攻の教育は、学科会議で十分審議され、学生の授業評価にも配慮して編成されている。令和2（2020）年度に三つの方針を見直し、令和3（2021）年度から新しい三つの方針を運用している。

なお、カリキュラムの変更や一部修正を行う場合には、学科会議で検討しカリキュラム委員会に議案として提出し、教授会で審議することになっている。教育課程の見直しには、外部有識者、業界からの意見を反映している。生活文化学科食物栄養専攻では、校外実習における実習先、学内で開催する業界説明会参加の複数の委託給食会社に対し、それぞれ教育ニーズをヒアリングしている。生活文化専攻においても実習先の病院並びに実務教員より教育ニーズをヒアリングしている。幼児教育学科では、複数の園の園長や稲沢市子ども健康部保育課からの教育ニーズをヒアリングしている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）のPDCAサイクルを示すと次の通りである

「Plan」；学科会議で案を策定し、カリキュラム委員会での再検討した後に教授会

で承認、決定。

「Do」；全教職員会議(非常勤講師を含む)及び年度初めの授業で学生への周知。有識者等からの意見聴取。

「Check」；学科会議で学習成果の「学生による自己点検評価」結果を分析及び評価が適正かを点検。有識者等からの意見をもとに教育課程を点検。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画を学科会議やカリキュラム委員会で行う。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養科目は「基礎科目」として、「建学の精神に基づいた女性を目指す」ことを学習の目標として掲げ、①知識を身につけ、理解を深める能力、②思考力・判断力を身につけ、表現する能力、③技能（能力）、④専門分野への関心を持ち、意欲的に学ぶ態度（能力）、⑤社会人の基礎となる力（能力）を身につける科目を編成している。全学科共通の科目としては、「現代教養基礎」「キャリアプラス」「日本国憲法」「0A 演習Ⅰ・Ⅱ」「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」「文教アワーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」があり、このうち10単位以上の修得と、「現代教養基礎」、「0A 演習Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」の卒業必修科目の取得を要件とし、教養教育の内容と実施体制を確立している。また、建学の精神に基づいた国際社会や情報社会で生きていくための基礎的・基本的な学力を身につけることができるカリキュラムを編成し、学力水準の維持に努めている。

平成20（2008）年度から初年次教育として基礎科目に「現代教養基礎」を開講している。この授業は、学科や専攻の枠を超えた小グループに分けられた1年生（1グループ約25～26人）が、学外の専門家が行う複数の教養講座をローテーションにより受講する。アクティブ・ラーニング方式の意見交換や発表をする授業となっており、積極的なコミュニケーションの育成を目指している。平成26（2014）年度からは、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座、大学の所在地である稲沢市を知るため市役所職員による講座も設定し、一層の充実を図っている。

また、足立学園総合研究所が開講する生涯学習講座を本学のすべての学生が学べるようにし、講座の一部は基礎科目「キャリアプラス」の単位として認定される。平成25（2013）年度からは、資格取得支援講座、就職支援講座も開講している。

令和2（2020）年度からは、「Society5.0」の実現に向けた教育の質の向上を目的として、全学科において開講される「0A 演習Ⅰ」を、「情報リテラシー」に関する「情報利活用能力」が身につく授業内容とした。

履修案内には、各学科のカリキュラム・ツリーとして、教育目的、教育目標、学習成果と関連した基礎科目と専門科目を一覧化しており、教育目標のもと教養教育と専門教育が関連していることを明確に示している。

教養教育の効果は、GPA 分布、学生による授業評価・満足度調査、学生生活実態調査を用いて測定・評価し（提出-9）、関係の委員会、企画委員会、学科会議、教授会で報告され、改善に取り組んでいる。

カリキュラム・ツリーは、学科の教育目的・目標、学習成果を提示するとともに、シラバスには科目ごとの学習成果を具体的に、分かりやすく記載している。さらに、学期、学年、実習準備期ごとに学習成果の達成度を学科会議で確認し、目標レベルに達していない学生に対しては、補講や実習延期などを含めた検討を行っている。実習実施の許可に至らなかった学生は、未取得科目の取得又は取得見込みを待って実習を行っている。このような学生に対する支援は、学習面、大学生活等、学生指導の面においても機能している。

学術研究委員会では、年2回教員相互の授業参観ができる期間を設定し、非常勤講師も含め全教員はこの期間中全授業を参観可能とし、全教職員が自由に参観できるようにしている。また、専任教員は必ず1つ以上の授業を参観することとし、参観後に「参観報告書」を学術研究委員会に提出することとしている。提出された報告書はまとめられ、当該教員にフィードバックしている。各教員は他の教員の授業を参観することにより、自身の授業改善や授業水準の維持・向上に役立てている。

全学的な取組みとして、平成27（2015）年度からアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開している。

「学生による授業評価・満足度調査」は、平成18（2006）年度から実施している。平成23（2011）年度からは前期と後期の年2回、それぞれ7月と1月に実施している。この調査は専任・非常勤教員を対象として教員の担当科目別に、Office365、Microsoft Forms を用い実施している。質問項目は授業評価と学生の満足度が正確に結果に反映されるよう検討を重ねている。調査後は、各教員に集計結果をフィードバックしている。各教員は自身の授業への取組みについての学生の評価を受け、その結果に基づいて、今後の改善点や具体的な改善計画・改善方法などを学術研究委員会にレポートとして報告する。委員会は調査結果とレポートを学長及び全教職員に報告し回覧するとともに、調査結果を図書閲覧室に設置し、学生、教職員を問わず誰でも自由に閲覧ができるようにしている。この取組みにより、教養教育の質の保証とさらなる質の向上を目指している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学各学科では、生活文化学科食物栄養専攻は栄養士養成を、生活文化学科生活文化専攻は医療事務人材やビジネス実務人材を、幼児教育学科は幼稚園教諭・保育士養

成を教育目標として掲げている。この教育目標達成のために、それぞれの職業につながる専門科目を開設している。教養教育である基礎科目の「現代教養基礎」は全学生必修科目であり、社会で活躍するために求められる知識や教養の修得を目指し、選択科目の「キャリアプラス」では職業人となるために「プラス」となる講座を学生自身が考え選択し卒業後の仕事に活かすことができるよう、秘書技能検定・メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）・FP（ファイナンシャルプランナー）技能検定等検定に向けた対策講座を開講し、職業への接続を図る職業教育を実施している。「文教アワーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は、卒業生との交流や、進路ガイダンス、キャリア支援講座などの幅広い職業教育を含んでいる。幼児教育学科では、職業教育に特化した「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」も基礎科目として開講している。教育課程に関してはカリキュラム委員会で検討し、それぞれの授業科目をカリキュラム・ツリーで示すことで体系的に科目を履修できるようになっている。

職業教育の効果については、GPA、授業アンケート、学生生活実態調査、就職先へのアンケート調査、資格検定等取得状況、卒業者数、就職率（提出-9）、専門分野への就職率等を用いて測定・評価し、企画委員会、教授会で検討・改善されている。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の教育理念及び教育目標に基づき各学科・専攻の学習成果に対応した入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページ（提出-8）、学生募集要項（提出-11）に明確に示している。これらの内容は、本学の建学の精神を理解し、卒業の認定基準（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた学習成果を達成しようとする学生を求める内容となっている。この内容は、オープンキャンパス、高等学校で開催される説明会や模擬授業、会場形式の進学ガイダンス、本学教職員による高校訪問などを通して、受験生や高等学校教員及び保護者に説明してい

る。その他、電話やメールでの問い合わせにも対応している。

各学科・専攻の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は次の通りである。

【生活文化学科】

食物栄養専攻

- ・食と健康について関心が高い人
- ・栄養士の職を理解し、専門分野で力を発揮する意欲が高い人
- ・これまでの「知識・技能」・「経験」をもとに、「思考・判断・表現」する力があり、「主体的」に「協働する」マインドを持つ人

《高等学校段階で履修すべき科目等》

○基礎的な化学・生物・数学の内容を理解していること。

○保健体育、部活動などに意欲的に取り組み、健康や運動への興味があることが望ましい。

生活文化専攻

- ・医療とホスピタリティもしくはビジネス社会について関心が高い人
- ・医療事務・ビジネスの職を理解し、専門分野で力を発揮する意欲が高い人
- ・高いコミュニケーション能力と専門知識や接遇スキルを学ぶ意欲が高い人

《高等学校段階で履修すべき科目等》

（情報医療コース）

○日々の生活の中で、医療やホスピタリティについて興味、関心を高めること。

○簿記、情報、英会話、秘書などの知識や興味があることが望ましい。

（情報ビジネスコース）

○日々の生活の中で、ビジネスについて興味、関心を高めること。

○簿記、情報、英会話、秘書などの知識や興味があることが望ましい。

【幼児教育学科 第1部、第3部】

- ・幼児教育・保育に強い関心を持つ人
- ・温かな人間性としなやかな感性を持ち、多様な体験から学びを高める人
- ・主体性、倫理観、コミュニケーション能力、高い学習意欲を持つ人

《高等学校段階で履修すべき科目等》

○部活動、学校行事、ボランティア活動等に積極的に取り組み、人間性、コミュニケーション能力を高めるよう努めること。

○本学科での学習に必要な基礎学力（特に国語力）を身につけること。

○体育に積極的に取り組み、体力をつけることや健康の維持・増進に努めていること。

入学前の学習成果の把握・評価は、「高等学校段階で履修すべき科目等」として明確にし、入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）とともに学生募集要項（提出-11）に示している。入学者の学習成果を明確に評価するため、募集要項に入学選抜における各入試区分の評価の特性を明確に表記し、高等学校での調査書、面接試験、課題、一般選抜においては科目試験を加え総合的に評価している。

「学力」では、知識（知識・技能）・能力（思考力・判断力・表現力）・態度（主体性・多様性）の3観点を設定しており、「志望度」では、関心・意欲・入学意欲の3観点を選考基準として設定している。また、すべての選抜で志望理由書と面接を課しており、本人の志望意欲を理解するとともに限られた面接時間の中で自分の夢や目標に対して意欲・興

味・関心を持っているか否かを把握するよう心がけている。高等学校からの調査書も面接で活用し、各学科での学習に必要な一定水準の基礎学力の有無を確認している。入試の選考方法、筆記試験の内容等は全学科共通であるが、総合型選抜のエントリーのための課題については、学科の特性を生かし、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応した評価ができるよう学科・専攻ごとに異なった内容となっている。入学試験の可否は、入学試験判定会議において総合的に判定し、教授会で承認を得ている。

入学者選抜の方法は、アドミッション・オフィスである入試・広報センターが中心となり、多様な個性を持った学生を受入れるため、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制・指定校制）、一般選抜、自己推薦選抜、社会人選抜（社会人特別奨学生・一般）、私費外国人留学生選抜の制度を設け、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応している。

入学者選抜や募集活動の策定、検討はそれぞれ入試委員会で原案を作成し、企画委員会を経て教授会で承認を得ている。各委員会には学長、学長補佐、副学長、学科長が主な構成員として組織されており、入試・広報センター職員も同様に参加しているため、各委員会と入試・広報センターの隔たりがなく協議から実施に至るまでスムーズに進行している。

授業料・その他入学に必要な経費については、学生募集要項（提出-11）や本学ホームページ（提出-9）に明記している。また入学後必要とされる経費並びに入学から卒業までにかかる経費については一覧表を作成し受験生、保護者をはじめ高等学校へもあらゆる機会の説明できるようにしている。

入学希望者、受験生並びにその保護者、高等学校からの受験の問い合わせなどに対しては、オープンキャンパス時に入試相談コーナーを設置し、入試状況や卒業後の進路における様々な相談に対し真摯に対応している。また、入試広報担当者が高等学校を訪問する際や会場形式の進学ガイダンス時に入学試験等についての質問についても詳細な説明を行うとともに電話やメールでの問い合わせにも対応している。

高等学校からの意見聴取についても高校訪問の際に高校側から入試に関する要望があれば持ち帰り、その内容について入試委員会で随時協議し、後日当該校に回答している。また、毎年開催されている私立大学・短期大学の進路指導研究会においても、愛知県公立高等学校長会から私立大学等に対する要望書が配布されており、その内容についても入試委員会で共有している。さらに、令和元（2019）年度から始まった「外部評価委員会」には稲沢市内の高等学校長がメンバーに入っており、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を含む、三つの方針に対する意見を含め、各学科単位で定期的に点検している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

各学科・専攻の学習成果は、平成27（2015）年度までは科目レベルの学習成果をシラバスに掲載するのみであったが、平成28（2016）年度に、学生が在学中に履修する科目群（基礎科目と専門科目を体系的にいくつかのグループに分けたもの）の各科目の履修時期や履修順序が明記してあるカリキュラム・ツリーを作成し、その中に科目群ごとの学習成果を掲載した。学習成果は、学生が理解しやすいよう、できるだけ具体的な記述を心がけ、学生が努力をすれば在学期間内に獲得可能であるものとなっている。また、学習成果は、学生にはGPAや自己評価表によって、教員にはGPA、学生の自己評価の集計や学科・専攻ごとの査定指標によって測定可能なものとなっている。令和元（2019）年度から、ジェネリックスキルを測定するPROGテストを導入した。初年度は新入学年のみ実施したため、学習成果としての分析はできなかったが、令和2（2020）年度以降は卒業時も実施し、入学から卒業までの期間における学習成果を測定している。

学習成果は、学生が日々の学習活動の中で獲得するものであるが、本学ではそれに加えて、生活文化学科食物栄養専攻では、「栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会）」を実施し、これに向けた対策講座や模擬試験を行うことにより、また、生活文化学科生活文化専攻では検定の受検指導を個別に行うことなどにより獲得させている。幼児教育学科では、授業で学んだことを、学外で実施される保育園・幼稚園実習等で応用し、工夫をする中で獲得させている。

本学の学科・専攻は実験や実習を伴う科目を数多く有するため、学習成果の査定に際しては、試験の結果だけではなく、レポートや作品の作成・提出、学生の表現活動等を総合的な評価基準のもとで評価している。成績評価についてはシラバスに項目を設け、例えば「試験（70%）、課題や授業への取り組み状況（30%）」などと全ての科目についてパーセント表示を行い、学習成果の客観的な査定ができるようにしている。

学習成果の獲得状況は、各学科・専攻での各種資格の取得状況等に反映されている。各学科・専攻で取得できる資格と学習成果の測定方法は次の通りである。

【生活文化学科 食物栄養専攻】

栄養士、栄養教諭二種免許状、医事実務士、ADI（エアロビックダンスエクササイズインストラクター（ADI））などである。

学習成果の測定方法は、主観的評価として学生の自己評価、客観的評価としてPROGテスト、GPA、栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会）結果、選択科目の修得単位、専門職への就職率等を利用している。

【生活文化学科 生活文化専攻】

上級情報処理士・上級秘書士・上級ビジネス実務士・医療秘書実務士・介護保険実務士などである。

学習成果の測定方法は、主観的評価として学生の自己評価、客観的評価としてPROGテスト、GPA、医療事務技能審査試験（一般財団法人日本医療教育財団）、秘書技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験等外部試験の資格取得人数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率等を利用している。

【幼児教育学科第1部】

保育士、幼稚園教諭二種免許状、レクリエーション・インストラクター、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、幼保英語検定、おもちゃイ

ンストラクター資格などである。

学習成果の測定方法は、主観的評価として学生の自己評価、客観的評価として PROG テスト、GPA、各種資格取得状況、公務員試験合格者数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率、実習園や実習施設、就職先の事業所からの評価や、毎年前期と後期に2回実施する「学生による授業評価・満足度調査」等、多面的な評価を行っている。

【幼児教育学科第3部】

保育士、幼稚園教諭二種免許状、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、幼保英語検定、おもちゃインストラクター資格などである。

学習成果の測定方法は、主観的評価として学生の自己評価、客観的評価として PROG テスト、GPA、各種資格取得状況、公務員試験合格者数、専門科目の修得単位数、専門職への就職率、実習園や実習施設、就職先の事業所からの評価や、毎年前期と後期に2回実施する「学生による授業評価・満足度調査」等、多面的な評価を行っている。

適正な学習成果の査定を PDCA サイクルで示すと次の通りである

「Plan」；学科会議で査定の方法を策定し、カリキュラム委員会等で検討した後に教授会で報告、承認、決定。

「Do」；学習成果の「学生による自己評価」を年度末に実施。PROG テストを入学時と卒業時に実施。各種の資格取得や検定試験、公務員試験等の合格者数を集計。

学生の実習先や就職先からの意見聴取。GPAによる成績算出と分布図の作成。

「Check」；学科会議などで学習成果の「学生による自己点検評価」結果を分析と評価が適正かを点検。学生の実習先や就職先からの聴取した意見の集約、分析。各種の資格取得や検定試験、公務員試験等の合格者数の分析と評価。学科会議での課題の発見。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画を教学マネジメント委員会、学科会議、カリキュラム委員会で行う。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

本学の学習成果は、量的・質的データを用いて測定し、公表している。

量的データとしては、GPA、学位取得率、資格・免許の取得者数や公務員試験合格者数、外部検定試験合格者数等で測定している。また、学生生活実態調査や学生による

自己評価、卒業生へのアンケート、あるいは実習園や実習施設、就職先の事業所からの評価等を用い、多面的な評価を行っている。在学者数、定員充足率、学位授与数及び授与率、進学者数、就職率を活用し、学習成果の獲得状況を把握している。(提出-9、備付-22, 23, 24, 25, 26, 27, 28)

特に、GPA の分布を用いた学生による「学習成果の自己評価」は、学生にとって 1 年間の学習成果の振り返りとなり、教員にとっては、次年度の評価や授業方法等、授業計画案を策定する上での貴重な資料となっている。教学マネジメント年間計画に基づき、令和 4 (2022) 年度からは、開講する全科目においてルーブリック評価を行う予定である。

令和元 (2019) 年度からは、外部機関による「PROG テスト」を用い、総合的かつ客観的に実態を把握している。令和 2 (2020) 年度には卒学年の PROG テストを実施し、入学から 2 年間の学びの評価ができるようにした。令和 3 (2021) 年度では幼児教育学科第 3 部の卒学年の PROG テストを実施し、全ての学科で入学から卒業までの学びを客観的に評価することができるようになった。PROG テストの結果概要や分析は教授会や水曜ミーティングで説明された。(備付-29)

質的データとしては、卒業生、実習先、就職先の事業所の意見や要望を聴き取っている。

これらのデータを測定し、評価し、次年度の教学・学生支援、就職支援に活用している。

またホームページの大学案内の「公開情報」(提出-9) において、年次データとして、学修成果の評価、学位授与数及び授与率、主な資格取得状況、就職率、就職先情報について公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

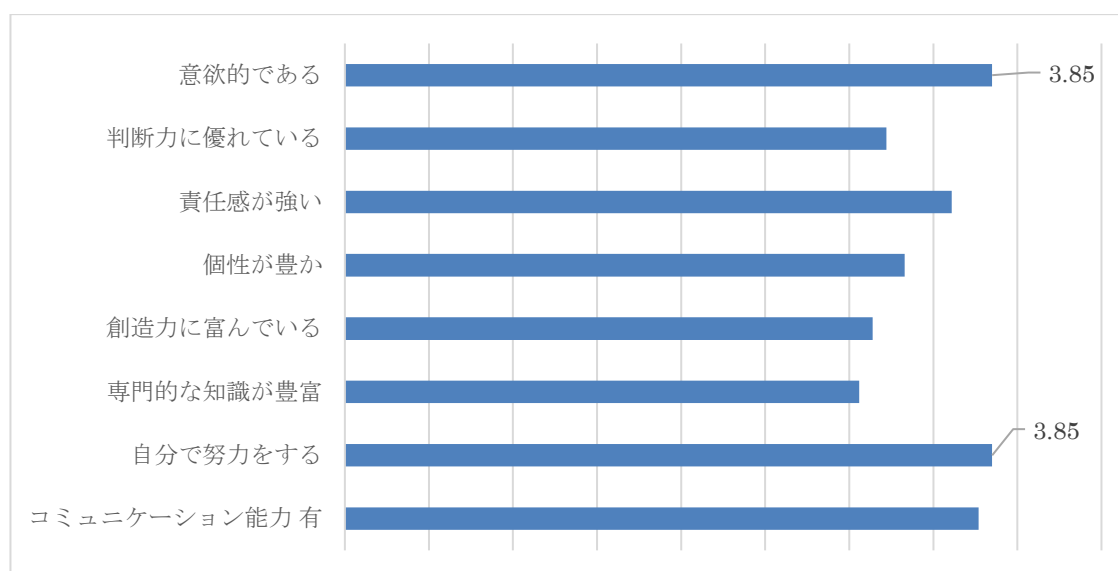
<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では、学内での様々な指導に生かすため卒業生の就職先に、アンケート調査を行っている。令和 3 (2021) 年アンケートを依頼した就職先は 202 件で、回答数は 163 件であった (回収率 80.7%)。

調査内容は以下の表のような質問を 5 段階評価で調査した。質問 1 では「本学の卒業生は、どのような特徴があるとお感じでしょうか」である。他の大学と比べた本学卒業生の特徴を「1 意欲的であるか、2 判断力に優れているか、3 責任感が強いのか、4 個性が豊かか、5 創造力に富んでいるか、6 専門的な知識が豊富か、7 自分で努力するか、8 コミュニケーション能力があるか」の 8 項目について 5 段階評価で調査した。

質問 1 「本学の卒業生は、どのような特徴があるとお感じでしょうか」

採用項目	良い		普通		悪い	平 均
	5	4	3	2	1	
意欲的であるか	54	45	52	10	2	3.85
判断力に優れているか	14	34	94	16	5	3.22
責任感が強い	38	50	53	17	5	3.61
個性が豊か	16	38	96	10	3	3.33
創造力に富んでいる	9	32	101	15	6	3.14
専門的な知識が豊富	5	31	103	16	8	3.06
自分で努力をする	52	56	37	14	4	3.85
コミュニケーション能力がある	50	48	48	12	5	3.77



このアンケート調査結果から、本学卒業生の優れている点は「自分で努力をする」点で、評価の平均値は 3.85、「意欲的である」で同じく 3.85 であった。さらに「コミュニケーション能力」3.77、また「責任感が強い」で 3.61 と続いている。卒業生に対する評価は前年と比較して、大きな変化はみられない。今後、「判断力に優れている」「個性豊か」「創造力に富んでいる」「専門的な知識が豊富」の 4 項目においては“普通”という印象から“良い”という印象への改善の余地が残っていると思われる。

質問 2 では「採用に際して、何を重視されますか」である。平成 27 (2015) 年度卒業生からは、「社会人基礎力」の観点でアンケート調査を実施している。社会人基礎力とは、経済産業省が平成 18 (2006) 年 2 月、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として、3 つの能力 (12 の能力要素) からなる「社会人基礎力」として定義づけたものである。本学の調査においてもこの「12 の能力要素」を 5 段階の重視度で質問をした。

質問 2 「採用に際して、何を重視されますか」

採用項目	重視 5	4	普通 3	2	軽視 1	平均
前に踏み出す力 (3.95)						
1 主体性	72	51	38	2	0	4.18
2 働きかけ力	32	49	79	3	0	3.67
3 実行力	61	46	54	0	2	4.01
考え抜く力 (3.73)						
4 課題発見力	40	47	72	2	2	3.74
5 計画力	40	55	64	4	0	3.80
6 創造力	33	45	78	7	0	3.64
チームで働く力 (4.11)						
7 発信力	28	47	81	6	1	3.58
8 傾聴力	81	46	36	0	0	4.28
9 柔軟性	91	45	27	0	0	4.39
10 状況把握力	74	56	33	0	0	4.25
11 規律性	62	53	48	0	0	4.09
12 ストレスコントロール力	57	58	48	0	0	4.06

このアンケート調査結果から、採用時に重視される項目の上位は「柔軟性」4.39、「傾聴力」4.28、「状況把握力」4.25で、3つの能力のうち1位は「チームで働く力」4.11であった。このことから、就職先において、多様な人々と仕事をしていくために「チームで働く力」が特に求められている実態が分かった。「人物重視」で、専門職としての優れた知識技能を身に付け、柔軟性をもってチームで仕事をする自覚を持ち、主体的に努力を惜しまない人材が求められている。

これらの結果は毎年、就職支援委員会及び教授会において報告している。就職後1年目の学生がどのように就職先で評価されているかを全教職員にフィードバックすることにより、授業改善や学生生活への取組みの点検に活用している。また、採用時に就職先が求める力は、時代の流れとともに変化している。そのため常に就職先が求める力を的確に把握する必要がある。その上で求められる力を持った学生を育成できるように全教職員の協力体制を整えなければならないことが判明した。

本学の「学生の卒業後評価への取り組み」をPDCAサイクルで示すと次の通りである。
「Plan」；望ましい社会人像の設定やアンケート項目の策定をキャリア支援センターで協議し、学科会議、企画委員会で検討。

「Do」；アンケート調査の依頼と就職先からのアンケート回収。

「Check」；アンケートの集計・分析をキャリア支援センターで行い、アンケート結果は企画委員会及び教授会で報告されている。また、在学中の学生指導の在り方の検討や課題の発見についてアドバイザー、キャリア支援センターで

行う。

「Act」；課題の解決に向けて行動計画をアドバイザー、学科会議、キャリア支援センターで行う。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連の強さを示す項目として「DP との関連」と表記しシラバスに追加した。さらに、その割合を数値化し全科目が一目で確認できたが、到達度が可視化できるようなカリキュラムマップの作成を目指している。

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定しているが、入学者選抜方法の見直しや工夫・改善を早急に推進する。これにより入学者を安定的に確保するように進めていきたい。

就職においては、採用時に就職先が求める力（社会が求める学生の応用力等）を重要視していることから、いち早く読み取り、常に就職先が求める力を的確に把握する必要がある。その上で企業が求める力を持った学生を育てるように全教職員の協力・協働した体制を整えることが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学内には「文教おやこ園」があり、毎週 3 日ではあるが未就園児の親子が来校し、保護者と保育士、担当教員と学生が関わり考える子育て支援の場であるとともに、学生には保育技術の実践や、保護者対応力を学ぶ場となっている。

また、「外部評価委員会」による第三者からの評価や意見聴取、「PROG テスト」の導入などで、より客観的点検、評価を行っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出書類

1. 2021 学生便覧（キャンパスガイド）
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内
2. 2021 年度（令和 3 年度）履修案内（シラバス P57-244）
3. 大学案内
11. 学生募集要項

提出資料-規程集

22. 愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則

備付資料

25. 学生による授業評価・満足度評価調査結果
26. 卒業生アンケート結果
27. 就職先アンケート結果
28. 学生生活実態調査結果
30. 卒業時満足度調査
31. オリエンテーション配布資料（入学のしおり）
32. 入学前指導
33. 学籍簿
34. 学生個票・学生カルテ
35. 健康調査票
36. 卒業生進路状況
37. 学内 LAN の敷設状況（LAN 系統図）
38. パソコン教室・インターネット教室 配置図
39. 新型コロナウイルス感染症に対するガイドライン

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

各学科・専攻の教員は、履修案内の各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習成果を念頭において、シラバスに成績評価の基準をパーセント表示で明記し評価を行っている。（提出-2）

教員は、講義や演習だけでなく、実験、実習、実技及び学外実習の学習成果についても総合的に評価している。具体的には、授業ごとに行う小テストや実技、制作物、発表などで学生の学習成果の獲得状況と学習到達度を把握している。特にアドバイザーは、担当する学生全員の履修状況や授業の出欠状況、学習成果（GPA、成績、履修単位数、科目数など）の把握に努めている。

学生の履修状況等は学科会議にも報告され、学科に属する教員全員で情報の共有を行っている。なお、授業内容の調整や学生に関する情報交換のための学科会議は毎月1回以上開催しているが、これとは別に、毎年新年度が始まる前の2月には、非常勤教員も含めた科目担当者打合せ会も行っている。この打合せ会では、学長からは建学の精神、教育理念、教育目標について、教務上の授業や試験に関する事務的事項について説明した後、学科別に分かれて授業の進め方や複数の教員が類似の領域を扱う場合の講義内容の精査や指導内容の調整など、細部にわたり意見交換を行う機会を設けており、新年度からの授業のスムーズな開始につながっている。

前期・後期に各1回、「学生による授業評価・満足度調査」を実施しており、その結果は学術研究委員会で集約して当該科目の担当教員に返却している。教員はその結果から、自らの授業が学生にどのように受け止められ、学生の授業への取り組み状況や理解度はどうなのかを客観的に知ることができ、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

この調査結果を踏まえて、担当科目教員は今後の授業をどう改善していくのかについてのレポートを提出し、集約した上で回覧し公開している。さらに、外部講師を招いた全学的な課題をテーマとした講演会や、年2回の「教員相互の授業参観」を実施するなど、常に研修と研鑽に励んでいる。

各学科の各教員は学生一人ひとりの学習成果の獲得状況を把握している。クラスを担当するアドバイザーは、学生の日々の授業から卒業に至るまで責任を持って指導している。全ての学生の「学生カルテ」（備付-34）を作成し、1年次アドバイザーから次学年アドバイザーへと引き継ぐことにより、学生一人ひとりへのきめ細かな指導を継続的に行っている。成績等が思わしくない学生には面談を行い、改善策を話し合い学生のサポートにあたっている。さらに、毎年5月に開催される教育懇談会では保護者との情報共有を行っている。当日やむを得ず欠席の保護者には後日郵送で案内し、情報の共有に努めている。令和3（2021）年度はコロナ禍のため、オンラインで実施した。

事務職員による学生支援としては、教員と連携しての履修科目の登録、学生の特別欠席の手続きや科目担当教員への連絡、各種証明書の発行、学生生活全般の指導と相談、学生寮や奨学金、学費の納入に関する相談、就職活動の支援、附属図書館での支援、健康相談などがある。これらを通して学生の学習成果の達成状況を意識し、学科長やアドバイザーと連携を取りながら総合的に支援している。また、各学科・専攻及び各科目の学習成果についても所属部署の修学指導、就職支援などの職務を通じて十分に認識しており、学生の学習成果の獲得に向けての支援を行っている。どの部署においても事務職員が学生と接する機会は多く、学生支援の視点を持ちながら学生対応にあたっている。

事務職員のSD活動は、令和3（2021）年度より毎週水曜日に行われている全教職員合同の水曜ミーティング、毎朝の事務職員の朝礼に加え、教員と研修会を合同で行うことで、教育内容の理解を深め情報交換等を行いながら、各部署の職務を通じて学生の入学から履修及び卒業に至るまで学生支援を行っている。また、愛知県私立大学・短期大学協会等が主催する各種の研修会や勉強会にも積極的に参加し自己研鑽と情報共有を図っている。

学生の成績記録については、「愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則」（規程集-22）に従い、適切に保管している。

短期大学附属図書館には、図書館長1名、専任職員1名、アルバイト1名を配置している。閲覧室、書庫ともに自由に出入りでき、学生の学習や読書の場として開放している。令和2（2020）年度よりコロナ禍のため、三密を回避し、座席数の削減、換気、貸出しカウンターでの間隔を空けるなど、感染対策を行うとともに、利用後の消毒を行っている。また、図書の利用前には手洗い、手指消毒を励行し、消毒液を設置している。緊急事態宣言下で附属図書館が休館の間は、学生が学外から各自でオンライン検索（OPAC）を利用し、所蔵および貸出し状況を把握し、メールで配送申し込みができるように体制を整えた。

図書館システムは、平成20（2008）年11月に「Limedio」（株式会社 RICOH）を導入後、平成26（2014）年に「情報館」（株式会社ブレインテック）に移行し、現在も継続している。70年の歴史を持つ本学には、貴重な資料が保管されている。そのため、それらを整備し、データで管理することにより利用価値が上がるものと考えている。緊急事態宣言下で利用者が来館できない時期にも、図書資料の購入、整備を行い、新着本や活動状況などをオンラインで配信した。学生と教職員からの購入希望図書は従来通り受け付けており、学習に準じた図書資料を充実させている。図書資料の配架は、使用頻度を考慮して、分かりやすく設置するとともに季節の行事や学習内容にあわせたテーマ別コーナーを設けて貸し出しを促進している。また、貸出冊数が多い学生を館内掲示や図書館だより「ぶっくえんど」（年4回発行）で発表して奨励している。例年、入学時にクラスごとの図書館オリエンテーション（図書館ツアーと説明会）を行っているが、令和2（2020）年度より実施が困難となったため、図書館オリエンテーション内容の動画を作成しオンラインで配信を行っている。さらに、令和3（2021）年度は、少人数単位で図書館の案内を行い、コロナ禍であっても学生が積極的に利用できるように配慮し、読書推進のために「福袋企画」（本と雑誌の付録をセットにして、中身が見えない状態で本を借りる）を行うなど、気軽に図書館が利用できるように努めている。

る。

すべての教室には、常設の電子黒板またはプロジェクターや Office365 をインストールした専用のパソコンがあるため、各教員は各自に発行されている Office365 のアカウントから Microsoft Teams を活用し授業を行っている。Microsoft Teams を活用したオンライン授業により、課題の提示や学生への指示、質問等にも対応しており、Microsoft Forms を利用しテストやアンケート調査に活用している。大学の管理・運営のため、クラウド上に情報を保存、整理、共有、アクセスできる Microsoft SharePoint で情報共有を行っている。文書管理や書式集だけでなく、施設利用や休講補講などについても、学外からでも安全に確認ができる体制になった。会議等は Microsoft Teams と Web 会議システム (Zoom) を用途に合わせて利用している。

コロナ禍であることを踏まえ、Web 会議システム (Zoom) の有料アカウントの取得、Web カメラ、USB ヘッドセットの購入、Microsoft Office365 A3 アカウントを追加購入している。これらは令和 3 (2021) 年度に採択された文部科学省「大学等における遠隔授業の環境構築の加速における学習機会の確保」交付金により、充実させたものである。

これらのパソコン、ネットワークの管理は本学の情報ネットワーク委員会により、定期的に確認、メンテナンスを行い、セキュリティソフトのアップデートなど、随時必要な情報を提供している。学内のインターネット教室・パソコン教室 (備付-38) は、授業時間以外は開放し、利用する際には管理簿に記名し使用ルールを守って、自由に使えるようにしている。

令和 3 (2021) 年度、入学生を含む在学生に「学内 Wi-Fi (無線 LAN) について」の利用案内を配布し、目的、ルールを確認したうえで、誓約書を提出することで学内無線 LAN の利用を可能とした。(備付-37) このため、インターネットを利用した調べ学習、メールやチャットを利用したコミュニケーション活用が可能になった。オンライン面接、オープンキャンパス、卒業研究のグループワーク、会議などに学内無線 LAN は活用されており、前年度導入したタブレット端末である Microsoft Surface Go (20 台) も効果的に運用されている。

情報ネットワーク委員会は、コロナ禍における学内の指針作りのため、教職員の遠隔授業のガイドラインの作成・更新、ガイドラインの付記の作成を行った。令和 3 (2021) 年 9 月には教職員、非常勤職員を含めた大規模な学内研修会を行い、遠隔授業の進め方、機能の使い方の説明を含め、さまざまな利用技術の向上を図った。具体的には、Microsoft Teams 内には「オンライン授業」チームを作成し、非常勤講師も含め、問題点や疑問点、困ったことなどの現状報告や解決方法を投稿し、情報の共有、問題点の解決を行うことで、より円滑に授業を行うことができるようになった。オンライン授業や情報機器に関する問題発生時には、Microsoft Teams での対応や、問い合わせ専用のメールアドレスを設定し (toiawase@abc.ai-bunkyo.ac.jp) 即時に対応した。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続者には「入学のしおり」（備付-31）を郵送し、入学前・入学後のスケジュールや提出書類等について情報を提供している。総合型選抜及び学校推薦型選抜などの入学手続完了者には、入学までに時間的な余裕があるため、入学後の授業につながる課題を与え入学前教育を行っている。

入学式の翌日から前期授業開講日までの間に、新入生オリエンテーションを実施し、全体会として、学長から建学の精神や本学の教育理念等の説明、教務から履修案内（提出-2）や学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）を用い教務関連事項や単位制度、授業、試験、成績、シラバス、選択科目などの説明を行い、学生支援から学生相談室・司書の紹介やサークル活動の紹介など学生生活全般についての説明を行っている。アドバイザーからは、学科・専攻・コース別に、資格取得に向けた履修科目や実習、学生生活に関する説明を行っている。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度ともコロナ禍のため、全体会は対面では行えず、Microsoft Teams を用いたオンラインにてオリエンテーションを行い、アドバイザーからの説明のみ対面により行った。

学生の学習上の問題や悩み等に対しては、学科教員が「アドバイザー」として学生の相談窓口となっている。アドバイザーの判断で学生相談室への連絡が必要と思われるケース（健康上の問題やメンタルヘルスなど）については、アドバイザーと学生相談係が連携して専門的な相談を実施している。また、学生の多様化に伴い、平成29（2017）年度入学生から、入学時に健康上の留意点などを把握する健康調査票（備付-35）を運用している。

「キャリア支援センター」は、学生の就職活動や事務手続等を総合的に支援している。加えて、学生の学習や研究活動を支援するために、全専任教員による「オフィスアワー」を設けており、オフィスアワーで学生の質問に応じる体制を整えている。

基礎学力が不足で補うことが必要な学生に対して、専門的技術・学力については、生活文化学科では包丁技術の向上、検定の受検勧奨、問題集の紹介などを行い、幼児教育学科ではステップアップ講座を実施し苦手分野を集中的に学習できるようにしている。栄養士養成科目について、各学期・学年で目標に到達しない学生に対して卒業

時まで科目担当教員が、レベルに応じた課題を順次課す形で継続指導をすることにより単位の修得と資格取得を目指している。特に、専門職を養成する学科・専攻の多い本学では、職業への理解や就業へのモチベーションの低下が学力に影響しやすいことから、各学科・専攻で職業意識、学修目的意識の維持・向上を目的とした個別あるいは実践的な学びを展開している。

本学には、通信で教育を行う学科はない。

進度の速い学生に対する学習上の配慮としては、科目担当教員が特別な補講や課題を与え、より高度な学習や研究、学外での活動ができるように助言を行うなどしている。ステップアップ講座では、学力が不足する学生だけでなく、進度の速い学生が学べる講座も用意している。また、公務員希望者に対しては、全学的に就職支援プログラムによる支援や特定の分野に関する個別指導も行っている。生活文化学科生活文化専攻情報ビジネスコースでは、入学前に全日本商業高等学校簿記実務検定試験2級以上、日本商工会議所簿記検定試験3級以上に合格している学生には、「簿記基礎」の単位を認定している。

留学生の受入れの実績はない。学生の短期海外派遣は、毎年9月に12日間本学が加盟する「日本医療福祉実務教育協会」の主催でオーストラリア医療福祉研修を企画し、参加の学生を募って実施している。また、3月の2週間の日程で、ニュージーランドで英語学習を兼ねた保育現場での実習や見学を行う保育研修を実施し、平成30（2018）年度からは幼児教育学科第1部、第3部1年生には専門科目「短期海外保育研修」として単位化している。オーストラリア研修は基礎科目「キャリアプラス」として単位化している。しかし、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度ともにコロナ禍のため、オーストラリア研修、ニュージーランド研修ともにやむなく中止となった。

GPA、学生による自己点検、履修カルテ等のデータに基づき、学習支援方策について、学科会議、キャリア支援センター、教務等で点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学では、学生の生活支援のため教員と職員からなる学生支援委員会を組織しており、学生支援全般に関わる事項を統括し、円滑な学生対応に努めている。この委員会は、学生支援係、課外活動係、医務・厚生・相談係の 3 係から編成されており、学生支援委員長をはじめ、両学科からの教員とアドバイザー全員の協力を仰ぎ業務分掌を行っている。キャンパスには、医務室が置かれており、看護師を配置し学生の身体面と精神面のサポートに力を入れている。この学生支援委員会が組織として大きな力を発揮したのが「新型コロナウイルス感染に関する対応策」等である。委員会では、マニュアルの作成、他部署との連携を図り対応した。定期的に行われた新型コロナウイルス対策会議は、社会情勢と新型コロナ感染状況を鑑みながら企画委員会内で対応等の話し合いが持たれた。(備付-39)

学生が感染した場合、学生支援委員会は、アドバイザーまたは学科長から連絡を受け、関係部署に対応要請する仕組みとなっている。健康管理チェックシートは、学生が自己管理意識を持てるように、また保健所からの聞き取りや濃厚接触者の対応をスムーズに行うためのものでアドバイザーが文教アワー(BH)等で定期的を確認をした。感染および感染疑い報告書は、アドバイザーが作成し、報告書をもとに適宜企画委員会で諮り、対応の検討、保健所との聞き取りに使用する。初期対応から行動履歴まで詳細に記入されるため、迅速かつ的確な対応ができた。報告書は、学生を守る観点と個人情報漏洩防止のため、複写を禁じ学内の関係者(アドバイザー、副学長、学科長、学生支援委員長)以外は所持しないこととしている。

クラブ活動は、令和 3 (2021) 年度 12 団体(運動系 3 団体、文化系 9 団体)の登録があるが、コロナ禍における感染防止の観点から全団体を活動中止とした。学長の提案で、学生の主体的な活動を奨励するため、新たに学生自治会を令和 4 (2022) 年 1 月に発足し、団体の名称を「ABC チーム (Aichi Bunkyo Women's College チーム)」(構成人数約 80 名)とし、学生へのアドバイスにあたる教員と職員を各 1 名配置した。今後の活動として、学内行事(入学式、学位記授与式、大学祭)への参加、オープンキャンパス、短大フォーラム、学生企画イベントなどを予定している。学生約 80 名で構成している。

令和 3 (2021) 年度の大学祭は、コロナ禍のため中止した。しかし、学生支援委員会が中心となり、コロナ禍で苦境にある地元飲食店への支援と学生への応援の一環とし、大学祭の代替イベント「LUNCH FES」(地元支援弁当)を開催した。期間は、11 月 15 日～11 月 30 日(平日のみ)、協力飲食店 4 店舗で、全学生に事前に無料チケット(2 回分)を配布し、喫食希望のランチ弁当の申し込みを行い、当日は広い学生ラウンジ

で受け取ることとし学生の密を回避した。喫食した感想や店舗へのメッセージを書いてもらいボードに貼り、このメッセージボードは、後日、学長補佐によって各店舗へ送られ喜ばれた。11 日間の催しで延べ 1070 食を学生・教職員に提供することができた。後日のアンケートで「開催してとてもよかった」(83.7%)との回答を得た。

令和 4 (2022) 年 1 月 30 日、3 月 4 日、第 6 回短大フォーラム「とも」～Friends・with・both～を、本学を含めた 6 短大（大妻女子大学短期大学部、京都光華女子大学短期大学部、香蘭女子短期大学、中京学院大学短期大学部、松本大学松商短期大学部、愛知文教女子短期大学）で共同開催し、これに学生、教職員が参加した。コロナ禍であり遠隔開催となったが、新しい試みとしてメイン校を特に決めず、学長によるプレゼンテーター、学生がグループワークのファシリテーターを務め、活躍の場となった。

学生や教職員にとって快適で安全な施設・設備を整備・提供するキャンパス・アメニティは、以下を列挙することができる。

① 定食とランチメニューを提供する学生食堂（ビタミンパレット）

学生、教職員の健康志向に応えるものとなっている。定食よりリーズナブルな「ランチボックス」や「おにぎり」を提供しており、好きな場所で昼食をとることができる。学生食堂は、コロナ禍以前は学内関係者以外の地域の方々に解放しており、「地域交流ホール」として地域貢献の役割を果たしている。

② 中庭を臨む開放的なラウンジ

学生の語らいの場となっている。

③ 談話室、和室（「励照の間」）

学生がいつでも使えるように開放され、学生の憩いの場となっている。

④ パウダールーム

⑤ パンの委託販売

⑥ ライフラインベンダー自動販売機を設置（非常災害時でも対応可能な自動販売機）

⑦ 学生寮及び住宅助成制度

⑧ 無料スクールバスの運行

⑨ アドバイザー制度の導入

⑩ 障がい者への配慮

⑪ 経済的支援制度

令和 3 (2021) 年度もコロナ禍のため学生食堂の運営については、三密回避、対面禁止（黙食）等の感染対策を徹底した。常時出入口を開け換気し、すべてのテーブルにアクリル板を設置し、対策を行った。なお、地域の方々の利用中止は継続した。令和 4 (2022) 年度は、学生食堂の通常営業を開始している。

宿舎を必要とする学生に対しては、2 つの学生寮を完備している。朝・夕の食事の提供、24 時間体制の寮管理人を置き、寮主任 4 名（各寮 2 名）体制で管理・支援を行っている。寮にはセキュリティシステムを導入し、安全性を高めている。また、寮生同士の親睦を深めるために、季節ごとに行事を開催している。学生寮に入寮を希望しても入寮できない学生のために、平成 26 (2014) 年度から、大学に近在する民間アパートやマンションの家賃の一部を補助する「住宅費助成制度」を立ち上げた。これを利用する学生の把握と生活指導については、アドバイザーと学生支援係が連携して行っ

ている。

第2 さくらアパートメント（2寮）の老朽化が進み、令和4（2022）年度に水回りの改修工事を行う予定である。なお、該当する在寮生は、第1 さくらアパートメント（1寮）へ移動または住宅費助成制度を利用して転居することとなった。

学生の通学のために、最寄り駅（名鉄本線・国府宮駅、名鉄犬山線・岩倉駅、JR 東海道線・稲沢駅）と本学との間にスクールバスを授業時間に合わせて運行している。新学期には、全教職員が最寄り駅と本学スクールバス乗降場所で、学生の安全と地域への配慮のため、交通マナー指導等を行っている。自家用車通学の学生には学生用駐車場を提供し、原付バイク・自転車通学者に対しては駐輪場を確保している。

平成25（2013）年度からスタートした駐輪場の利用指導、学生食堂の利用指導、スクールバスの乗降指導などは、学生の安心・安全でスムーズな通学を目的としており、より快適な学生生活を送ることができるようになっている。また、必要に応じて指導期間を延長することによりマナーの定着を図っている。

学生の経済的支援としては「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」、「足立学園奨学金給付制度（特待生）」、「授業料等減免制度（特別奨学金制度）」、「授業料の月割分納制度」、「授業料延納制度」、「住宅費助成制度」、入学金の減免制度として「同窓会員子女に対する特別減免制度」、「稲沢市内在住又は稲沢市内の高等学校在籍者に対する減免制度」「文化・スポーツの分野で特に優秀な成績を収めた者に対する入学金免除制度」があり、多くの学生が利用している。

平成29（2017）年度より導入された学長奨励賞制度においては、検定や公務員に合格すると奨励金が支給されるため、さまざまな試験に挑戦する学生が増えている。

学生の健康管理は、毎年4月に定期健康診断を、外部医療機関に委託して実施している。結果は、本人に知らせるとともに、検査結果に問題がある学生には本学の看護師が相談・指導を行っている。症状によっては、看護師が産業医に相談しさらに具体的な指示を仰ぐようにしている。教職員に関しても同様である。医療機関受診が必要な学生に対しては、アドバイザーを通じ、受診の案内を配布している。メンタルヘルスケアは、医務室の看護師を中心にアドバイザーも対応している。医務室内の相談室でカウンセリングを受けたい場合は、メールやQRコードから相談時間を予約することが可能となっており、予約時に人と接する機会を最小限にする配慮をしている。平成29（2017）年度から、入学時点での持病や健康上の留意事項をいち早く把握し、医務室と学生、アドバイザーとの連携の円滑化を図るため、「健康調査票」（備付-35）を活用し運用している。

医務室・相談室の状況は、内科関連（体調不良が増加）、外科関連（擦過傷が多い）、精神的な相談（オンライン相談をきっかけに修学意欲が回復した事例もあった）であった。カウンセリングの利用件数等の記述統計は全教職員が情報を共有することによって、学生支援の向上を図っている。学生に向けて毎月「ほけんだより」を看護師が作成し、全学生へメール配信している。保健情報を分かりやすく伝え、学生たちの健やかな心と身体の安定を図るため、また自身の身体への関心を高めるために行っている。

日常の学生生活を総合的に支援するために、アドバイザーが毎週月曜日または水曜日の文教アワー（BH）において学生と直接顔を合わせての支援、授業出欠状況の確認、

学生の生活実態調査の実施、教育懇談会や大学の様子を知らせる「保護者への手紙」の送付などによる保護者との連携強化の取組みを行っている。「欠席が多くなった」「実習を辞退したいと考えている」などの学生情報は、学科教員間（非常勤講師も含む）で共有し対応策を話し合い支援している。多様な資質・能力を持つ学生の中には、日々の学びの中で、自己理解や職業観に対する理解が進み、当初の目標とは異なる新たな進路を見つけ目標設定が行われる場合がある。それらの学生に対しては、個別に資格取得や受講(履修)する科目の調整など、できうる限り対応し修学継続を支援している。

アドバイザーは定期的に学生と面談し、各部署と連携を取りながら支援しているが、状況が深刻な場合には保護者を交えて学科長が面談を行うなど、早期解決に向けた対応を心がけている。

退学、休学に関しては、生活文化学科食物栄養専攻では、勉学意欲の喪失やメンタル面の理由によるものが多い。本専攻では、栄養士免許や栄養教諭免許を取得するために学外実習を行わなければならない。そのため、身体的、精神的にも自己管理のできる学生を育てるよう指導を重ねている。生活文化学科生活文化専攻では、アドバイザーの個人面談・指導を重ね、目的意識の早期明確化に取り組み、退学、休学の防止に努めている。幼児教育学科では退学の理由は、「勉学意欲の喪失」又は「進路変更」のいずれかに大別されるが、高校の進路決定の段階に起因するものと思われるものもある。平成 27（2015）年度からは入学式の終了後、新入生とその保護者を対象に、勉学や実習に向けての心構えを伝え、保護者の協力が得られる体制を作っている。

学生生活への意見や要望は主にアドバイザーと学科、学生支援委員会が中心となり対応している。学生からの意見があった場合には、担当部署で対応策などを協議した後、企画委員会で決定し速やかに対応している。また、令和 4（2022）年度からは、学長主催の「Tea Party」を開催する予定で、学生の生の声を聴く機会を設け学生生活の満足度を高めることに努めている。

留学生の学習（日本語教育など）及び生活を支援する体制については、入試制度はあるが、現在、留学生の在籍者はいない。

平成 22（2010）年度入学生より、社会人特別奨学生の制度を設けており、この制度を利用した学生も在籍している。学生個々の事情も異なっているので、アドバイザーが個人面談を行い、生活面だけでなく学習面においても支援に努めている。

障がい者の受け入れのためのバリアフリー施設として、エレベータ、階段の昇降のための手すり、玄関のスロープ、多目的トイレなどを設置している。

長期履修生は受け入れていない。

学生の社会的活動については、足立学園総合研究所が窓口となり、活動内容、参加状況などを各学科・専攻・コースで把握し、ボランティア活動への参加を推奨している。稲沢まつり、稲沢夏まつり、そぶえイチョウ黄葉まつり、児童養護施設、高齢者施設、保育施設などを含めボランティア精神を育むために積極的に推奨している。また、稲沢市女性消防団にも参加し社会貢献にも努めている。また、ボランティア活動については「キャリアプラス」の単位として認定している。

平成 27（2015）年度からは、学生のキャンパスライフを支援し改善していくために学生生活実態調査を実施している。また、令和 2（2020）年度からは、学長のガバナ

ンスを受け、IR 推進委員会が「卒業時満足度調査」（備付-30）を行い、この結果を学長に報告している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学の就職支援は、学生が毎日行き交うアクセスが良いⅠ号館 1 階に「キャリア支援センター」を設けており、学生がいつでも利用しやすいガラス張りの大きな施設となっている。在学生だけでなく卒業生に対してもキャリア支援を継続して行うために、就職支援係と卒業生支援係で構成されている。就職支援係は、卒業学年アドバイザー7名、専任職員4名が担当している。また、卒業生支援係は専任職員4名が兼務している。学生へのキャリア支援は、年間7回、定期的に就職支援委員会を開き、2名の学科長もオブザーバーとして参加し、担当者間での情報共有と連携を図り個々の学生に対応し、きめ細やかな支援活動を行っている。具体的には、就職支援係は進路決定に向けての個人進路相談、各企業説明会や求人内容に関する情報提供、受験対策として履歴書添削、面接試験模擬面接、論作文添削、就職試験対策用図書の紹介、受験報告書を利用したアドバイス、入学から卒業まで継続的にキャリア支援を行う進路ガイダンスなどを実施している。それぞれの支援において、必ずアドバイザーと連携、情報共有を図り学生の希望に沿った職業に就くことができるように支援している。また、卒業生に対しては、メールや電話、ホームカミングデーなどで卒業後の悩み事等の相談に対応し、早期離職を未然に防ぐよう、適切な支援を行っている。令和2（2020）年度1名、令和3（2021）年度6名の卒業生の支援を行った。また、転職や再就職を希望する卒業生に対しては情報提供や求人紹介を行い、令和3（2021）年度は希望する5名の内2名が採用された。

公務員（保育士・幼稚園教諭・事務職）を目指す学生を対象として公務員試験対策講座を実施している。この講座は、前年度10月から5月まで実施し、具体的な講座内容は1次試験対策として教養試験のうち社会科学【政治・経済・社会・時事】、人文科学【日本史・世界史・地理】、自然科学【物理・化学・生物・地学】、一般知能【文章理解・資料解釈】について学び、特に、公立保育園、幼稚園教諭を受験する学生向けに専門試験対策も実施している。さらに、公務員及び企業を目指す全学生を対象として教養試験「数学」の受験対策講座も実施している。公務員及び企業では、採用選考試験に教養試験を実施しており、教養試験の約30%出題される数学は多くの学生が苦手としているため、数学の基礎から応用までじっくりと学ぶことで苦手意識をなくし、

理解を深めることができる。公務員採用試験に積極的に挑戦する学生も増え、成果を上げてきている。平成 29（2017）年度は合格者 5 名、平成 30（2018）年度は同 29 名、令和元（2019）年度は同 38 名、令和 2（2020）年度は同 24 名、令和 3（2021）年度は同 26 名と合格者も着実に増えており、学生の公務員に対する意識が高くなってきている。

就職試験や資格試験対策は、学科・専攻・コースと連携して取り組んでいる。

生活文化学科では 1 年次後期から文教アワー（BH）において、履歴書の書き方、服装、メイク、電話、接遇マナー、グループ模擬面接など就職試験対策講座を組み込んでいる。

生活文化学科食物栄養専攻では、資格取得のために栄養士実力認定試験対策講座を実施している。また、1 年次には栄養士としての主な就職先となっている総合給食受託事業会社の採用担当者による学内合同業界説明会を開催し、学生の企業研究と就職活動を支援している。令和 3（2021）年度は、委託給食会社勤務の卒業生を大学に招いて開催した。

生活文化学科生活文化専攻では、資格取得のための対策講座や医療事務資格対策講座や病院の事務担当者を講師とする講習会を実施している。また、最近多くの企業の採用試験で適性検査として行われている SPI 総合検査などの対策についてのサポートや学内企業説明会も実施している。学内企業説明会は企業から動画を提供していただき、学生が閲覧できる形で実施した。

幼児教育学科では、公務員就職試験対策として幼教就職講座を開講している。卒年次の公務員試験を受ける学生を対象とした講座で、卒業する学年の 4 月から 7 月まで実施し、面接試験と実技試験の対策を中心に学ぶ。また、最近は保育現場で外国人乳幼児が増加していることや、グローバルな保育者を育成するために、幼保英語検定を積極的に学ばせている。その成果として過去 3 か年間幼保英語検定は全国有数の合格率を達成している。

令和 4（2022）年 5 月 1 日の進路状況（令和 3（2021）年度卒業者）

学 科	生活文化学科			幼児教育学科			合計
専攻・部	食物 栄養	生活 文化	計	第1部	第3部	計	
卒業者数	39	33	72	62	69	131	203
就職希望者数 (就職希望率)	33 (84.6)	32 (96.9)	65 (90.2)	61 (98.3)	63 (91.3)	124 (94.0)	189 (93.1)
就職内定者数	33	32	65	61	63	124	189

卒業生 203 名のうち 189 名が就職を希望し就職希望率は 93.1%であった。これを 100%に近づけるためキャリア支援センターと卒業学年アドバイザーとの連携強化を図っている。これまで 8 年連続就職内定率は 100%であった。資格や学びを活かした就職内定率は食物栄養専攻 87.9%、生活文化専攻 96.8%、幼児教育学科第 1 部 100% 第 3 部

94.9%（％は就職内定者数=100 とする）であった。公務員試験合格者は幼児教育学科 25 名（延べ 26 名）であった。

キャリア支援センターは、学生の進路に関する情報（内定率、就職先等）を整備し、キャリア支援担当者会議で報告し、情報共有を図っている。また、年度末には進路先の一覧とともに分析について企画委員会、教授会で報告されている。（備付-36）これらの情報は、各学科、専攻の就職支援に活用している。

四年制大学への編入学、専門学校への進学や留学を希望する学生に対し、個別に進学相談を実施している。編入学を実施している大学の募集要項を閲覧できるコーナーを設け、自由に閲覧してもらい、随時、進学相談を受け付けている。令和元（2019）年度は四年制大学 2 名、専門学校 1 名、令和 2（2020）年度は専門学校 2 名であった。令和 3（2021）年度は四年制大学 6 名であった。なお、この 3 年間に海外留学している学生はいない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

スクールバス（無料）を利用する学生が増えていることから、運行時間や増便などの調整が非常に難しい状況である。現在、授業開始と授業終了時間に合わせて運行しているが、複数台の発車時は後発のバスに学生が集中するため密になっており、コロナ禍であることから対策を検討している。これを回避するため徒歩通学（約 15～20 分程）を推奨しているが、気候や天候によっては徒歩通学を促すことができず密を避けるのが困難な状況である。

また、JR 稲沢駅及び名鉄国府宮駅、名鉄岩倉駅構内には、本学専用のバス停はなく、ロータリー内の歩道で学生を乗降させているため一般利用者への妨げが懸念される。学生の安心、安全を確保するためにも大学構内を含め、乗降を検討することが求められている。

現在、学期初めにスクールバスの乗降指導を、教職員が中心となり行っているが、今後は、学生主体の指導者を養成し、マナー向上に努める。

令和 3（2021）年度の入学生はほぼ対面で授業に臨めているが、遠隔授業となると課せられる課題に追われて不安感を募らせる学生がいた状況を鑑み、コロナ禍でアドバイザーに相談したくてもメールやリモートによる相談では、不安解消に至るまでに時間を要する。コロナ収束の目途が立たないため、感染対策を講じた上での対面による相談方法を模索する必要がある。

学科・専攻内での学生の習熟度の差が大きいため、一斉授業で一定の学習成果が得られない学生に対しては個別指導などを実施しているが、短期大学としての教育の質を保証するために、より一層きめの細かい教育計画、評価の開発と個別対応が課題となる。令和 4（2022）年度より「新システム・ポータルサイト」を導入し、部署間、教職員、学生との間で修学状況等の共有が可能となるが、学生支援に広く活用していくためには教職員・学生への周知・活用の徹底が必要である。昨今、文部科学省は高等教育機関にアクティブ・ラーニング教室の充実を求めており、本学も施設の拡充整備が必要である。自主学習できる教育環境整備に積極的に取り組むことも必要である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

本学は、アドバイザーが学生の学習上の問題や悩み等の相談窓口となり、各部署と連携・情報共有を図りながら学生支援を図っている。また、学長奨励賞制度や本学独自の学生への経済的支援を行っている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価で記述した行動計画で実施した内容は以下の通りである。

シラバスに準備学習（予習・復習）の欄を設け、教科担当が学生に分かりやすく指示できるようにすることにより、教科レベルから学習時間の確保に取り組むようになった。学習時間確保、習熟度や学力の差に対する学習支援、生活や健康上の問題を抱えた学生に対し、教務、アドバイザー、学科、学生支援委員会が、健康調査票、教育懇談会、学生面談などの媒体や機会を活用し、連携体制を取り生活支援を行っている。学生や保護者、地域社会のニーズに対応するためには、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学習支援、生活支援の在り方等について、積極的に学外のステークホルダーからの意見聴取や評価を検討に活用している。幼児教育学科ではホームカミングデーを6月に開催し、卒業生からのアンケート調査を行い、内容を学生に直接フィードバックすることで、より実態に即した就職活動支援を実現している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

コロナ禍においては、学習環境や学生生活に大きな影響があった。遠隔授業であっても学習成果に向けて「教育の質を担保」する必要がある。また、キャンパスライフにも制限があり学生食堂の運営やスクールバスの運行にも影響があり、中止となった行事もたくさんあった。コロナ禍により制限された学生生活の中で学生の学習意欲と満足度を向上させるため、今後、感染防止対策に十分配慮した新たな教育支援と学生支援を検討する必要がある。「新システム・ポータルサイト」を活用し、さらにきめ細かい学生支援を実現していく必要がある。

時代とともに変わる社会からの要請や変化への対応策を鑑み、新入学生の受け入れ（入試時期、試験回数、試験内容と方法等）について検証が必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

9. ウェブサイト「公開情報」

<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

提出資料－規程集

3. 愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程
4. 愛知文教女子短期大学委員会規程
7. 愛知文教女子短期大学危機管理規程
8. 愛知文教女子短期大学防災管理規程
10. 愛知文教女子短期大学衛生管理規程
18. 愛知文教女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
19. 愛知文教女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程
21. 愛知文教女子短期大学文書管理・処理規程
22. 愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則
23. 愛知文教女子短期大学公印規程
27. 愛知文教女子短期大学教職員勤務規程
29. 愛知文教女子短期大学臨時職員勤務規程
31. 愛知文教女子短期大学教員選考規程
32. 愛知文教女子短期大学教員選考基準
34. 愛知文教女子短期大学非常勤講師に関する規程
45. 学校法人足立学園經理規程
48. 学校法人足立学園出張旅費規程
81. 愛知文教女子短期大学研究倫理規程
90. 愛知文教女子短期大学学術研究費支給規程

備付資料

39. 新型コロナウイルス感染症に対するガイドライン
40. FDSD 研修会 過去 3 年間（令和元(2019)年度～令和 3 年(2021)年度）
41. 教員個人調書[様式 21]
42. 教育研究業績書[様式 22]
43. 非常勤教員一覧表 [様式 23]
44. 愛知文教女子短期大学研究紀要・過去 3 年間（令和元(2019)年度～令和 3 年(2021)年度）
47. 専任教員の年齢構成表
48. 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

各学科・専攻では三つの方針の一つである教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教員組織を編成している。教員組織は以下の通りである。

（令和4年5月1日現在）

学科名等	専任教員数					設置基準で定める数		助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数		
生活文化学科 食物栄養専攻	3	2	0	1	6	(4)		2	
生活文化学科 生活文化専攻	3	1	1	1	6	(4)		0	
幼児教育学科 第1部	3	1	3	0	7	(6)		0	
幼児教育学科 第3部	3	2	2	0	7	(2)		0	
基礎科目	3	0	1	0	4		(4)	0	
計	15	6	7	2	30	(16)	(4)	2	

専任教員全体では20名（助手を除く）の必要数に対し30名が在職している。学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

【生活文化学科】

短期大学設置基準の教員数は、食物栄養専攻では教員数4人と助手3人であるが、本学では専任教員6人と助手2人（助教1人が助手兼務）を配置している。また、生活文化学科生活文化専攻では基準数4人であるが専任教員6人を配置しており、いずれの学科・専攻においても短期大学設置基準に定める人数を満たしている。

【幼児教育学科第1部、第3部】

短期大学設置基準の教員数は、第1部では教員数6人であるが、本学では7人の専任教員を、第3部では2人であるが、本学では専任教員7人を配置しており、いずれの学科・部においても短期大学設置基準に定める人数を満たしている。

専任教員の職位は、「愛知文教女子短期大学教員選考基準」（規程集-32）に従い、研究業績、著書、論文、学会報告、教員業績、その他の経歴等、短期大学設置基準を満たしており、ホームページで公表している。

本学の非常勤教員の採用、配置は、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準を遵守している。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、生活文化学科食物栄養専攻と生活文化専攻では専任教員の他に非常勤教員34名、幼児教育学科（第1部、第3部）では専任教員の他に非常勤教員22名を配置している。

教員の配置は、生活文化学科食物栄養専攻は栄養士養成施設として、医師、管理栄養士であること等の教員要件を満たしており、補助教員の配置や助手に3名中2名の管理栄養士を配置し、担当科目においては研究業績も考慮に入れて決定している。生活文化学科生活文化専攻及び幼児教育学科（第1部、第3部）では、各教員の専門性を考慮し、研究論文、所属学会、学会発表などの業績や資格を基に、各科目の教育内容を教授するのに適切な教員の配置を行っている。

専任教員の採用、昇任にあたっては、「愛知文教女子短期大学教員選考規程」（規程集-31）及び「愛知文教女子短期大学教員選考基準」（規程集-32）に基づいて、教育能力、研究能力及び人格・識見、学会活動、社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、規程に基づき3人の委員による選考委員会を構成し、厳格な審査を行い、本学の専任教員としての資質等を確認している。これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。専任教員の昇任に際しては、規程に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者を所属長（学科長）が人格、識見、学会活動、社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、規程に基づき3名の委員による選考委員会を構成し、厳格な審査を行い、教授会の議を経て理事長が決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、担当する授業領域に関する研究活動を行っている。生活文化学科食物栄養専攻においては、栄養士免許取得、生活文化学科生活文化専攻においては、医療秘書実務士をはじめとした（一財）全国大学実務教育協会による各種資格認定、幼児教育学科では保育士資格取得及び幼稚園教諭免許状取得を目標とした教育課程を編成している。これらの内容については、法規により教育分野の審査が義務付けられている分野である。栄養士資格においては、「栄養士法」及び「同施行規則」に明記されている事項である。保育士資格においては厚生労働省子ども家庭局保育課の「教科目の教授内容」を、幼稚園教諭免許状においては、文部科学省の「教育職員免許法」及び「同施行規則」に明記されている事項の遵守が義務付けられており、専任教員の研究活動において業績記載なども担当教科に関してこれらの事項に沿って行い、授業領域に関する研究活動を行っている。

専任教員の科学研究費補助金の獲得に関しては、学術研究委員会が主体となって、各教員に応募勧奨を行っており、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の3年間では1件の申請があったが採用には至っていない。その他、外部研究資金の獲得では、平成28（2016）年度に文部科学省から「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」として「生涯保育士を目指す大学・地域・保育所の連携型教育プログラム」をテーマに平成29（2017）年度まで採択され、「私立大学研究ブランディング事業」においては「食物アレルギーの子どもを守る大学へー保育所における職種間連携を含む食物アレルギー教育推進事業ー」をテーマに採択され、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度まで補助金を獲得している。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構から「子どもゆめ基金」において「足立学園総合研究所」をテーマに採択され、平成28（2016）年度から令和3（2021）年度まで補助金を獲得している。令和3（2021）年度には文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業タイプ3」に採択された。さらに、令和3（2021）年度は、文部科学省「大学等における遠隔授業の環境構築の加速における学習機会の確保」交付金（私立学校情報機器整備費補助金）を獲得している。

その他、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の3年間には、「マツダ財団研究助成金（令和元（2019）年度から令和2（2020）年度）」（公益財団法人マツダ財団）、

「令和元年度全国展開支援事業（令和元（2019）年度）」（祖父江商工会）、「学校法人の助成に関する補助金（令和元（2019）年度から令和3（2021）年度）」（稲沢市）、「若手・女性研究者奨励金（令和2（2020）年度）」（日本私立学校振興・共済事業団）、「一般財団法人機能水研究振興財団（令和2年度及び3年度）研究助成」（一般財団法人機能水研究振興財団）、「地域子育て支援事業（令和2年度及び3年度）」（稲沢市）において採択されたものなど、13件の補助金を獲得している。

専任教員の研究活動に関する規程に関しては「愛知文教女子短期大学研究倫理規程」（規程集-81）で定めており、学術研究が適正な方法で進められ、その信頼性、公平性を確保することを目的とし、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき行動や態度の倫理基準を定めている。

研究倫理を遵守する取組みとしては、愛知文教女子短期大学研究倫理審査チェックシートにより、研究論文の倫理上の問題を自ら確認する仕組みを構築するとともに研究倫理審査会を行っており本学の基準について毎年コンプライアンス研修を行っている。また、研究・教育の充実のために費用面での支援を行っており「愛知文教女子短期大学学術研究費支給規程」（規程集-90）に基づき、各教員は研究活動に必要な経費の補助費用を申請し、受け取ることができる。そして、教員の研究論文を年1回発行する本学研究紀要に掲載し、ホームページで公表し、研究成果を発表する機会を確保している。稲沢女子短期大学時代に創刊した「愛知文教女子短期大学研究紀要」（備付-44）は令和3（2021）年度には第43号を発行した。大学全体として年度末に教員から年間の教育研究業績を「教育研究業績調書」（備付-42）として提出を求め、取りまとめたものを教員個々の業績として、ホームページに掲載し公開している。（提出-9）

教員の研究室は、各学科・専攻ごとに個室または2名に1室という形で確保している。なお、学生の実習指導などに複数での体制が有利な実習支援室、調理準備室などは複数の教職員が共同で使用している。

専任教員の研究時間の確保については、週1日の研究日を取得している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては、その都度学長に出張願を提出し決裁、許可で行われており、問題はない状況である。

FD活動に関する規程は、「愛知文教女子短期大学委員会規程」（規程集-4）の別表に定められており、これにより編成された学術研究委員会が、以下の活動を行っている。

【学生による授業評価・満足度調査】

本学では、学生による授業評価・満足度調査を質問紙方式で令和元(2019)年度まで専任及び非常勤の全教員の任意の授業において、前期、後期の年2回実施していた。過去の主な調査内容では「授業での学習状況」「教員の教授行為」「満足度」「学習状況」「教科書や視聴覚教材などの適正使用や教員の学生対応状況（私語指摘、携帯電話使用指摘など）」「授業内容」「教員による指定設問」などであった。5選択肢の数字を記入させる方式とした。また自由記述欄を充実させ、学生に授業の改善点、良かった点をより多く記述できるスペースを確保していた。

令和2(2020)年度からは、コロナ禍において、WEB方式での調査を実施した。質問項目(10問)について以下のように改善した。

① 進度

- ② 難易度
- ③ シラバスとの整合
- ④ 理解度の確認
- ⑤ 改善のポイント
- ⑥ 学修時間
- ⑦ 意欲的な学び
- ⑧ 到達目標の達成度
- ⑨ 総合判断
- ⑩ 自由記述

これにより集計が容易になり、開講する全科目の調査が可能になった。

授業評価・満足度調査実施割合

実施年度	全科目数	実施科目数	対象科目における 調査実施割合
令和元（2019）年度前期	161	148	92%
〃 後期	159	136	86%
令和2（2020）年度前期	121	121	100%
〃 後期	171	171	100%
令和3（2021）年度前期	153	153	100%
〃 後期	140	140	100%

この調査の結果は、学術研究委員会においてデータ処理・解析され、学長、学科長及び当該教員にフィードバックされている。各教員は、結果を基に今後の授業内容の改善内容をレポートにまとめ、学長に報告しており、これらすべての内容は全教員の間で回覧するとともに短期大学附属図書館にも配架することで、全学生にも公開している。

学習成果を向上させるための関係部署との連携に関しては、教員は、それぞれ所属の学科会議で議論を重ねており、教員同士の情報交換によって学生一人ひとりの学習成果だけでなく出席状況や生活面・健康面での状況を共有している。また、本学専任教員は教学マネジメント委員会、総務委員会、学生支援委員会、地域連携センター、学術研究委員会、キャリア支援センター、入試・広報センターの委員として属している。そして多くの教員が複数の委員会に所属するため、各委員会での話し合いの内容、決定事項、確認事項が有機的につながり合い、連携を密にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

令和4（2022）年5月1日現在の職員は総数28名である（以下、表を参照）。事務センター（令和4(2022)年度からは「事務局」に名称変更している）は、限られた人員で業務分担している。各委員会には、教員とともに職員も参画しており、教職員が一体となって協力・協働して業務を行う組織体制となっている。

（令和4年5月1日現在）

職 種	専任	兼任	計
事務職員	18	3	21
技術職員	1	0	1
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	3	4
その他の職員	0	2	2
計	20	8	28

「愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」（規程集-3）により、それぞれの組織の責任者と組織構成員、事務担当を定め、教職員全員に配布し責任体制の明確化を図っている。特にキャリア支援センターには専門的な職能とし「キャリアディベロプメントアドバイザー」資格を有している職員を配置しており、外部の研修や勉強会にも参加を奨励している。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、毎年、全教職員が学長と個別に面談を行っている。令和2（2020）年度には、各人の担当業務改善の一環として、面談の際にレポートで提出し、これに基づいて個別面談を行っている。

事務関係諸規程は「愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」（規程集-3）、「愛知文教女子短期大学委員会規程」（規程集-4）、「愛知文教女子短期大学文書管理・処理規程」（規程集-21）、「愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則」（規程集-22）、「愛知文教女子短期大学公印規程」（規程集-23）、「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」（規程集-27）、「学校法人足立学園経理規程」（規程集-45）、「学校法人足立学園出張旅費規程」（規程集-48）などの規程を整備している。事務部署は、事務センター、キャリア支援センター、入試・広報センターがあり、インターネットが使用できるパソコンは一人に1台貸与されており、プリンターなどの必要な備品も整備されている。事務センター内には学習成績等の入力をするためのパソコンコーナーを整備し、教職員が自由に使用できる印刷機、複写機、裁断機などが設置しており、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」（規程集-10）、「愛知文教女子短期大学危機管理規程」（規程集-7）、「愛知文教女子短期大学防災管理規程」（規程集-8）を定めており、危機管理、防災対策の具体的な行動指針として「安全管理マニュアル」（規程集-7）「地震防災マニュアル」「学生寮地震防災マニュアル」（規程集-8）を整備して全学生を対象とした「避難訓練」に活用している。学内には、全学生の非常食等の備蓄をしている。二つある学生寮においても「学生寮地震防災マニュアル」に基づき避難訓練を毎年実施して防災対策に万全を期している。平成24（2012）年度より稲沢市地域住民の避難所としての役割も担っている。情報のセキュリティ対策では、個人情報に係る書類は施錠の上保管し、情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。

平成22（2010）年度から「愛知文教女子短期大学委員会規程」（規程集-4）にSD委員会を加え、令和3（2021）年度に愛知文教女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（規程集-18）と愛知文教女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程（規程集-19）を整備し、FD・SD委員会として活動している。

事務職員のSD活動は、令和2（2020）年度よりコロナ禍での対面の会議を極力減らすためFD委員会と合同開催し、生活文化学科生活文化専攻の教員を講師として、「Web会議システム（Zoom）を使った会議を円滑に実施するための事前研修」の研修会を行った。令和3（2021）年度より行われている全教職員の合同の水曜ミーティングにおいては、このWeb会議システム（Zoom）を活用しており、学外の方との打合せや研修にも利用されている。

本学では、令和3（2021）年度より毎朝事務職員の朝礼を行っているが、コロナ禍愛知県下に蔓延防止等重点措置の際には、一部で在宅勤務にしたため毎朝のWeb会議システム（Zoom）を使った朝礼を行っている。また、教員のティーチングポートフォリオの作成にも共同参画することで、各教員の教育内容の理解及び本学の教育内容の理解を深めることにつながっている。

事務部、キャリア支援センター、入試・広報センター、附属図書館などの事務職員等の能力開発・資質向上等、人材育成を図る観点から、SD活動の重要性は十分認識しており、外部の関係会議への参加、資料等を活用して、職員の研修となる機会を設けている。

日常業務遂行の中で、職員が気づいた点や改善点などの見直しや、事務処理の改善に努めている。また、事務職員は、複数の部署にまたがる業務を遂行しているので、関係部署との連絡調整など緊密な連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する規程は、「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」（規程集-27）「愛知文教女子短期大学臨時職員勤務規程」（規程集-29）など関連する規程に基づき運用されている。また、毎年4月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。これら主な規程は本学ホームページに掲載しており、いつでも教職員が閲覧できるようにしている。これにより教職員の勤務条件、給与、福利厚生、教職員の任用や昇任など、それぞれの規程に従い適正に運用されている。短期大学及び関連する学園規程は事務センターにおいて常に閲覧することが可能となっている。なお、令和2（2020）年7月に、一宮労働基準監督署より時間外労働の賃金未払いに対する是正勧告を受け、その支払い及び再発防止のために勤務規程と学園給与規程を改正して労働時間の管理の見直しを行った。これにより、令和3（2021）年度からは、教員は専門業務型裁量労働制、事務職員は年度単位の変形労働時間制となっており、時間外労働は適正に運用されており、現在では問題ない。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学では仕事の効率化、情報の共有化など自らが自己研鑽する環境を創ることを目的に事務職員にはレポート提出を求めおり、真摯な意見が提出されていることから、課題の解決に向けてさらに努力していく。また、年度末には年度の反省点も踏まえて事務職員一人ひとりに業務改善案の作成を依頼しており、この業務改善案をさらに活用した次年度以降の仕事の標準化とスリム化を目指す。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

昨今、日本社会全体が働き方改革を叫ばれている現代社会において、職場改革、仕事の効率化、情報の共有化などが求められている。本学においては、自らが自己研鑽する環境を創るため事務職員には「レポート」提出を求めており、このレポートを基に学長との「個別面談」において活用されている。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

1. 2021 学生便覧（キャンパスガイド）

提出資料-規程集

7. 愛知文教女子短期大学危機管理規程
8. 愛知文教女子短期大学防災管理規程

- 10. 愛知文教女子短期大学衛生管理規程
- 11. 愛知文教女子短期大学衛生委員会規程
- 45. 学校法人足立学園經理規程
- 47. 学校法人足立学園固定資産及び物品管理規程
- 107. 学校法人足立学園資産運用規程

備付資料

- 39. 新型コロナウイルス感染症に対するガイドライン
- 45. 校地、校舎に関する図面
- 46. 図書館等の概要

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学キャンパスは、愛知県稲沢市稲葉の1か所のみである。校舎敷地は6,368.23㎡、運動場用地2,069.37㎡、学生寮・駐車場等4,281.19で計12,718.79㎡である。校舎面積は12,668.29㎡で短期大学設置基準面積を十分に満たしている。短期大学設置基準に基づく運動施設とし、キャンパス隣接地にテニスコートを確保している。バリアフリー対策は、Ⅰ号館、Ⅱ号館には外出入り口にスロープを設置し、エレベータを利用して

上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、Ⅱ号館1階・2階・3階に多目的トイレを設置し、車椅子が利用可能となっている。特に、Ⅱ号館2階には、幼児用トイレを設置しており乳幼児同伴の来訪者にも配慮している。また、Ⅲ号館1階に幼児用トイレを併設する多目的トイレがあり、地下駐車場からエレベータを利用して上層階へ行くことが可能となっているなどバリアフリーにも配慮して、来訪者に便宜を図っている。

本学は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、授業等を行うための講義室21室、演習室31室、実験・実習室8室、情報処理室2室を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である。通信による教育を行う学科、専攻課程はない。また、附属図書館（Ⅰ号館2階）は、面積462㎡、蔵書数59,838冊を所蔵している。閲覧座席数は44席（令和2（2020）年度よりコロナ禍により22席に減）、視聴覚席2席、図書検索用パソコン3台を設置している。また、図書の購入・廃棄は図書選定担当で審議・決定している。なお、学生や教職員が希望する図書を購入できるよう毎年2回、希望図書の要望も受け入れている。運動施設は、949.25㎡の体育館及びオムニコート2面のテニスコートを有している。

多様なメディアを高度に利用できる教室等以外の場所として、学生食堂を地域の住民に地域貢献目的とした地域交流ホールとして開放している。この学生食堂には、テーブル、スクリーン、プロジェクターを整備して機能拡充を図っている。令和2（2020）年度には、全館で Wi-Fi 接続が可能となる施設整備を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備の維持管理は、「学校法人足立学園経理規程」（規程集-45）、「学校法人足立学園固定資産及び物品管理規程」（規程集-47）、「学校法人足立学園資産運用規程」（規程集-107）が整備されていて、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「愛知文教女子短期大学危機管理規程」（規程集-7）、「愛知文教女子短期大学防災管理規程」（規程集-8）、「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」（規程集-10）を整備している。昨今のコロナ禍を踏まえた「新型コロナウイルス感染症に対するガイドライン」（備付-39）も作成しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、

火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練及び防災啓発活動を実施して、全学的な防災意識の向上に努めている。令和3（2021）年度には、教職員一人ひとりに、折り畳み式ヘルメットと防災リュックが支給され、災害時の初動体制を強化した。また、重大事故や犯罪などの危険に対する対応は「愛知文教女子短期大学危機管理規程」（規程集-7）を整備し、さらに精神衛生面などの対応については「愛知文教女子短期大学衛生委員会規程」（規程集-11）を整備している。学生に対しては学生便覧（キャンパスガイド）（提出-1）などを通じて、また教職員には会議などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っており、実際に全学避難訓練及び防災啓発活動を実施して、想定できるあらゆる危機に対応できるよう努めている。しかし、令和3（2021）年度は、コロナ禍のため全学避難訓練は実施できなかったが、文教アワー（BH）の時間を利用して、各クラス別に教室から避難所までを実際に歩き、避難経路の確認を行った。

情報機器は、まず、外部からのサーバー攻撃に備えてキャンパス全体のウイルス駆除サービスを施し、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、常に外部記憶媒体を使用している。なお、記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意喚起して、昨今のコロナ禍においては、在宅業務となる場合には、事前に学生情報の持ち出しについて申請・許可を行うこととしている。

省エネ対策は、環境保全の取り組みとしてキャンパス内に「省エネルギーへの協力依頼」のステッカーを掲示し、照明の削減、節水、ゴミの分別回収を全学的に推進している。地球環境保全の取り組みとして、基礎科目「現代教養基礎」内において、SDGsの学習、さらに稲沢市資源対策課職員による環境教育ならびに「段ボールコンポスト」の実践を行っている。また、生活文化学科では、調理学実習の生ごみの一部をたい肥化し、学内花壇の肥料として活用する「段ボールコンポスト」を活用したサステイナブルな取り組みを地元農業系高校と共同で行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地、校舎の面積とも短期大学基準は満たしているが、キャンパスが手狭であること、経年劣化に伴う一部改修工事など、施設の汎用性の向上等現存の物的資源を効率的に運用することを検討する必要がある。また、地域住民から非常に好評な足立学園総合研究所主催の各講座、文教おやこ園など来訪者が多くなっており、関連施設・設備の改修が直近の課題である。

本学の全校舎は、新耐震基準に対応した建物ではあるが、建築後30年以上経過して配管・配線などの設備面での老朽化が進行しているため随時修繕作業を行い適切な維持管理を行う。そして、SDGs への取り組みとしての地球環境保全のための節電・省エネ、節水を継続的に呼びかけていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

本学の位置する愛知県は、東南海大規模地震がいつ何処で発生するかわからないと言われており、この大規模地震対策のため着手した外壁の大規模改修が 2 年間費やし昨年度完了した。防災上の観点から耐用年数より早めに着工を開始した。この工事期間は、コロナ禍の「愛知県緊急事態宣言」で進捗状況が心配されたが無事に工事を完了することができた。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

37. 学内 LAN の敷設状況

38. パソコン教室・インターネット教室の配置図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学には、ICT 教育に関わる施設・設備として2つの教室（パソコン教室48台、インターネット教室52台）を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。両教室には、サーバーコンピュータ2台、教員用パソコン2台を設置し情報教育を実施している。OS（オペレーティングシステム）やアプリケーションソフトは、設置時の最新版を導入している。（備付-38）

学生は、基礎科目「OA 演習Ⅰ」を通じて情報技術のトレーニングとして、OA 機器操作の基礎から始め、それを使いこなす情報リテラシーを身につけ、併せて情報モラル

や情報マナー、情報の重要性和危険性を促している。教員には、メール等の活用、視聴覚教育機器活用についてのセミナーを適宜実施している。令和2（2020）年度は、コロナ禍の対応の中での「遠隔授業実施のガイドライン」が作成され情報技術の向上が進められた。

本学の教職員は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、情報ネットワーク委員会が中心となって、ICT環境のハードウェアの定期的更新をしており、学生が社会に出た時のOA環境にも対応できるようにしている。

学内ネットワーク（LAN）の整備は、必要に応じて増設されてきた。令和元（2019）年度には学内Wi-fiが整備されている。（備付-37）

新しい情報技術の授業への活用の取り組みは、講義のない休暇等の期間を利用して情報ネットワーク委員会が中心になって行う講習会において、常に情報技術のスキルアップを図っている。コロナ禍においては、オンライン会議等の必要が生じ、Microsoft Teams等の使用方法についてのガイドラインが作成された。情報ネットワーク委員会による技術的な相談窓口も開設され、学生、教職員の活用をサポートする仕組みができています。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学のパソコン教室やインターネット教室のハードウェアはリース契約のため、4～5年間のサイクルでの更新となる。このため、社会のICT環境の変化への対応の遅れが生じている。基本的となる学内LANは整備されているが、キャンパス全体のネットワーク（LAN）構築を考慮していないので、急なネットワーク障害にも対応できるよう、今後新たな学内ネットワーク（LAN）の構築をすることが迫られている。

令和3（2021）年度までリース契約となっていた教務システムが、令和4（2022）年度から「新システム・ポータルサイト」に替わるため、令和3（2021）年度末には新システム・ポータルサイトの導入に向けての研修会が教職員・非常勤講師を対象として行われたが、今後教職員の活用と学生への周知が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学は、社会に開かれた短期大学として地域貢献に力を入れており、これを目的とした地域交流ホールとして、学生食堂を開放している。また、キャンパス内にある「文教おやこ園」（毎週月・水・金開催）は、未就園児の親子が参加する子育て支援の場として新しいタイプの子育て支援であり、これを利用する幼児用トイレを複数設置し乳幼児同伴の来訪者に配慮している。

本学の省エネ対策は、地味であるがキャンパス内に「省エネルギーへの協力依頼」のステッカーを掲示し節電・省エネ、節水、ゴミの分別回収等を実施しSDGsへの取り組みと地球環境保全に努めている。

新しい情報技術の授業への活用の取り組みは、講義のない休暇等の期間を利用して情報ネットワーク委員会が中心になって講習会を行っており、常に情報技術のスキルアップを図っている。コロナ禍でのMicrosoft Teams等の使用方法とガイドライン作

成、情報ネットワーク委員会による技術的な相談窓口（学生、教職員の活用をサポート）ができあがっている。なお、全教職員に支給されている「防災リュック」は、安全への配慮と防災意識向上につながっている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

9. ウェブサイト「公開情報」

<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

12. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]

13. 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]

14. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]

15. 財務状況調べ [書式 4]

16. 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）

17. 活動区分資金収支計算書（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）

18. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）

19. 貸借対照表（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）

20. 事業報告書（令和 3（2021）年度）

21. 事業計画書／予算書（令和 4（2022）年度）

備付資料

49. 愛知文教女子短期大学創立 70 周年記念募金について

50. 財産目録及び計算書類

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園全体の資金収支は、安定した学生確保が基本となっており、次年度繰越支払資金が平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度では増加し安定した状態が続いていたが、令和 2（2020）年度の次年度繰越支払資金では減少した。その理由として、短期大学の校舎が経年劣化に伴い、学生の安全を担保するため外壁落下防止及び屋根等の防水工事を緊急的措置として行う必要があると判断し急遽理事会等で提案した。理事会で承認を経た後、改修工事に係る経費を令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度に計上したことによるものである。また、愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園の園舎増築に係る経費を令和 2（2020）年度に計上したことも影響している。

教育活動資金収支差額は、過去 3 ヶ年ともに黒字であるが、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標」に基づく経営状態の区分（法人全体）では、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度ともに「B0」となっている。これは経常収支差額が 3 ヶ年ともに赤字であったことによるものである。

令和 2（2020）年度の経常収支差額は、短期大学の施設の修繕費支出が大きく影響を与えており、この一過性の経費を除けば、収支バランスは保たれている。

短期大学を除く愛知文教大学、三つの幼稚園（短期大学附属第一幼稚園、附属萩原幼稚園、附属一宮東幼稚園）の教育活動収支差額は黒字である。

事業活動収支の状況として、基本金組入前当年度収支差額は、過去 3 か年ともに赤字となっているが、教育活動収支差額と同様の理由で、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度ともに赤字が増額している。これは短期大学、附属第一幼稚園における一過性の支出の影響と考えており、これを除けば収支のバランスは保たれている。

法人の貸借対照表から見た財務状況は、借入金のない経営を維持しており健全な状況である。

なお、令和元（2019）年 1 月頃からのコロナ禍は、全国の私立学校法人（大学、短期

大学)の財務状況に大きな影響を及ぼしている。

本学は、平成 30 (2018) 年度入学者数が入学定員の 1.4 倍以上超過した学科 (幼児教育学科第 3 部) があったため、文部科学省からの経常費補助金が対前年度より減少となり、加えて学生数の増加に伴い、教育研究経費が対前年度より増加となった。

令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度は、経常収支差額でのマイナスが大幅に増加しているが、これは短期大学校舎のⅠ号館、Ⅱ号館ともに築 35 年以上を経過して、専門家による点検結果、いづどこで起こるかわからない大規模地震の発生時には外壁が落下する可能性が高いこと、校舎の経年劣化に伴う屋根等の防水工事が必要であることが判明した。学生及び教職員の安心・安全確保のために緊急的に改修が必要と判断し、この改修工事に係る経費が経常収支差額に一時的に収支バランスに影響をおよぼしているが、経常的な支出ではない。

活動区分資金収支計算書の教育研究活動のキャッシュフローでは、黒字を計上しており、短期大学の存続する財務体質である。

退職給与引当金は、公益法人私立大学退職金財団等に、それぞれの所要の掛金を支払って退職金の交付を受けている。退職給与引当金は、期末要支給額の 100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した額を計上している。

資金運用については、学校法人足立学園資産運用規程に基づき、適切に行われている。平成 29 (2017) 年度には、有価証券に関する基準内規を設け、運用がより安全に適切に行われている。

学園全体における教育研究経費 (施設設備及び図書等の学習資源) は、年次計画に従い適切に予算化が行われている。

公認会計士は、毎年 11 月頃より次年度の 5 月頃まで来学して監査を行い、計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財産状況を適切に表示しており、公認会計士の監査に対しても適切に処理できている。

寄付金の募集は、現在特定公益増進法人として行っている。また、令和 3 (2021) 年度より、愛知文教女子短期大学創立 70 周年記念募金を開始し、受配者指定寄付金の申請手続きを進めている。寄付者には 70 周年記念品として連携企業と開発したパンの缶詰め (卵不使用・防災備蓄可) を返礼している。

学校債の発行は行っていない。

定員充足率に関しては、安定した入学者を確保し収支バランスを安定化することが法人の財務基盤確立に不可欠である。学生数は、平成 22 (2010) 年度の収容定員充足率が最も少なく 48.1% (260 人/540 人) で、その後 100%を超え (平成 29 (2017) 年度 109.2%、平成 30 (2018) 年度 118.8%、令和元 (2019) 年度 113.1%) と推移していたが、平成 30 (2018) 年度の入学定員の超過による経常費補助金の減額があったため、令和元 (2019) 年度より入学者数の是正に努めた。しかし、令和元 (2019) 年 1 月頃からのコロナ禍は、入学生確保に大きな影響を及ぼしている。

【過去 3 か年の収容定員充足】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収容定員数(人)	510	510	510
学生総数(人)	549	498	431
定員充足率 (%)	107.6	97.6	84.5

学園の経常収支差額は、平成 28 (2016) 年度までは黒字であったが、平成 29 (2017) 年度は、学生数の増加に伴う開講クラスの人件費の増加と私立大学研究ブランディング事業等の関連経費の増加、平成 30 (2018) 年度は入学定員の超過による補助金の減額、令和元 (2019) 年度は 2 か年にわたる愛知文教女子短期大学外壁等改修工事の経費によりマイナスとなっている。

学校法人及び短期大学は、中長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切に決定の上、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し執行している。

年度予算は適正に執行し、日常的な出納業務を円滑に実施の上、部門責任者、経理責任者、法人本部長の決裁を経て理事長に報告している。

資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳(TKC 会計システム)で適正に管理している。また、月次試算表は、毎月作成し、経理責任者、法人本部長の決裁を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

建学の精神を基に短期大学のブランドビジョンを「ひとを想う挑戦」とし、自学の存在意義を、「一生涯生き甲斐ある幸せな生活を送ることができる女性を育てる」こととし、令和 3 (2021) 年度には将来ビジョンを設定した。具体的には下記の通りである。

【教育ビジョン】 高度な教養と専門性を備えた専門的人材を育成する。

【研究ビジョン】 創造的研究に取り組み、産業界・教育界から評価される研究成果を発信する。

【社会貢献ビジョン】 地域に必要とれる短大を目指す。地域のニーズに対応し、地域社会と協調を図りながら、研究・教育成果を用い地域発展に貢献する。

【経営ビジョン】 中長期にわたる収支の適正化

この将来ビジョンは、令和元（2018）年度の将来構想委員会や企画委員会において構想を決定し、理事会において議決された後、教授会や教職員に説明して周知している。「本学の強み・弱み対策」が学科別に検討され自己分析を行うことにより、強みは特色として強調し、弱みは弱点克服のための対策の実現化を行うこととなっている。

平成 30（2018）年度からは、情報の収集、提供、分析等を目的とした IR 推進部を設け、令和 4（2022）年度からは、事務組織としての IR 推進室を設け、法人や短期大学の情報収集や分析を包括的に行い IR 委員会との協力・協働した体制となる。

平成 28（2016）年度より、本学独自の経営改善計画として中期計画を策定し、引き続き学園及び短期大学の将来像を見据えることを可能にしている。経営改善計画では、学生数の確保の目標及び学納金計画、並びに具体的に人員配置を伴う人事計画を反映させたものとなっている。安定的な学生数を確保していくためには、2 年間の短期大学教育において学生生活が満足できる施設設備の充実も重要なファクターである。従って、収支状況を鑑み施設設備計画を策定していく予定である。

理事会において議決された情報は、学長より教授会や水曜ミーティングにおいて報告を行い、情報の共有化が図られている。また、予算策定時において、重要事項については企画委員会において適宜意見聴取を行っている。

外部資金の獲得については、文部科学省等の補助事業等にも積極的にチャレンジしている。その一例として、平成26(2014)年度から平成29（2017）年度まで「私立大学等改革総合支援事業のタイプ2」に4年連続で選定されており、平成28（2016）年度に

は文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」の採択を受けている。また、平成28（2016）年度、平成29（2017）年度の2か年は「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」として文部科学省委託による受託事業が採択された。令和3（2021）年度には、「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ3が採択された。

令和元（2019）年度より2ヵ年にかけて校舎の外壁改修工事に伴う補助事業「私立学校施設整備費補助金」により老朽化した校舎の改修工事を行っている。更に、コロナ禍においては、学生への大学教育を担保することが重要と捉え、その対応と拡充を図ることを目的として文部科学省の補助事業「令和3年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）」に申請、交付が決定され、短期大学での情報技術の向上の推進に寄与している。また、本書の「公的資金の適正管理状況」に記載したように、文部科学省等のほか、愛知県、稲沢市、公益財団法人、一般財団法人からの外部資金（補助金）を得ている。

なお、遊休資産の処分等を行っていない。

文部科学省等に選定（採択）等された補助事業（過去5年間）

補 助 金 事 業 等 名	受 給 年 度				
成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	29				
私立大学研究ブランディング事業	29	30	元		
子どもゆめ基金助成金	29	30	元		3
私立大学施設整備費補助金			元	2	
私立大学等改革総合支援事業タイプ2	29				
私立大学等改革総合支援事業タイプ3					3
私立大学情報機器整備費補助金					3

本学は、特色を生かした教育研究活動等を積極的にホームページや入学ガイダンス等で広報し学生確保に努めている。昨今の女子高校生の4年制大学への志向がさらに加速し、18歳人口の激減、コロナ禍による経済の低迷、日本を取り巻く先が見えない社会情勢等、学生確保には大変厳しい状況である。しかし、安定した財政基盤を作っていくには学生生徒等納付金収入を安定的に確保していくことが最も重要であることから、今年度は、積極的な学生募集活動を実施している。

財務情報や事業報告書等は法令に則り「財務情報」としてホームページ（提出-9）に掲載し、広く社会に公表するとともに教職員にも情報共有に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和4（2022）年度、本学全体の定員充足率は84.5%で前年度97.6%よりも13.1%減となっており、これに伴い学生学納金等も減少している。しかし、幼児教育学科第3部の過年度の入学定員の超過による経常費等補助金の減額は解消されつつあり、今後は、入学者の確保と定員の管理の徹底、経費の削減に努め、適切な財務体質につなげていきたい。なお、令和3（2021）年度には、「私立大学等改革総合支援事業」タイプ

3、「私立大学情報機器整備費」「子どもゆめ基金助成金」に採択されたが、今後も新たな外部資金獲得を目指すとともに、更なる予算管理の徹底を図っていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

私立の短期大学は、昨今の女子高校生の4年制大学志向がさらに加速化、18歳人口の激減、コロナ禍による経済の低迷、日本を取り巻く先が見えない社会情勢の中で学生確保には大変厳しい状況である。そんな状況下であるが、本学は日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標」に基づく経営状態の区分(法人全体)では①「B0」となっている。②借入金のない経営を維持しており健全な状況で経常的な支出はない。③教育研究活動のキャッシュフローは黒字を計上している。④短期大学の存続を可能とする財務体質を維持している。などを挙げることができる。

情報の収集、提供、分析等を目的としたIR委員会を設け(令和4(2022)年度からはIR推進室)、法人や短期大学の情報収集や分析を包括的に行う体制となった。

外部資金の獲得についても、文部科学省等の補助事業等に積極的にチャレンジしており、「私立大学等改革総合支援事業」タイプ2の4年連続での採択、「私立大学研究ブランディング事業」の採択、「私立大学等改革総合支援事業」タイプ3、「私立大学情報機器整備費」「子どもゆめ基金助成金」の採択などがある。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

短期大学教育の基礎となる人的資源において、教員及び事務職員の補充はあるが、働き方改革の面において今後さらに検討の余地がある。物的資源においては、経年劣化に伴う施設・設備等の改修や設備投資を年次計画に沿って進めるところである。財源資源においては、現況下、コロナ禍の影響を受け短期大学の総定員充足を早期に解消することが第一であり、これにより学納金等の増加及び平成30(2018)年度に入学定員超過による補助金の減額を受けたことを踏まえ、定員管理には厳重な注意を払っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

小規模な短期大学の特色を活かし、大学教育の基礎となる人的資源を再構築し、協力・協働による互いの仕事を理解・深化する「職場内研修(FD・SD研修)」等の開催を再度検討していきたい。また、専任教員については、現在実施している教員相互の授業参観や外部講師を招いての教授法の研修等を再構築し拡充をしたい。事務職員についても、個々の職員の能力向上への研鑽は必要であることから、積極的に日本私立短期大学協会主催の研修会や地元大学・短期大学で構成している愛知県私立大学・短期大学協会主催の各研修会に出席し研修を更に深める。

物的資源においては、短期大学設置基準を十分に満たす校地、校舎を有しているが、

校舎は築35年以上経過しており、配管設備や部屋の内装等が経年劣化しているので、今後も中長期計画を策定して改修を実施していきたい。また、備品や ICT 機器等も耐用年数を勘案して優先順位を決め順次更新を図っていきたい。

財的資源については、経営基盤の安定化を図るための収入の確保が重要な要素である。従って、安定した学生の確保と学生学納金、文部科学省等の各種補助事業への取り組み、外部団体からの外部資金の獲得等に積極的に挑戦する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

22. 学校法人足立学園寄付行為

備付資料

51. 理事長の履歴書

52. 学校法人実態調査表（写し）

53. 事業に関する中期的な計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学園創立者である校祖足立闇勵氏の孫にあたり、昭和58（1983）年4月より稲沢女子高等学校教諭に就き、その後大成中学校校長、大成高等学校校長を経て、平成18（2006）年度に法人分離の際「学校法人愛知真和学園」の理事長に就任した。平成20（2008）年4月より学校法人足立学園理事長を兼務し現在に至っている。学園の建学の精神及び教育理念・教育目標については、他の誰よりも理解するとともに学園の発展に寄与できる。平成28（2016）年度には「教育者文部科学大臣表彰」を受賞している。日常に理事長との関係は、教学面を始め諸課題に対し、学長は速やかに理事長と協議し意思疎通を図っている。また、機会があるごとに理事長から学生、教職員に対し学園の歴史や経緯等の講話ができる体制を整えている。

学園は、私立学校法に従い理事会、評議員会、監事によってガバナンスを担保した業務執行を図っている。令和2（2020）年4月1日施行の「私立学校法の一部改正に伴う寄附行為の変更」については、理事会において審議、議決を経た上で学校法人足立学園寄附行為の変更認可申請（届）を速やかに行い、令和2年3月16日付「元文科高第1073号」で学校法人寄附行為変更認可書を受理した。また、寄附行為第14条により「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定められており、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理している。

決算案及び事業報告は、毎会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経て評議員会に報告し、諮問している。

理事会の会議は、寄附行為に基づいて開催運営している。寄附行為第17条により、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会は理事長が招集し、理事長が議長を務めている。また、理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならないとしている。

なお、理事会、評議員会は、文部科学省高等教育局私学部私学行政課からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取り扱いについて」（令和2年3月11日付）に鑑み、コロナ禍のため、感染症の拡大が鎮静するまでの期間理事会等はこの措置に準ずることとした。

理事会は、自己点検・評価報告書における課題について確認をすることで、必要な情報を収集し、短期大学の運営において法的な責任があることを認識している。また、理事会は、学園運営に必要な情報を収集するために日本私立短期大学協会や学校法人の運営に関する協議会などに理事が参加し、積極的に外部の情報の収集に努めている。また、理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法等の法改正に対して迅速に対応を図っている。平成28（2016）年1月より、さらなる機動的かつ戦略的な学校法人運営を行うために「常任理事会」を設置した。

常任理事会は、日常の業務運営における意思決定機関としての役割を持っており、毎月1回、大学と短期大学とを交互に開催場所として行っている。常任理事会のメンバーは、理事長、愛知文教大学学長、愛知文教女子短期大学学長、第一幼稚園園長、学校法人足立学園本部長となっている。理事長が必要と認めた場合は、常勤の理事以外の理事も常任理事会に出席することができ、理事長は必要に応じ、副学長、学科長及び事務長等を出席させることができる。さらに、常任理事会においては、教授会で審

議された議題についても、速やかに理事長へ報告することができ教授会との連携を密にすることが可能となっている。

学校法人及び短期大学の運営に関する規程は整備され、事務センターに常設し教職員の誰でも閲覧が可能となっている。また、学校法人足立学園寄附行為及び役員等の報酬等に関する規則及び役員・評議員名簿は、ホームページにおいても公開している。

理事会における理事の構成は、私立学校法第35条に基づく寄附行為第6条(理事の選任)の規定により選任されている。宗教法人本養寺から推薦された者1名、この法人の設置する学校の校長のうち理事会において選任された者2名、評議員の互選によって定められた者1名、学識経験者のうちから前各号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者3名で構成されている。理事長は宗教法人本養寺から推薦された者より選出されている。また、学内理事として、愛知文教女子短期大学学長、愛知文教大学学長、第一幼稚園園長、学校法人足立学園本部長が理事として参画しており、理事は建学の精神を理解し、法人の健全な経営についての学識及び識見を有した者で構成されている。寄附行為第10条第2項第4号において「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と準用し退任の事由を規定している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、学園運営や高等教育機関である大学、短期大学教育の諸課題に対して積極的かつ真剣な議論が行われている。昨今の女子高校生の4年制大学志向の加速化、18歳人口の激減、コロナ禍による経済の低迷、日本を取り巻く先が見えない社会情勢等を鑑み、更に理事会と教授会が一致し協力・協働していくことが必要である。また、文部科学省の関連法令、省令等の改正により緊急に対応することが求められており、理事会及び常任理事会と短期大学との連携をさらに深化し、法人の使命・目的の達成に向け意思決定ができるようにする。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

学園は、理事長のリーダーシップの基で私立学校法、学校教育法等に準拠し、迅速な学園運営を図っている。さらに、昨今の大きく変化する社会情勢を鑑み、本学園の教育機関(幼稚園、短期大学、大学、大学院)のさらなる機動的かつ戦略的な運営を行うために「常任理事会」を設け、機能を発揮している。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料-規程集

1. 愛知文教女子短期大学学則
4. 愛知文教女子短期大学委員会規程
6. 愛知文教女子短期大学教授会規程
30. 愛知文教女子短期大学学長・副学長選考規程

56. 愛知文教女子短期大学学生懲戒規程

備付資料

54. 学長の個人調書[様式 21]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長のリーダーシップとガバナンスについては、学長は教学運営における最高責任者として権限と責任をもって諸問題に関する決裁を行い、リーダーシップを大いに発揮している。教授会においても最高責任者として、短期大学の諸問題に取り組み最終的な判断をくだしている。また、学長は、本学での副学長の経験を踏まえ、短期大学運営の識見を有し十分な人格を備えている。

また、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて不断の努力をしている。

愛知文教女子短期大学学生懲戒規程（規程集-56）を定めてはいるが、懲戒事象はない。

平成27（2015）年度、当時の学長のもとに将来構想会議が立ち上がり、短期大学の10年、20年後の姿について議論し、将来的な構想をプランニングした。この会議では、大学の中長期計画と3年間のアクションプランを策定し、事務分掌の改編や教学面の改革など、大学教育の根幹に関わる事柄について議論を深めた。その成果として、平成28（2016）年度は文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」、「成長分野における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」に採択された。

毎週月曜日には、学長、法人本部長も出席する企画委員会が開催されている。ここで議論されたことが教授会に提出され、最終的な意思決定となる。また、毎週水曜日に全教職員が参加する水曜ミーティングでは、常任理事会や教授会の内容等が学長から説明され周知することでも、学長のリーダーシップとガバナンスが発揮されている。一例として、大学のさらなる活性化のために、学長裁量費、「新システム・ポータルサイト」の構築、学生によるABCチームの発足、災害時の初動体制強化のための全教職員への防災用品配布など大いにリーダーシップを発揮している。

学長は、「愛知文教女子短期大学学長・副学長選考規程」（規程集-30）に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任されている。

教授会は、学長が、「愛知文教女子短期大学学則」（規程集-1）・「愛知文教女子短期大学教授会規程」（規程集-6）に基づいて開催しており、学則及び教授会規程で定められた事項について構成員の意見を聴取し、短期大学の教育・研究推進上の審議機関として適切に運営している。そして、教授会議事録は、会議後速やかに整備しており、教職員はいつでも閲覧が可能となっている。

なお、併設する大学との合同教授会は想定していないので、これに関する規程は制定していない。

教授会は、学習成果、三つの方針に対する議案を審議し認識を有している。さらに、学長は、教授会の下に教育上の必要な各種委員会を「愛知文教女子短期大学委員会規程」（規程集-4）に基づいて設置しており適切に運営している。

さらに、昨今の女子高校生の四年制大学への志向の加速化、18歳人口の激減、コロナ禍による厳しい学生募集に関しても高校訪問担当者会議等を開催しており、そこで知り得た情報を共有して細かく分析し、教授会、企画委員会、各種委員会に反映している。学長と教職員の個人面談も行われ、教職員のモチベーションもさらに高くなっており学長のリーダーシップが十分に発揮されている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、短期大学の運営のため常にリーダーシップを発揮しているが、今後も継続的に高等教育機関である短期大学のトップとして、教授会や理事会等との協力・協働により、更に深化を図りリーダーシップを発揮・堅持していく。

令和 3 (2021) 年度より、委員会等の大幅な組織改編を行ったため、規程等の整備については、今後、順次見直す必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

令和 3 (2021) 年度からは、愛知文教女子短期大学学長・副学長選考規程(規程集-30)に基づき新たに選出された、富田 健弘新学長の新体制となり、様々な改革(学長裁量費、教務システムの構築、学生による ABC チームの発足、災害時の初動体制強化のための全教職員への防災用品配布)等に取り組んでいる。令和 2 (2020) 年 1 月頃からのコロナ禍に伴い、短期大学の運営が非常に難しい局面の中、学長は卓越した識見をもって、学生支援の充実やオンライン授業による教育の質担保、学生確保に向けたカリキュラム検討指示など短期大学経営、教学、学生支援等の様々な面で強いリーダーシップを発揮している。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料

9. ウェブサイト「公開情報」

<https://www.ai-bunkyo.ac.jp/outline/>

提出資料-規程集

5. 愛知文教女子短期大学自己点検・評価実施規程

17. 愛知文教女子短期大学ガバナンスコード

103. 学校法人足立学園寄附行為

備付資料

56. 監事の監査状況

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

学園の監事は、学校法人足立学園寄附行為第16条（監事の職務）（規程集-103）に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について監査を行い、理事会・評議員会には出席して必要な意見を述べている。監事は、学校法人の業務または財産の状況に関して、会計年度終了後2か月以内に監査報告書（備付-56）を作成し、評議員会、理事会に提出している。また、公認会計士と監事との意見交換を行う場を設け、質疑応答を行うことで監査機能の充実と強化を図っている。監事からは、単に財務状況にとどまらず、教学に関する監査も受けており、本学全体の監査となっている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- （2） 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

学園の評議員会は、私立学校法に準拠して足立学園寄附行為第20条（評議員会）（規程集-103）により15人以上21人以内と規定されており、理事の定数が7名に対し評議員会は15名で構成されており理事の2倍以上の人数となっている。

評議員会は、私立学校法に従い、予算編成や寄附行為の変更等の法令で定められた事項について学校法人足立学園寄附行為第22条（諮問事項）により運用している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- （2） 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

私立学校は、社会に開かれた教育機関として高い公共性と社会的責務を有しており、法人と短期大学の相互チェックの機能性は極めて重要である。本学の学長は、短期大学を統括し短期大学運営に強いリーダーシップを発揮しており、学長からの諮問事項等は各委員会などで協議され、その結果は企画委員会、教授会等で審議され学長に上申される仕組みとなっている。そして、学長が決定した事項は、常任理事会等での審議を経て理事会に反映されており、ボトムアップの環境が整備されている。また、教職員からの意見や各部署からの提案は、各責任者の決裁後、学長の決裁を経て理事長に上申されている。学長は、毎年、教員や事務職員と個々に面談を実施しており、この面談において直接意見を述べる機会を設けて教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。このように、短期大学の管理運営は、学則及び関連規程により

適切な運営体制が構築されており、法人との各管理運営組織の意思疎通と協力・協働の連携及び相互にチェックする体制を整備し、適切にガバナンス機能が担保されている。なお、令和3(2021)年5月には「愛知文教女子短期大学ガバナンスコード」(規程集-17)を作成した。

学園及び短期大学の財務情報については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報および財務情報をホームページで公開している。(提出-9) また、「役員・評議員名簿」「寄附行為」「校舎等の耐震化率」および「役員等の報酬等に関する規則」等もホームページで公表している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

学園の監事は、非常勤であることから、日常的な業務を遂行することは厳しいため年数回にわたり意見等を聴くこととしている。また、緊急的な事象が生じた場合には、法人本部長が監事の元へ直接訪問して対応をしている。日本の高等教育機関、とり分け短期大学においては世界経済の不透明な状況や日本の18歳人口の激減、更にコロナ禍における経済の鈍化や経済格差によって、今後、さらに目まぐるしく変動する社会情勢等を鑑み、理事会の経営判断は大変重要になると予測される。従って、毎月開催している常任理事会が中心となり、日本の経済状況や社会の変化をいち早く感知し、情報の共有と意思統一、強いリーダーシップが重要となってくる。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

私立学校は、広く社会に開かれた高等教育機関としての社会に開かれた公共性と社会的責務がある。このことを認識し、私立学校としての自主性が最も尊重され、自律的なガバナンスを確保し、経営の強化を図り、時代への変化に対応した短期大学づくりを進めている。このような事象から令和3(2021)年5月には「愛知文教女子短期大学ガバナンスコード」(規程集-17)を作成している。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教授会での決定事項や報告事項等の「教授会議事録」は、事務センターに置いてありいつでも教職員であれば閲覧できる。また、毎週全教職員が参加する「水曜ミーティング」においても学長から報告があり、これにより全教職員に正しく迅速に情報を得る事が可能となっている。また、学長の教育方針や大学の目標等が全教職員へ迅速に周知されるために、教職員との「個人面談」を行っている。これにより相互理解を深める機会となっており、教職員の意見をいち早く聴取することで、更なる改革・改善に向けた組織作りを目指している。教員は、学長裁量費の活用により、学外の優れた取組みに触れる機会を増えたことも学長のリーダーシップが発揮されている証である。

平成 28(2016)年 1 月、学園の迅速な経営判断と意思決定、学園内の意思疎通を更に円滑することを目的に設置された「常任理事会」は、内容に応じ、常勤の理事以外の理事、副学長、学科長及び事務長（令和 4(2022)年度からは「事務局長」）等を出席させることができ、緊急の対応が必要な場合や日常業務での意思決定を迅速かつ効果的に行うことに繋がっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学への進学者は、女子高校生の4年制大学志向がさらに加速し、併せて18歳人口の激減、コロナ禍による経済の低迷、日本を取り巻く先が見えない社会情勢等日本経済の先行きも不透明な中、安定した学園経営を行うことが非常に厳しい状況になることが予測される。そんな中、本学園は、創立100周年に向かいブランドビジョンである「ひとを想う挑戦」を掲げ、凛として活発な、地域と社会に貢献しつづける女性を育てる、愛知文教女子短期大学を目指していく。そのためには、掲げた将来ビジョンに向かって、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員間の協力・協働による連携強化、地域貢献、教学マネジメント改革を進めていく。